

同(瀬長亀次郎君紹介)(第四六一号)
同(津川武一君紹介)(第四六二号)
同(東中光雄君紹介)(第四六三号)
同(不破哲三君紹介)(第四六四号)
同(正森成一君紹介)(第四六五号)
同(松本善明君紹介)(第四六六号)
同(山原健二郎君紹介)(第四六七号)
同(安田純治君紹介)(第四六八号)

同月六日
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願(武藤山治君紹介)(第六三三三号)
同外一件(安宅常彦君紹介)(第七二二二号)
同(小川仁一君紹介)(第七二二二号)
同(西宮弘君紹介)(第七二三三三号)

同月七日
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願(田邊誠君紹介)(第八六六六号)
同月九日
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願外一件(伊藤茂君紹介)(第一〇五三三三号)
同(岡田春夫君紹介)(第一〇五四四四号)

同月十一日
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する請願(稲葉誠一君紹介)(第一二二二八八号)
同外一件(上原康助君紹介)(第一二二二九九号)
同(大出俊君紹介)(第一二二三〇〇号)
同(大原亨君紹介)(第一二二三二二二二号)
同(金子みつ君紹介)(第一二二三三三三三号)
同(横山利秋君紹介)(第一二二三三三三三号)
は本委員会に付託された。

十月九日
刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案反対に関する陳情書外六件(東京

都新宿区西早稲田二の三の一八日本キリスト教協議会議長山田襄外六名(第一四四号)
水戸地方方法務局潮来出張所の存続に関する陳情書(茨城県行方郡潮来町議会議長中野金吾)(第一五五号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
小委員会設置に関する件
小委員会における参考人出頭要求に関する件
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○鴨田委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りをいたします。
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政の適正を期するため、本会期中
裁判所の司法行政に関する事項
法務行政及び検察行政に関する事項
並びに
国内治安及び人権擁護に関する事項
について、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、国政調査を行うため、議長に対し、承認を求めることにいたしますと存じます。御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○鴨田委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りをいたします。
証人及び証言等に関する調査を行うため小委員

十三名よりなる証人及び証言等に関する小委員会を、前国会に引き続き、設置したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
なお、小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長において指名したいと存じます。が、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。
次に、小委員及び小委員長の辞任の許可、補欠選任並びに小委員会において参考人の出席を求め意見を聴取する必要がある場合は、参考人の出席を求めることとし、その人選及び出席日時等については、委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
○鴨田委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
まず、政府から、順次趣旨の説明を聴取いたします。瀬戸山法務大臣。

○鴨田委員長 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○瀬戸山国務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。
政府は、人事院勧告の趣旨に鑑み、一般の政府職員の給与を改善する必要があるため、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。改正の内容は、次のとおりであります。

裁判官の報酬等に関する法律の別表に定める判事補の報酬及び五号以下の簡易裁判所判事の報酬並びに検察官の俸給等に関する法律の別表に定める九号以下の検事の俸給及び二号以下の副検事の俸給につきまして、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の増額に準じて、いずれもこれを増額することといたしております。

これらの改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和五十三年四月一日にさかのぼって適用することといたしております。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○鴨田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
○鴨田委員長 この際、お諮りをいたします。
本日、最高裁判所牧事務総長、大西総務局長、勝見人事局長、西山民事局長兼行政局長及び岡垣刑事局長から、それぞれ出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

さよう決しました。

○鴨田委員長 これより両案に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山崎武三郎君。

○山崎(武)委員 まず、今回の一般の政府職員の平均引き上げ率と、裁判官、検察官の平均引き上げ率はどのくらいになるのか、また、それに要する経費はどのくらいになるのか、説明されたい。

○批田政府委員 一般職の今回のベースアップは平均で三・六％ということで現在御審議中であります。本日の御審議いただいております法案によりますところの裁判官、検察官の増加額は、改定の対象になる裁判官につきまして平均いたしまして三・七％でございます。検察官につきましては三・六％ということでございまして、一般公務員と大体同じアップ率ということに相なっております。

その裁判官、検察官のベースアップに伴います所要経費でございますけれども、これは一方で期末手当が減額されるということが予定されておりますので、それとの差し引き計算をいたしますと、裁判官につきまして約四千万円の増、検察官につきましては一億一千万円の増額という予定になっております。

○山崎(武)委員 今回の改正案では、判事八号以上の者と簡易裁判所判事四号以上の者及び検事八号以上の者と副検事一号以上の者の報酬、俸給が据え置かれていますが、その理由は何か、また過去の据え置きの実例はどうか、説明されたい。

○批田政府委員 裁判官、検察官の給与につきましては、いわゆる対応金額スライド方式というもので計算をされておるわけでございますが、その対応金額スライド方式と申しますのは、裁判官で申しますと、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官は内閣総理大臣等の特別職の対応、それから判事は一般職の指定職の俸給表を

受ける者との対応、それ以下の裁判官は一般職の行政職(一)の俸給表との対応という形で組まれておるわけでございます。ところが、本年の一般職の関係のベースアップにつきましては、指定職並びに特別職の大部分の方が据え置きということになっております。したがって、それに対応して先ほど申し上げましたような特別職並びに指定職に対応する号俸のところは据え置きということに相なるわけであります。検察官につきましても同様ということに相なっております。

このように一部据え置きがあるかというお尋ねでございますけれども、昭和二十四年にやはり今回と同じような形で一部据え置きということがあったようでございます。ただ、そのなった事情は、ちょっと古いことでございまして、つまびらかでございませぬけれども、少しく今のは事情が違ふ面もあるかと思ひますが、そういう同じような例は過去にもなかったわけではございません。

○山崎(武)委員 一般の政府職員については、今回俸給以外にも扶養手当、通勤手当が増額され、一方十二月に支給される期末手当はその支給割合が減額されておる、これらは裁判官、検察官にも適用されることになると思うが、その適用範囲、内容などについて説明願ひます。

○批田政府委員 通勤手当、扶養手当に関しましては、裁判官で申しますと、今度ベースアップの対象になるところ、すなわち判事補と五号以下の簡易裁判所判事につきましては通勤手当、扶養手当が支給されております。検察官におきましては、検事九号以下並びに二号以下の副検事は通勤手当、扶養手当の支給を受けておるわけでございしますが、一般職の関係につきまして今回それらの手当につきまして若干の増額が予定されておりますので、それが実現いたしますと、それに対応いたしますので、現在そのような手当を受けている裁判官、検察官は同様に増額ということに相なるわけでありませぬ。

検察官が支給を受けておるわけでございまして、今回の一般職の関係で十二月の期末手当が○一カ月分減額ということに相なりますと、検察官につきましては当然にその例によることになっておりますために、それが減額と相なります。

裁判官の方につきましては、その例に準ずる扱いで、最高裁判所規則が改正されて減になる運びになるかと思っております。

○山崎(武)委員 一般の政府職員の給与の改正案では、医師、歯科医師については、昨年に引き続いて、ことしもまた初任給調整手当がそれぞれ一万円増額されておりますが、裁判官、検察官については昭和四十六年以降全然増額されておらず、今回もまた見送られる予定と聞いておりますが、その理由について御説明願ひます。

○批田政府委員 裁判官、検察官の初任給調整手当は、優秀な人材を裁判官、検察官に迎え入れたい、そのためには弁護士との給与比較をいたしまして、弁護士に劣らない初任給というものが用意されたいとぐあいが悪いということで、初任給調整手当が認められるようになったわけでございします。したがって、初任給調整手当を増額すべきかどうかということは、司法研修所を出まして初めて弁護士になる人がどのような給与を受けらるかということの比較で、初任給調整手当の適正な金額というものが考え出されるわけでございしますが、最近の弁護士の給与の実態と比較いたしますと、さらに増額をしなければならぬというふうな実態が出てまいりません。本年におきましても、昭和五十四年四月に司法研修所を出した弁護士の実態を調べてみましたけれども、余り弁護士さん側の方の給与は上がっておらないというところのために、今回の裁判官、検察官の給与が上がるということを前提として計算いたしますと、既存の金額で大体いいところ、バランスがとれる金額であろうというふうに考えておりますので、そういうわけで初任給調整手当の増額はこ

とも見送りになるということでございします。

○山崎(武)委員 終わります。

○鴨田委員長 次に、稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 いま山崎さんから質問があったところですが、司法修習生の場合、見送りになるというふうな話のようでしたね、ちょっとよく聞いてなかったのですが、そうすると、それはもちろん国家公務員ではないから、増額の場合でも法案には出ないわけですが、増額の場合でも法とした場合には、どういう形でどこへそれが出てくるわけですか。法案ではなくて、ただ予算書の中へ出てくるのですか。どういう形になるのですか。

○批田政府委員 ただいま山崎先生にお答えいたしましたのは、司法修習生を終了して新しく弁護士になった人と新任判検事との比較のことを申し上げたわけでございまして、司法修習生それ自体の給与はまた別でございします。これは従来からやはり一般職の給与の上がりぐあいを見まして増額しておるわけでございまして、本年も増額の予定となっております。

それがどういう形であられるかと申しますと、最高裁判所の規則で司法修習生の給与額というものが決定されることになっておりますので、この一般職の給与法案が成立し、また裁判官等の報酬に関する法律が通りますと、それに応じて司法修習生の給与改定が規則上明示されるということになるかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 私の聞き違いで申しわけございませんでした。どうもそうでないかと思つていたので、それでないとおかしいと思うのですが、そうするとやはり三・八四％という形で修習生の――これは何と言つたらいいの、正式には何ですか、修習生に対する……これは法律的な性格は何ですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 修習生に対する給与は、裁判所法で国庫から支給するという根拠がございまして、現在、先ほど法務省の調査部長からお答え申し上げましたように、最高裁判所にその金額を定めることをゆだねられております。現在、司法修習生の受ける給与の額は行政職の

(+)表、六等級の二号と三号の中間に位しております。このたびの給与改定が実現いたしますとすれば、その六等級二号と三号の上がり幅を現行の形で案分比例いたしまして、六等級二号と三号の間になる金額で規則で定める予定でございます。

○稲葉(誠)委員 具体的にまだこの法案が通っていない段階でこういう質問をするのはおかしいかとも思いますが、それは、一つは最高裁の予算のどういふ款項目のところへ出てくるのですか、それが一つ。

それからもう一つは、その三・八四%との関係はどういふふうになるわけですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 まず予算でございますが、最高裁判所の方に司法修習生手当というところに予算が盛り込まれます。それから、現在内閣委員会の方で御審議いただいていると思ひますが、先ほど申し上げました六等級の二号と二号が給与改定が実現されるといたしますと、先ほど申し上げましたような計算で、現行は十万八千四百円でございますが、改定額は十一万二千五百円ということになります。なお、増し率は三・八%でございます。

○稲葉(誠)委員 言葉はどうでもいいのですが、さっきの話だと、修習生の給与という答えでしたよね。いまの話だと手当ということになってますね。国家公務員でないのだから、それに対する給与という考え方はおかしいのじゃないですか。だから手当という考え方になってくるのですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 裁判所法の六十七条の二項に、「司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける」という条文に相なっております。

○稲葉(誠)委員 それで予算のときには手当という言葉を使うのはどういふわけですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 予算上の項目の書き方でございますが、この沿革というと現在つまりはにかいたしておりますが、一応予算上は手当という言葉を使っているようにございます。

○稲葉(誠)委員 それはどうもおかしいな。だつ

て、公務員でないのに給与というものを払うというところが第一おかしいということが一つの議論。仮に、給与という言葉が裁判所法にあるとすれば、仮にじゃなくあるんだから、あるとするならば、予算の方も手当でなくて、手当というのは公務員に払うものではないはずだし、払うとしても副次的なものにしかすぎないのではないかと思うのです。そうすれば、予算上も給与という言葉を使わなければおかしいのではないか、首尾一貫しないのじゃないかな。どっちをとってもいいけれども、首尾一貫しないのじゃないかな。

○勝見最高裁判所長官代理者 言葉の問題に相なるうかと思ひますが、広義の意味では給与の中に手当も含まれるというふうに考えられます。予算上どういふ名目にするかは、もっぱら予算上の問題でございます。先ほど申し上げましたように、なぜそういうふうになっているかという的確な資料をちょっと持ち合わせておりませんので、後日研究いたしましてお答え申し上げたいと思ひます。

○稲葉(誠)委員 それは大蔵省は給与という言葉を使うのをいやがるのじゃないですか、どうなの。的確な言葉というのはいくら出てくるのかよく知らぬけれども、それはいつごろわかるのか。委員長、こういう問題があるからやはり時間がかかるのですよ。よく見ていてくれないう困るのです。

それはどうなの、第一の問題だ。さあ、そのところどうします。

○勝見最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり司法修習生は国家公務員でございせんので、いわゆる一般職の給与法に言う給与ということには当たらないというふうに思ひますが、裁判所法上は給与という言葉を使っておりますが、予算上は手当という言葉を使っておりますが、予算上は手当という手当という言葉も、裁判所法上の給与の概念の中に含まれるというふうに御理解いただきたいと存じます。

○稲葉(誠)委員 まあどうでもいいことですか

ら、こころにしまししょう。そこで、いろいろの問題があるわけですが、せっかく事務総長おいでになつてゐるので、これは進んでおいでになつたという形になつてゐるので、こつちから呼び出したわけじゃないのだけれども、進んでおいでになつたという形になつてゐるので……

判例タイムズのナンバー三六四「最高裁に対する期待と要望」というので、札幌高等裁判所長官の横川敏雄さんがいろいろのことを書いていますね。ちよつと抽象的であれで結構だけれども、これをお読みになつて、どういふところがいいところでしょう。

○牧最高裁判所長官代理者 札幌の横川長官が退官を間近に控えられて、いままでの裁判官生活振り返つての所感を御指摘の雑誌に寄稿したようでございます。おっしゃられるとおり、そこに具体的な事実が述べられておられせんし、また特殊な具体的な提案がされておられせんし、いませんので、私もとしては、それについて特に意見を申し上げるような問題ではないというふうに考えております。

○稲葉(誠)委員 だけれども、これは横川さんに言わせると「正しい裁判の行なわれるべき基地に問題があつてはならないと、……裁判所全体の姿をたまため言うべきことは言い、行なうべきことは行なつてきたつもりである」と言つてゐるのです。これはどんなことを言つたんですか。

裁判所全体の姿を正すため言うべきことは言つたというのですが、これは何か言つたのでしようか。それから、行ふべきことは行つてきたつもりだ、これは何を言つてゐるのですかね。これはどういふふうな御理解——この点は事務総長でもいいし、刑事裁判の方だからむしろ刑事局長の方が詳しいのじゃないかな。

○岡垣最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。私もあれを拝見しまして、抽象的なお話でありまして、私どもの方としては別に具体的なものと

してあつたのだという感想を持ち得なかつたわけでありまして。私の守備分野は、刑事訴訟の運営でございますが、訴訟法と実体法の運営状況ということでございまして、横川長官たくさん裁判をやつておられますけれども、しかし、それをあれこれ見ているわけではありせんし、どういふふうなことを意味しておられるのか、ちよつと私にはわかりかねます。

○稲葉(誠)委員 「往々最高裁の判例の中に、下級審が苦心惨憺してした事実の認定とこれに対する法的評価を軽々しく被告人の不利に変更したのではないかと疑われかねないものが見受けられるのは遺憾である」といふようなことを言つてゐますね。これは高裁の長官が言われることですから、この人は刑事事件をずっとやつておられた方ですから、具体的にどういふようなことを指したというふうにお考えになりますか。全然これにもう根拠もないことを言つた、こういうふうにお考えになられるわけですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 裁判所としまして、裁判所というものはそれぞれの裁判官が各審級でそれぞれ自己の良心に従つて、それこそその文章にもありますとおり苦悶をこらして各審級をやつておられるわけでございます。それぞれ意見の異なることはもちろんございまして、ですから、そこに書いてありますことを拝見ししても、私も私としては、どれがというのを考えることができないわけでありまして。ただ、その高裁の裁判官がおやりになつた裁判が最高裁で破棄された、あるいは法律点なり事実点なり、これはいろいろあるかと存じますが、それ以上にはちよつと考えにくいわけでございます。

○稲葉(誠)委員 これは抽象的なことをずっと言つてゐるものですか、具体的なことを言つてゐるわけじゃないし、それからもう定年です、二十二年に定年ですね。定年間に言つたんですし、なかなかこの人は哲学的なことをいろいろ言つてゐるわけですね。いい意味で言へば哲学的、悪く言えばベダンチック、よくわかりませんが、

どつちかですね。

「真昼の暗黒」という映画の中に被告人が「まだ最高裁がある」と叫ぶシーンがあるが、これは一部の指導層だけの期待でなく、訴訟関係人ともにより、心ある国民総ての期待でなければならぬ。この「真昼の暗黒」の最後のところで、鉄格子につかまつてやるのは、あれは俳優はだれでしたか、草薙幸二郎かな、だれだったかちよつと俳優は忘れましたが、ありました。この「まだ最高裁がある」というのは、いまは一般国民が言つておるのじゃなく、政府側が言つておる言葉なんだ、このごろになつてくると。一審や二審で不利な判決、違憲判決が出て、最高裁へいけば違憲判決は必ずひっくり返るといふことで、政府側が「まだ最高裁がある」と言つて安心しておられるといふふうなことを皮肉つておるのじゃないかと、こう思うのです。

いずれにしても、こういう抽象的な論文ですから、これ以上のことを聞いてもどうかといふふうな感じがします。もう少し具体的な何かを書いてあれば何とか質問もできるのですが、これではちよつと無理だらうといふふうに思います。

そこで、別なことをお聞きいたします。これでもあまただうだう一時間ぐらいやれますけれども。

この前、秋田の簡易裁判所かどつかで、何か執行猶予中の者にまた執行猶予をつけて保護観察をつけた、そして何か判決が一年二月で一年六月だかの判決を下した非常に勇気のある裁判官がおられるということが出ておったわけですが、これはどんな経過なんですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 御指摘の秋田簡易裁判所の判決のやりましの判決ミスにつきましては、御指摘のとおりミスがございました。これは九月二十四日の新聞に報道されて、その関係で秋田地裁の所長から最高裁あてに九月二十六日付で報告がなされております。新聞報道にあつたような誤判判決があつたことは確認されてお

ます。

○稲葉(誠)委員 それはどういふ点がミスなので

○岡垣最高裁判所長官代理者 この関係、刑事の關係でございまして、私から申し上げますと、私も承知しておるのはいふことではない

昭和五十二年の六月下旬から五十三年度の七月十三日までの間に計九回にわたりまして現金合計五万二百円、物品五百三十三点を窃取したというわけで、五十三年度の七月二十日付と八月十六日付の起訴状で、秋田の簡易裁判所にこの被告人は起訴されたわけでございます。この事件を担当しておられる裁判官は、公判を二回開きになりまして、五十三年度の九月十九日に判決を言い渡したのでありますが、判決は、これは先ほど申し上げました起訴事実をすべてそのとおりであるといふふうな認定された上で、被告人を懲役一年四月に処する、未決勾留日数中四十日を右刑に算入する、この裁判の確定した日から四年間、右刑の執行を猶予し、その猶予の期間中被告人を保護観察に付する、こういう内容でございます。

ところが、この被告人は、これよりさきに昭和五十二年の三月十一日に秋田簡易裁判所で、住居侵入罪で懲役三月、執行猶予二年という判決を言い渡されて、この判決は、控訴はございせん、そのまゝ確定しておつたわけでありまして、したがいまして、今回の、先ほど申し上げました一年四月を言い渡した判決の場合には、刑法によりまして、これは再度の執行猶予ということでございます。再度の執行猶予は、これは一年以下の懲役または禁錮を言い渡した場合に限つてできることになつておるわけでございます。したがいまして、懲役一年四月に処した上で執行猶予に付するといふことは法律上許されないことでございます。これがこの判決の間違つた点でございます。○稲葉(誠)委員 そこで、いわゆるダブル執行猶予といふやつですが、その場合に、一年以下のものでなければダブルの執行猶予ができないといふ

その合理的な根拠は一体どこにあるのですか。法律に決まつておるけれども、合理的な根拠はどこにあるか。そういう合理的な根拠がないというので、この裁判官はそれを無視したのであらうと思うが、非常に先見の明のある勇敢な裁判官ではないかとほくは思ふのですがね。その点はどうなんですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 執行猶予にすでになつておるということ、執行猶予といふことは、本来これはもう再犯はあるまいという見込みがあつてつづけるわけでございます。ですから、本来は執行猶予があつたものをまた執行猶予にするといふことは余り考えられることではないわけであり

ますが、しかし、具体的事情によつては、これはもう一度執行猶予にした方がよいという事案があることも事実でございます。その場合に、その二度目の事件が大きくて刑事責任が大きいというふうな場合にまでもう一度ということはむづかしいが、それをどこで線を引くかといふのがたゞいま委員の御指摘になつた点でございますが、この線の引き方というのは一年が妥当なのか、一年六月が妥当なのか、あるいは二年が妥当なのか、その辺のところは私は立法政策の問題だといふふうに存じますので、明確な、これだなくてはいいけないという一線が引けるものではないといふふうに考えております。しかし、一年といふところが、実際に運用上それほど不当な線だといふふうにも考えておらないわけでございます。○稲葉(誠)委員 そこで、こういう裁判をした場合には、裁判官の身分上どういふふうになるの。本件については、身分上何か訓告するのかわつたのか知りませんが、何かさういふふうな処分があつたのですか。処分をしるというのを言つておる意味じゃないですか。これは人間だから間違ひがあるわけですからね。

○勝見最高裁判所長官代理者 本件のような明白なるいふゆる誤判の場合につきましては、手続的には当然上級審で是正されるべきことは申し上げるまでもないところでございます。私どもとしては、従来から司法行政監督上の見地から所長注意といふことを行つておるのが通例でございます。本件の場合、きょう現在、秋田地裁の所長からその種の措置がなされたという報告には接してはおりませんが、いづれそのような措置がなされるものと考へております。

○稲葉(誠)委員 そこで、簡易裁判所の判事の選考といふ任用といふのは具体的にどういふふうになつておるわけですか。何人くらい応募して何人くらい受かるのか、そういう点が非常にわかりにくいので、それから一般公募もしないわけでしょう。だから、どこでどういふことが行われておるのかさっぱりわからぬですね。どういふ形で簡易裁判所の判事の試験なりあるいは採用といふことが行われておるのですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 簡易裁判所判事の選考につきましては、簡易裁判所判事選考規則という最高裁の規則がございまして、その規則に基づきまして行つておるものでございます。

まず最初から申し上げますと、各地に置かれております簡易裁判所判事推薦委員会というものがございまして、その推薦委員会から推薦された者について試験を行つております。

いふゆる公募を行つていないかどうかといふ点でございますが、公募といふものはしてございせん。しかし、御承知のように、裁判所法で定められましたいわば要件に当たる方々の申し出がありまして、各地の推薦委員会から選考委員会の方に報告がありまして受験をさせているわけでございます。ここ数年、現実の受験者は約三百名でございます。約五十名の合格者を出しまして任用しているような状態でございます。

○稲葉(誠)委員 その三百名というのは、毎年大体平均という意味のうちに聞かれましたけれども、それはほとんど裁判所に勤めていた人で、課長をやつていたとかあるいは首席だとかあるいは事務局長とか、そういうような関連の人ですか。どういふ人が応募するわけですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 現在いわゆる特任の簡易裁判所になっております者の前歴を調べてまいりました。書記官が七割強、それから事務官が二割強、あと家裁調査官、それからその他の裁判所の職員、それから行政官の経歴を有された方、それから副検事、大体以上のようないわば前歴でございます。

○稲葉(誠)委員 どうも言葉は悪いけれども、内部の救済というように使われているような気がしてならないのですが、そういうことではなくて、ちゃんと一般に公募してやたらどうなんですか。それはできないのですか。それから司法修習生を終わってから簡易裁判所になるという人もありますね。それは年齢が大体四十歳以上とか何とか、いろいろな制限があるようにすけれども、まず第一に公募の点。そして国家試験的なものを行うなら行こうという形にするとか、いろいろな方法があると思うのですが、そこら辺はどういうふうに行われておるわけですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 まず公募の点でございますが、先ほどお答えしたとおりでございます。裁判所法の四十五条に「多年司法事務にたずさわりの者、その他簡易裁判所の職務に必要な学識経験のある者は、」いわゆる有資格でなくとも「簡易裁判所事務選考委員会の選考を経て、簡易裁判所に任命されることが出来る。」という条文になっておるわけでございます。したがって「多年司法事務にたずさわりの者、その他簡易裁判所の職務に必要な学識経験のある者」ということになっておりますので、いわゆる公募には親しまないといえますが、そういうことで、委員御指摘のいわゆる公募という形はとっておりませんが、希望される方は、裁判所に参りまして、希望したいのだけれどもどうしたらいいかという申し出がありますれば、推薦委員会の方に申しなさうという形で教示申し上げておるわけでございます。

なお、司法修習生からの簡易裁判所の任命の問題でございますが、司法修習生終了者で特に年齢等

の問題で簡易裁判所事務を希望する者につきましては、その希望に沿った運用をやっております。

○稲葉(誠)委員 いまのあなたのお話だと、一般に希望する人は裁判所に行つて申し出ればいいというふうなお話のように聞こえるけれども、一般の人は一体いつそういう試験があるのか全然わからないのじゃないですか。だから応募しようにもその方法がないのじゃないですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 御指摘の点は、毎年一回やっておりますが、それぞれ外部の方からいらつしやる場合には準備その他もございまして、特に公募という形をとりませんで、随時お申し出がありました場合にそのようにいわば教示と先ほど申し上げましたが、指導を申し上げているような状況でございます。

○稲葉(誠)委員 そこで、私は、どうもその選考方法というものを公の形で、試験制度にするとか何とかした方が明瞭でいいというふうに思うのですが、これはまた別な議論になると思ひます。

そこで、簡易裁判所のことをちょっとお聞きしたいのですが、あるのだからいいのだから簡易裁判所がなおあるらしいので、簡易裁判所の建物とそれから看板のあるのを写真を撮つて持ってきてもらいたいのです。たとえば大阪にある都島の簡易裁判所というものの看板や何か、写真撮れますか。看板とか建物の写真を撮ってもらいたい。

○大西最高裁判所長官代理者 現在、簡易裁判所は法律上五百七十五庁あるということになっておりますが、この中で合計十七でございまして、いわゆる事務移転というところで、庁舎は現在ございませんで、最寄りの簡易裁判所で事務をとっております、こういうところがございまして、いま稲葉委員御指摘の都島簡易裁判所につきましては、これは大阪簡易裁判所に事務移転をしておりますので、いま仰せになりました庁舎の看板の写真を撮るといふわけにはまいらない十七庁の中の一つ、こういうことになっております。

○稲葉(誠)委員 そんなことないのじゃないですか。初めは都島簡易裁判所という看板がかかっていたのでしょ。それも外してしまつたんじゃないの。

○大西最高裁判所長官代理者 都島簡易裁判所は、昭和二十二年の五月三日開庁の当時からいわゆる未開庁ということで事務移転をしておりますが、この事務移転をいたしました場合の事務処理の方法をいたしまして、事務移転を受けた、先ほど大阪と申し上げましたが、大阪簡易裁判所の名前でも処理するというやり方と、事務移転をした方のもととの都島簡易裁判所の名前でも処理をする、そういう処理方法も以前にとつておりましたので、あるいは当初のころ、都島簡易裁判所につきましては、そういう形で最寄りの簡易裁判所である大阪簡易裁判所の庁舎に都島簡易裁判所という看板を掲げまして、その名前で処理をしておつた、そういう時代があるかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 あるいはじゃないよ。そんな答弁はだめ。あるいはじゃないよ。看板掲げておつたのでしょ。看板掲げておつたのを外してしまつたのでしょ。あるいはじゃないよ。なからうかと思ひます。じゃなく、そこを断定的に言つてごらんないかい。裁判官だもの、そんなこと言えないわけはないもの。

○大西最高裁判所長官代理者 私、正確にそのとき立つておつたかどうかということをお答えしますが、そういう処理方法、都島以外にもそういうところがあつたかと思ひますが、そういう処理方法をとつておりましたので、看板はかかつておつたのではなからうか。しかし、いつまで、どういつ時期までということは、ここでははっきり申し上げられないわけでございます。

○稲葉(誠)委員 それならちゃんと裁判所管轄法の中で、そういうものは事実上廃庁なんだから、廃庁するということをお国会へ出さなくちゃいけないのじゃないですか。それはどうなつてゐるの。

○大西最高裁判所長官代理者 いわゆる未開庁、事務移転につきましては、最近のものもござい

ますが、当初から庁舎の手当てが十分つかなかったというふうな関係で、事務移転ということで処理をしておつたところが、いま申し上げましたような数あるわけでございます。これらの簡易裁判所につきましては、これをどうするかということとは従来から大きな問題であつたわけでございますが、単に当該の十七なら十七の事務移転だけの問題でございませんで、全体としての簡易裁判所の適正配置という問題がございまして、それらを含めた検討が必要なのでございまして、非常に長い間はつておいたということでおしかりをこうむるのも、何と申しまして、この簡易裁判所のそういう適正配置の問題は、単に事務的次元で検討しただけで解決するといふわけのものでもございませんで、地元の住民の利便、政治的な影響も非常に大きい問題でございまして、長くおかつておつてまことに恐縮でございますが、なにかしら検討をさせていただきたい、かように考えます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、十七庁のうちに、事務移転したのだから、またもとへ戻して開庁するという見込みのあるところがあるというのですか。ないのならないではつきりしない、何か話がおかしなところのじゃないですか。

○大西最高裁判所長官代理者 現時点におきましては、たとえばいま名前を挙げられました都島簡易裁判所などにつきましては大阪市内の簡易裁判所で、事件としてはかなりあるかと存じます。一方、非常に交通の便利もよろしい、都島に置くよりはむしろ大阪簡易裁判所で処理した方が当事者に便利だといふようなところもございまして、また一方、交通が、都島簡易裁判所のような場合にはなくて、もう少し不便なところにある場合でも、事件数が非常に僅少だといふふうなことで、現在その簡易裁判所がなくても、住民の方々にそれはどの御迷惑はおかけしてない、そういうふうなところもあるわけでございます。したがって、現時点といたしまして、すぐにそれを建てる必要があるかということになりますと、現時点

ではその必要はないのではないかと、いうふうにかえられますが、なおいろいろ社会経済状況の変動等もございいますので、いま直ちにその決着をつけるということとはどうかというふうなことでそのまゝになつておるわけでございまして、その十七庁の裁判所について、建物を建てる準備をしたかと言われますと、それはしていません。いま現時点においては、それをするという必要性は乏しいのではないかと、かように考へておる次第でござい

す。

○稲葉(誠)委員 私、質問が、簡易裁判所の事務移転をしたところを廃止しろというふうにかえられては、これはいけないので、そういう意味でやっていると、これはございせん。その点は理解願いたい、こういうふうに思います。

そこで、また法案に戻りますと、これはあるいは質問があったのかもわかりませんが、俸給がストップしておつて、そして年末手当が○一削減される人がおつておるわけですね。たとえば裁判官にしても、八号以上ですか、そういうわけですね。そういう人たちの○一削減に伴つて、年間どれだけマイナス面というか、それがあつたわけですか。何号俸では幾ら、何号俸では幾らと計算ができています。これはできていないのか。

○批田政府委員 正確な計算をいたしておりませんけれども、検事で申し上げますと、検事の八号以上がカットされることになるわけでございますが、八号が大体報酬月額が三十万円ちょっと程度だと思ひます。これに基本的な計算の基礎になります。ほかの手当などが加算されて、その○一でございまして、約三万五千円か四万円程度のものでございまして、計算に相なるかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 その計算は違ひないかな。まあ、どつちでもいいですけどもね。これは、その計算ずつと全部やつた表ぐらひ出すのが当然じゃないですか。きのう質問を聞きに来たけれども、そこまで言わなかつた。それはあな、口頭

試問やるのにそこまで答へてしまつてはだめだから言わなかつたのだけれども、それが各号ごとにできていなければおかしいよ。そんなものは当然計算してみてもできていゝはずですよ。これを全部出してごらんない。そのくらいできていなければだめよ。どのくらい減るかということが大事なんだ。だからこれは、ぼくらは賛成していいか反対していいかということ迷つてゐるわけなんだから、場合によつては通さないということも考へられるのだ。通さない方がいいという人もい

るんだよ、ずいぶん減つちやつて。それが一つ。それから、三・四四％を基準にして、一般職の場合はそれだけ減つても、それでなくて、いまあなたの方は検事の場合を言つたから、検事の場合ならば、九号以下は上がるわけでしょう。上がるけれども、○一の期末手当が削減されることによつて、実体的にはプラスマイナス一体どうなるのか。どの程度のマイナスになるのかという表をずつと全部出してみなければ、この法案がいいのか悪いのかわからないですよ。こんな法案は通さないでくれと言つてゐる人も実際にはいゝのですよ。だから、検事で言へば八号以上の場合、それから九号以下の場合に分けて、プラスマイナスどうなつてゐるのか、○一との関係でどうなるのかというこの一覧表をずつとつくつてごらんない。こんなものすぐできまふよ。計算機があるでしょう。こんなものすぐできるんだから、そういうのをちゃんと出さなければだめですよ。委員

長、だんだんわかつてきたでしょう。これだけ質問がやはり重要なんですから。

○批田政府委員 御指摘のとおり計算をしておらなかつたのは私どもの手落ちでございまして、けれども、お手元にお配りしてゐる資料の中にも、改正前の年額と、それから改正後の期末手当の○一を差し引きました場合で計算した年額の合計数字は出ておりますので、その差額を至急に計算をいたしてみたいと思ひます。

○稲葉(誠)委員 大ざっぱに言つて、八号以上の人を据え置きにやつて○一下がらんだから、全

体として下がることはあたりまえな話だ。だけれども九号以下の人には上がるわけですから、上がつてもなおかつ全体を計算して、○一がなくなつてプラスになるのかマイナスになるのか、これは裁判所はできてゐる。

○勝見最高裁判所長官代理者 恐縮でございまして、手元にたゞいま持つておりません。

○稲葉(誠)委員 手元に持つておりませんということ、あるけれども出せないという意味の答弁だ、いまの答弁は。そういう意味なのか、あるいはまだやつていないということか、どつちなのか。

○勝見最高裁判所長官代理者 判事補以下の分につきましては、早急に計算して表をつくりたいと思ひます。

○稲葉(誠)委員 手元にありませんということ、できてゐるけれども出さないというの、手元にありませんという答へじゃないの。裁判所でそういう答弁をする、すぐやらちやうよ。何だかはつきりしない、これは。八号以上の者が減ることはわかつてゐる。こんなものはあたりまえの話だ。九号以下の人が一体ふえるのか減るのか、どつちなんだ。

○批田政府委員 検事の九号が現行でまゐりますと年額五百七十九万五千円に相なります。それが今度の改定によりまして五百九十七万四千円に相なりますので、その差額の十八万円弱が年間に九号俸はふえるわけでございます。

○批田政府委員 これは、本俸と申しますか報酬月額並びに俸給月額が変わりますと、それにスライドしてゐる手当の計算が変わつてまいります。そういうものを全部改定後で計算をしたものが、いまごらんいただいてゐると思ひますが、資料の四十八ページと五十二ページの表に相なるわけでございます。したがひまして、この改正案のとおりにければ、標準的な検事あるいは判事の受ける年額がこういふことになるという計算でござい

ます。

この中には、ごらんいただいてもおわかりだと思ひますけれども、扶養手当をもらつてゐる者につきましては、扶養家族が何人おるかというの個人差がございまして、それから調整手当につきましてはどこに勤務しておるかによつてまた変わつてまいりますので、これは一応東京、大阪に勤務してゐる標準家庭という前提で計算をしてゐるものでございまして、ただ報酬月額だけで計算されてゐるものではございせん。

○稲葉(誠)委員 判事補の場合に一号から十二号まであるわけですが、このほかに一体何がつかのですか。これがまたよくわからないのですよ。調整手当がつくわけですね。それから初任給調整手当というの、これは五号までつかののですか。まず判事補の場合に——これは調整手当というの、最高裁長官までつかののです、初めて知りました。調整手当というの、これはどういふ性質なんですか。

○批田政府委員 これはかつては都市手当などというふうにかつてゐたこともございまして、勤務地によりまして、いろいろ生活環境あるいは物価の問題などが違ふということで、東京、大阪あたりは八％、それからまた中都市などは六％とか、そういうふうに人事院で地域が指定されておりました、その地域に勤務する者についてつけられる手当でござい

ます。

○稲葉(誠)委員 それから初任給調整手当というのが判事補では五号までですか、この金額のつけ方ですね。五号は三千円ですか。これは二万三千円からだんだん下がつていくわけですね。どうし

てこういう数字が出てくるわけですか。具
体的な根拠はどこにあるのですか。

○批田政府委員 まず、この初任給調整手当と
いう名前のとおり、一番問題になりますのは、一
番最初の号俸が問題になるわけでございますが、

これは先ほど御説明申し上げましたけれども、
弁護士の人、司法修習生を終わりました初めて弁
護士になった人がいわゆるいそ弁という形で法律
事務所から給与をもらうわけでございますけれど

も、その給与と比較をいたしまして、任官者との間
に差がないようにしようということで、弁護士と
の間の給与差を求めてこの金額を出すわけでござ
います。それが二万三千元ということになってお
ります。採用のときに差をつけないようにという
趣旨でございますので、これが永久に続きますと

初任給調整手当というものの性質を失ってしま
う。一般の公務員の場合でも、一定年数のうちに
通減していくという方法をとっておりますので、

判事、検事の場合にも、それに準じてましてだん
々と通減して、五年程度の間にはそれを消化して
本来の金額だけに戻るといふような措置をとつて
おるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 初任給調整手当が五年間つく
というの根拠はどこにあるのですか。初任給とい
うのは初任給だから、最初だけじゃないの。五年
間もそれが続くの。五年以上もつと続くんだな。

五年じゃない、七年間続くのか、八年間続くの
か。これはどういふわけなの。

○批田政府委員 先ほど五年程度と申しました
けれども、これは昇給期間の問題がございませ
うが、実際上は七年たつたところで大体初任給調
整手当はなくなるのが実情のようでございます。

これはもちろん名前のとおり、初任給調整手当で
ございまして、初任のときだけつけばいいという
ものでございまして、これをたとえ一年間たつ
たら全くカットしてしまうということになります
と相当な減額になるということになります。した
がいまして、一たんつけました手当は通減をして
ならしていくということが必要になってくる性質

のものでございますので、数年の間にそれをだん
だんと減らしていく、その間に昇給をいたしまし
て本俸の方が上がつてまいりますので、全体とし
ては減らない、少しずつふえていくという形にい
たしておるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 いまのは七年と言われたけれ
ども、八年じゃないですか。

○批田政府委員 これは判事補でございませ
うとおわかりだと思ひますけれども、判事補に一
号から十二号までございまして、判事補の期間は
普通十年で終わるわけでございます。初めのころ
の昇給期間が一年ではなくて九ヶ月とかというよ
うに一年に足らない昇給期間で上がっていくとい
うことがございまして、大体七年ぐらいで終わ
るといふふうに承知いたしております。

○稲葉(誠)委員 わかりました。この二万三千元
からずっと上がっていくのを、上がり方を一年で
一回というふうに見ると八年になる、こういう意
味ですね。それは実際には一年たつたないで上
がる場合があるから七年くらいでなくなる、こうい
う意味ですね、わかりました。

そうすると、それらのものを全部加えたものの
○一が減るといふことですか。何と何を加えた
ものの○一が減るの。

○勝見最高裁判所長官代理者 期末手当につ
きましてはいわゆる本俸が根拠になりますので、
いわゆる報酬額掛ける○一が減るといふことに御
理解いたされたかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 おかしいな、これは。違わな
い。調整手当が入るんじゃないですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 訂正させていただきます。
調整手当を加えた額の○一ということになつ
ております。

○稲葉(誠)委員 調整手当が入るわけですね。調
整手当が入るのはどういふわけなの。本俸に調整
手当が入って、それに○一の計算をするのはど
ういふわけなの。

○批田政府委員 給与関係の制度につきまして

は余り詳しくないのであるいは間違つておるかも
しれませんが、先ほど申し上げましたように、調整
手当というのはその勤務地における物価とかい
ろんな生活環境とかというもので生活費がよけ
いかるものであるということから考えられているも
のでございまして。したがって、期末手当の場合
にそのようなものを計算に入れた方がむしろ
生活補給というふうな面からして妥当な結果にな
るといふことから、調整手当が期末手当の計算の
基礎に繰り入れられているといふふうに考えてお
ります。

○稲葉(誠)委員 そうすると、その調整手当は退
職金なんかの計算の場合にちゃんと入って計算
されるの。

○批田政府委員 退職金には計算に入れられな
いといふふうに承知しております。

○稲葉(誠)委員 書記官の場合の調整手当と違
うわけですね、そこは。書記官の場合の調整手当
の性質と裁判官やなんかの場合の調整手当の性質と
どう違うの。

○勝見最高裁判所長官代理者 ただいま稲葉委員
御指摘のいわゆる調整手当とおっしゃるのは、
いわゆる調整の額といふことか、一六〇調整のこと
をおっしゃっていることとすれば、いままでここで
お話しした調整手当とは全然別個のものでござ
います。

○稲葉(誠)委員 いや、全然別個だけれども、そ
の調整手当を書記官の場合に加えて、そしてポ
ーナスも計算し、それから退職金も計算するん
でしよう。裁判官の場合は違ひですか。それはど
ういふわけ。

○勝見最高裁判所長官代理者 期末手当及びお尋
ねの退職手当に關しましては裁判官と同じに考
えていたでよろしいかと存じます。ただ、先
ほどのいわゆる書記官等に与えられております一
六〇の調整につきましても全然別個のものでござ
います。ですから、もう一度繰り返させていた
だきますと、先ほどから問題になっております調
整手当は一般職の場合も同じだといふふうに考
えてい

ただきたいと思ひます。

○稲葉(誠)委員 名前は調整手当というのに、
裁判官、判事補の場合と書記官の場合、一六〇の
場合と半分の八の場合とありますね、それは性質
が違ひののですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 条文の立て方が非
常に紛らわしくなつておりました、先ほどから繰
り返して申し上げますように、ここで先ほどから
問題になっております調整手当は、これは書記官
が受けている調整額とはまた違ひものだといふ
ふうに御理解いただきたいと思ひます。

○稲葉(誠)委員 いずれにしても、給与の關係
いろいろ出てきましたけれども非常にややこしい
もので、裁判官がそんなことを一々やるべき筋
合いのものじゃないのです。現場へ帰つて裁判を
やればいいんで、それが本筋なんですね。そう
いう人たちが法務省あたりいっぱいるから、だ
から話がわからなくなつてしまふのです。いま
さういふ人いるんでしょう、充て検というの
はどのくらいいる。最高裁の場合は充て検じゃ
ないけれども、合

わねると百人近くいるんじゃないかな。それは
答えなくてもいいけれども、後でいいけれども、
いずれにしてもそういうふうなことです。

だから、本件の場合には、問題になつてくる
のは、ベースアップするけれども、いろいろな手
当を加えたり何かしたものの○一が減るとい
ふことによつて、現実にはそれらの人々は給与
が減らないのか、減るとすれば一体どの程度減
るのか。それから、据え置きになる人は一体各
号俸別にどの程度マイナスがあるのかというこ
とを、これは一覽表にして出したいと思ひます。

これは一覽表にして出したいと思ひます。こ
う思ふのです。それは当然でございまして、こ
う思ふのです。それはききう聞きに來られた
けれども、こちらの方は意地悪くその点は質問
をするとは言つておかなかつたのです。これは
こつちも悪いのだけれども、こつちも悪いとい
ふ言へば言へば質問の意味がなくなつてしま
う。それでやつたわけですか

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

それはそれとして、そこでもう一つの問題は、東京高裁で衆議院の定数無効の二つの裁判がありましたよね。一つの裁判でどこか間違えたというのは何を間違えたのですか、どうもよくわからないのですが。

○西山最高裁判所長官代理者 九月十一日に東京高裁の民事第九部で言い渡しがありました選挙関係の事件三件のうち二件につきまして、昭和四十五年の国勢調査の結果による全国の総人口数及び全国定数から全国の議員一人当たりの平均人口数を割り出すその計算のところにミスが生じたということになっております。

○稲葉(誠)委員 行政局長はまだ新任されたばかりですからあれだと思ふのですけれども、そのミスというのはよくわからないのですが、どういふ点にミスがあつたわけなんですか。

○西山最高裁判所長官代理者 お答えいたします。先ほど申し上げました三件のうち、千葉県第四区と東京都第七区を扱いました事件の数字にミスがありました。

その千葉県第四区は事件は第五十号事件というふうに略して申し上げますが、その判決書きの理由十五丁の裏の八行目に三万四千八百二十四人、こういう数字が記載されておりますが、これは二十万四千八百二十四人のミスであります。このことは、判決書き十五丁の四行目から五行目にかけては、全国の総人口数を、六行目にあります全国定数で割つたものが二十万四千八百二十四人となることから明らかであると思われまふ。その結果、同丁の九行目にあります「〇二・〇二二」及び「〇一・〇二二」は、計算上それぞれ「一五・一八七」及び「一・五二二」になるということになります。

それから東京都第七区の問題ですが、これは百五十一号事件であります。この判決書きの理由十五丁裏の三行目に三万四千八百二十四人とありますが、前の事件と同様の理由によりまして二十万四千八百二十四人というミスになりました。

その結果、同丁の裏の四行目に「〇七・九九六六」、それから同十六丁の表七行目の「〇八八」とありますけれども、それが計算上それぞれ「一六〇・七二二」及び「一・六一一」になる。この点のミスがあつたようであります。

○稲葉(誠)委員 そのミスがどうして生じたか、なんていう質問はしませんが、司法修習生から裁判官に採用するときにはどういふようなことで試験をやるのですか。あれは何か筆記試験もやったり口述もやったりするんでしょうけれども、どういふことをやるんですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 修習生から判事補採用につきましては、採用の申し出があつた者について面接を行います。それから身体検査を行いまして裁判官会議にお諮りするという手続に相なります。

○稲葉(誠)委員 こういう簡単なミスがあると、今後採用試験に簡単な算数でも加える必要があるんじゃないですか。どうですか、その点は。――

答えなくていいですよ、そんなことは。それは冗談ですけども、何でもこんなミスが生ずるんだしうかね。しかし民事は、行政事件の場合でも東京高裁の場合は各部へ配点するわけですね。それはど忙しくはないかと思ひます。それはそれとしておきますが、余りみっともないことじゃありませんから注意をされたい、こう思うのです。

今度は別の問題になるんですが、近ごろの裁判所の刑事事件のふえ方の問題なんです。

各裁判所によって非常に違ふんで、私の調べたところでは、ある裁判所、たとえば私の知っている宇都宮の裁判所は刑事事件がものすごくふえている。いまの段階で去年よりも六割ふえておる、こういうのです。六割ふえておる。一六〇％にいつちやうておるというのですかね。八月現在ごろで去年の事件数に達してしまつたというふうなことを言つておつたんですね。大田原支部というところがあります。これは乙号ですけども、余り刑事事件がふえたので、いろいろな公判調書や

何か書く紙がなくなつてしまつたなんて書記官がぼやいておつたのですが、全体として刑事事件はどういうような情勢にありますか。特に宇都宮がそんなにふえているというのは顕著な例と見ていいんですか。

○大西最高裁判所長官代理者 第一審の刑事訴訟事件は全国的に申しまして昭和四十九年ごろ以降毎年ふえております。

ただいま稲葉委員御指摘になりました宇都宮管内は全国的な増以上に少しふえ方が著しい裁判所と言ふるのではなからうかと思ひます。

今年度のことでございますが、昨年ですと本庁で七百六十七件の新受がございまして、八月までとつてみますと、ことし六百四十三件というところで去年にかなり近いような数になつてきております。そういう状況でございます。

○稲葉(誠)委員 四十九年は減つておつたのです。五十年からだんだんふえてきたわけですが、ことに宇都宮の場合は非常にほかと比べてふえておるわけですね。これは検事正の物の考え方にもよることであつて、そのことをかれこれ言うわけではないわけですね。あそここの検事正は非常に元気がいいですかね。

それはそれでいいのですが、そこで問題になつてまいりますのは、裁判官の数が足りないために、ここだけじゃないのですが、ほかの裁判所で、本庁の刑事の裁判官がおられるわけですが、それがほかの支部から、事件が多いために増補に來るというのはどの程度の裁判所でいふ増補に來ておられるわけですね。それが二週間に一遍ですから、その人のところへ割り当てられると事件がなかなか入らない、こういうことになつてしまふわけですね。ほかの裁判所でもそういう例は十分あるのですか。

○大西最高裁判所長官代理者 支部から本庁への増補の問題でございまして、まず宇都宮につきましては、ただいま稲葉委員御指摘のように、真岡支部それから足利支部から増補に來ておつたよう

でございます。ただ足利支部の方は最近何か取りやめになつたように聞いておりますが、ごく最近でございます。一方本庁からは、大田原支部の事件がかなりございまして、大田原支部へ増補しておる、そういう状況でございます。

そういうふうに支部から本庁への増補の問題がほかのどのくらいあるかというお尋ねでございますが、そうたくさんはございませぬけれども、全国的に見まして、宇都宮を含めて五、六カ所くらいあるような状況でございます。

○稲葉(誠)委員 そうすると、本庁から支部に増補に行くという場合は、たとえば甲号支部の場合は裁判官が三人おられないところがあるんですが、そのときに法廷合議なんかがあつたときには増補に行かなければならないのです。これはいたし方がないとしても、逆に本庁から乙号支部へ増補に行くというの非常に珍しいのじゃないかと

思ふのです。そうすると二週間に一遍というふうに二回しか法廷が入らないわけですね。たとえば第一火曜と第三火曜しか法廷が入らない。だから、そこで身柄が入つておる事件はともなかなぬわけですね。保釈になればいいけれども、なかなか保釈は許さぬということになつてくると非常に困つてくる。公判の日が入らない、こういう形になるのです。これは宇都宮だけの問題ではなくて、ほかの全体の問題としても、裁判官をふやすという形によつて、そういうふうな増補でなくてやつていけるように今後当然考へるべきではないのでしょうか。どうなつておるのですか。

○大西最高裁判所長官代理者 先ほど宇都宮の問題については、真岡から本庁へ、それから本庁から大田原へという増補状況があるということをお申し上げしましたが、実はこの真岡支部の方は事件数はそれほど多くございませぬで、裁判官が現在おられますけれども、まあかなり余裕があるというふうに見られるわけでございます。一方、大田原支部の方は、真岡と同じように一人配置されておりますけれども、真岡に比べてかなり事件が多い、そういう状況でございます。

そういうことで、本来なら余裕のある真岡から大田原への填補が直接できれば一番よろしいわけですが、交通事情その他の関係もございまして、真岡から本庁へ、本庁から大田原へ、そういう填補状況が生じておるわけでございます。

そういうことで、実はそれ以外にも、箱葉委員がよく御承知のように、裁判官が常駐してない裁判所の填補等の問題もございしますが、いずれにいたしましても、支部でそれほど事件が多くないところへ裁判官を一人置くことがどうかという問題がございします。そこへそれをどんどん動員しておけばいい、ということに相なるかもしませんが、一方裁判官は、そこだけにおりますと、仕事もそれほどなくなってしまうということがございます。

宇都宮について申しましたが、本庁と各支部全体を通じて見まして適当な、事件数に相応した裁判官の配置が行われておると私どもは考えておるわけでございます。本庁と支部それぞれの裁判所の事務量が、たとえば一・五人分のところですか二・五人分のところですかということが出てまゐるわけでございます。そこで、どうしてもそこの○・五人分を余ったところから足りないところを填補する、そういうことが行われざるを得ないわけでございます。

それで、事件処理の関係では二週間に一度しか行かないということであるいは御迷惑をかけておる向きもあるかと思いますが、私、刑事専門ではございませんが、二週間に一度ぐらいの入り方で普通の刑事事件であれば、検察官、弁護人の御都合等もあるでございましょうが、そういうことで普通の事件処理は行われておるのではないかと考えます。ただ、それが著しく間隔が延びて御迷惑がかかるというようなことになりますした場合、これはそれぞれの裁判所で、裁判官会議で事務分配を決めますときに、開廷日割りをどういうふうにするかということで、当事者に御迷惑をかけるような配慮を行わなければいけない。そのことは稲葉委員御指摘のとおりでございすが、二週間に一遍ということであればまずまずそ

れほどの御迷惑をおかけしておることはならないのではないか。これは民事裁判官としての感覚かもしれません、そういうふうな感じを持っております。

○橋本(誠)委員 これは刑事局長に本当はお尋ねした方がいいのですが、民事ならば当事者間で延期ということもあるからいいのですけれども、刑事で身柄が入っている場合、できるだけ出すようにはしておるようですね。しかも、その日が、たとえば火曜日なら火曜日として決まっておる。こういうようなところだと、火曜日なら火曜日、その日に入らない場合もあるわけですよ。そうすると事件が延びてしまいうわけですね。いま東京でもどこでも、普通は一週間に一人の判事が二開延やっておるのが普通じゃないですか。どうなんですか、それは。

○岡垣最高裁判所長官代理者 お答え申し上げま
す。

最後の御質問になりました点の、一般にどれくらい開廷しているかということですが、一週間に三開廷やるのが普通でございます。

それで刑事の場合で申しますと、純粹の合議体と純粹の単独体とございます。これは簡単にいえますが、混合合議体ということで、合議をやりながら単独をやるということになりますと、もっと開廷回数はいふえるということになると思います。

それで、いま大田原支部のことについて、具体的に身柄の關係で、刑事の關係で支障が起きてないかという点について付加させていただきたいと思えますけれども、確かに、そこにおられて毎日、来たらもう、はいはいと事件の処理ができるという状態に比べれば、それは間隔があくことは申し上げるまでもないことでございますが、それだけ遅くなるという点はございます。しかし、これは裁判所全体の事件処理とのバランスも考えなくてはならないわけでございますが、それで現実の問題としてどうかと申しますと、よく御承知だと思いますが、本庁から大田原支部に填補して

おられる裁判官は、令状関係の事務、身柄に係係します、この中では、これは自分が担当される刑事事件の第一回の公判後の身柄に関する事務を処理しておられるだけでありまして、この大田原支部には、これは昭和五十一年の統計でございますが、年間大体五百三、四十件の逮捕状等があるわけでございます。ですから、一日二件ぐらいのものを常駐しておられる裁判官が処理される。それで填補に行かれる方は、自分の担当している事件の第一回公判後の勾留更新であるとかあるいは保釈だとかいう事務をされるわけであります。

公判事件の方の実例をとってみましたところが、たとえば九月二十六日には次のような審理が行われたわけであります。事件は、三件といえますが、人数は別でございますが、三件ございまして、一件は、これは勾留中のものでございますが、八月二日に起訴になったものを九月二十六日に審理されて、そしてこれは冒頭手続から始まり、証拠調べも終了して、次回は十月十九日というふう

を検察庁の方へ二十七日に回しまして、二十八日に意見書が返ってまいりましたので、担当書記官からすぐに本庁の裁判官の方へ連絡をいたしました、そして指示を受ける。二十九日に記録を持参した上で、本庁で保釈に関する決定をちょうだいして帰って、それで弁護人の方へ御連絡した、こういうことになっております。

ですから、確かに填補に行く場合とそれから常駐の場合と違うことは違いますが、私どもとしても、まあこの程度の現状をそれほど不当とは言えないのじゃないかというふうな刑事裁判の面から見て考えておる次第でございます。

○稲葉（説）委員 問題の一つは、本庁で民事の裁判官をやっている方が、それが乙号支部へ行つて刑事の事件をやるわけですね。こういうのはきわめて変則なんですね。これが一つ。だから、これは裁判官が足りないということからくるのじゃないか、こういうふうに思うわけです。それをよく考えていただいてやつておられるわけですね。ほかにも感謝はしているわけですが、たとえばいまの保釈の決定についても、それは一々大田原から本庁まで記録を持っていくのですよ。そういうことをやらなければならぬというのはこれも変な話でして、そこら辺のところがちょっと直らなければならぬのじゃないか。直すためには、裁判官を大田原支部にもう一人増員する、乙号だから増員もできないかもしれないませんが、あるいは甲号にして増員するということもできるかもしれないと思ふのです。

それから、九月二十六日に三件が四件しかなかったというのですか。そんなことはないですよ、朝からやつていたのですから。朝からやつていて、七、八件裁判があつたのですよ。これは何かの報告違い。

それから、十月十九日に刑事事件の裁判が入っているという話だけれども、十月十九日というのとは本曜日でこの日なんか入りっこないですよ。十月二十四日に入っている。何かこれは違うのです

よ。
○岡垣最高裁判所長官代理者 最初の点につきましては、ちょっとお呼び申し上げなければいけません、身柄ということが頭にございましたので、身柄事件が三、四件ということで、ほかに在宅尋問がございましたので……。

それから、次回期日の点につきましては、私どもとしていまそういう報告を受けております。

○稲葉(誠)委員 それはいいのです。

そこで、全体の裁判所を通じて事件が非常にふえている、起訴率が非常に高くなっているわけですね。きょうは法務省刑事局長来てないからあれですが、裁判所によって非常に違うと思うのですが、いま宇都宮あたりでは朝九時から裁判をやっています。事件がさばらないから、朝九時から晩の五時過ぎまで裁判をやっているわけです。そういうふうな状態になっておると、それから、いままで一時間に一件だったものを、今度は三十分一件にしているわけですよ、そうじゃないととてもさばけないというわけ。だからどうしても裁判官が過労になる。同時に書記官が非常に過労になるのです。書記官の担当というものも決めているわけですよ。この事件に対してはこの書記官と決めていくわけですから、その書記官の都合が悪いと期日が入らないという形になって、また事件があれということになるわけですね。これは宇都宮ばかりの例じゃないのですが、裁判官も非常に過労ですね。私たちから見ると気の毒になるのです。朝九時から自転車に乗って来られるのです。私の家の前を自転車で通るわけですよ。朝九時前に通って、九時から裁判をやっている、そういう状況です。東京などは事件が減っているのかわかりませんが、全体としてのあれをよく考えていただきたい、こういうふうに思うわけです。

起訴率が非常に高いということは、これは検察庁の一つの方針でして、これをわれわれがかれこれ言うべきではありませんからここでは言いません。ことに法務省の刑事局長が来てないところから

すから。あそこは検事正が非常に元気がいい。なかなかつばな人です。非常に気持ちのいいさっぱりとした人です。そういう関係で事件がふえるのだろう、こう思うのです。書記官の苦勞が大変なんです。とにかく書記官は調書をつくるだけで非常に大変でびてしまつておるといふわけなんです。いま言ったような関係で、書記官の超過勤務手当などというのは、きょうでなくていいのですけれども、ちゃんと払われているのか、どういうふうになっているのか。いまここというわけにいきませんから……。

それと、宇都宮の場合はちょっと違うけれども、検察庁の場合の書記官、事務官は非常に夜遅くまで働かれています。その場合、一体超過勤務手当はどの程度払われているのか、これは後で調べておいてほしいと思うのです。いま言ったような関係です。超過勤務手当がろくに払われないのでは非常に気の毒です。この前大田原へ行ったら、何か紙がなくなつてしまつたというように言つてしまつた。余り事件が多いので用紙がなくなつてしまつた、そういうことを言つておつたのです。何の用紙かということ聞かなくつたのですが、公判調書の用紙が、証拠調べの用紙なんかなくなつてしまつたやうなことを言つていました。それほどのことですから、何とか裁判官をふやしていただくようにひとついろいろな面で配慮を願いたい、こういうふうに思うのです。

それから、もう一つ問題になってくるのは、交通事情の変化によって、いままでは都別に管轄を決めているわけですね。それを全面的にある程度再検討する必要があるんじゃないですか。たとえば宇都宮の例で言うと、宇都宮の隣の塩谷郡というところ、その向こうが那須郡というところですが、たとえば塩谷郡というところ、宇都宮から二、三十分のところで事件が起きます。たとえばそれが塩谷郡氏家町だということになってくると、その関係の事件は全部大田原市へ行くわけですが、大田原市の拘置所は満員だから、あつちこつ

ちの警察へ代用で入れておくわけです。そうするといま言ったような関係で、弁護士も宇都宮から行かなければならぬ場合が多くなつてきて非常に困る。それから住民の人たちも、民事の場合でもそうです。宇都宮なら二、三十分で来るのに、大田原へ行くのには乗りかえをしなければならぬ、そういう関係で非常に不便を受けておる、こういうことがある。これは総務局の担当だと思つたのですが、全面的にすぐかえろという意味じゃありませんけれども、検討すべきものは検討して、

か、こう思うのです。その点はどういうふうにお考えなんですか。ただ、そのことによつて、いままであつたところの裁判所の事件がうんと減つてしまつてまた困るということも出てくるのです。だからそこら辺を考えなければいけないのですけれども、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○大西最高裁判所長官代理者 現在の裁判所の管轄、いま御指摘の支部の管轄というものにつきましては、旧裁判所構成法当時の裁判所の管轄をそのまま引き継いでいるというやうな面がございます。稲葉委員御指摘のように、交通事情その他いろいろな事情が変わつてまいりまして、必ずしも実情に適しない面が出てきていることは御指摘のとおりであらうと思ひます。この点は確かに検討しなければいけないわけですが、全体としての裁判所の適正配置の問題とも絡むわけでございます。いま、なかなか急に結論が出るわけのものではないです。個々的には、私どもも、ここからここへ移した方がいいというやうな極端な例も承知しないわけではございませんが、これはやはり個別的に解決するというわけにも必ずしもまわらない問題でございます。全体の大きな計画の一環として鋭意検討しなければいけない問題、かように考えている次第でございます。

○稲葉(誠)委員 そこで、給与の据置きというところで、○一の削減ということになっておるのですが、裁判官で言うと上の方の人、八号以上の

人は實際上減俸みたいになるわけですね。この人は全部で何人くらいおられますか。

○勝見最高裁判所長官代理者 約千三百でございます。

○稲葉(誠)委員 検察庁の方で、副検事の一号と検事の八号以上ですね、これはどのくらいいますか。

○批田田政府委員 検察官が、検事、副検事全部含めてでございますが、二千八百八十六名おるわけでございます。その中で九号以下の検事が四百九十五人、それから副検事で二号以下、上の方の方が六百名でございます。合計いたしますと千九百五十五名が上がり、上がらない方が千九百一十一名でございます。パーセンテージにいたしますと、上の方の方が五〇・一%、上がらない方が四九・九%、大体半々ということになります。

○稲葉(誠)委員 これは上がらない人たちは、率直に言うところの法案を余り歓迎してないのじゃないですか。だから、この上がらないところの裁判官はどうしているのですか。これはもうしょうがない、こう思っているのですか。どこにこういう原因があるというふうにお考えおられますか。

○勝見最高裁判所長官代理者 主観的にはおっしゃるとおりだと思います。しかし、この点は国全体の施策の問題でございますので、一般職の給与の改善——改善にはならないわけでございますが、一般職の給与の改定等に伴うものとして受けとめておる次第でございます。

なお、先ほどちょっと申し落としましたが、上がらない分を判事だけの数を申し上げましたが、簡裁判事の四号以上が約三百ございまして、なお、立ちましたついでに補足させていただきますが、先ほどの期末手当のいわば根拠になる額でございますが、俸給と調整手当それから扶養手当が入ります。ただ、判事の場合が扶養手当の支給を受けておりませんので、先ほど俸給と調整手当というのだけ申し上げましたが、判事補の場合は扶養手当がさらにその根拠に入るわけでございます。

それから、もう一点でございますが、簡易裁判所判事の選考の問題につきまして、私どももいたしましては相当厳格な試験をやっているつもりでございます。委員には最高裁判事三名、それから東京高裁長官、それから次長検事、それから弁護士の方二人、あと私どもの事務総長と法務総合研究所の所長が委員になっております。筆記試験はもちろん行いますし、それから口述は、この方々の面前で一人約二十分ぐらい行っております。

○稲葉誠委員 地裁の事務局長は簡裁判事のそれに当てはめると大体どこら辺が普通ですか。それで、今度の場合にそれはどうなっているのですか。俸給はストップして、〇・一は全部ですけれども、その点はどうなっているのですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 事務局長は一、二等級でございますので、いわゆるストップを食う方に入っております。

○稲葉誠委員 そうすると、地裁の事務局長と簡裁判事との給与の差がますます広がってしまっているのではないですか。いまださ地裁の事務局長の方は簡裁判事よりも給与がいいということが一つと、それから、簡裁判事が常置委員会に入っていないで、地裁事務局長の方が位が上のように思っている、ああ簡判かということでは、カンパンかといったって食べるパンではないです。あ、あ簡判かということになってしまいうけです。どうなんですか、また給与が開いてしまっているのではないですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 冒頭にお尋ねがございましたように、簡裁判事の採用に際しまして、年齢差それから職歴の差、非常にバラエティに富んでおります。年齢だけを申し上げますと、最低年齢を現在三十五歳以上ということにいたしております。簡裁判事の、特に初任給の格づけにつきましては十分配慮いたしておるつもりでございますが、端的に申し上げると、一般職の高い俸給をもらっている者よりも低い俸給しかもらっていない簡裁判事も大分おられるわけでございます。簡裁判事の俸給の刻みが御承知のように相

当小刻みになっておりますが、少なくとも私どもといたしましては、前職で受けていた給与以上になるように格づけをしているつもりでございます。なお、簡裁判事に対する一般職員の考え方でございますが、私どももいたしましては、簡裁判事も裁判官でございますので、その意識とプライドを持って仕事をやってもらいたいというふうに考えております。

○稲葉誠委員 私の聞いているのは、地裁の事務局長は、普通、簡裁判事のこれいくとどこら辺に当たるのかということが一つ。いま答弁があったのかもわかりませんが……

それと、地裁の事務局長は、いまのお話だと今度は給料が据え置きにならないで、やはり上がるわけでしょう。そうすると簡裁判事との差がどんどん開いてしまふんじゃないですかということですよ。いま言われたのは、簡裁判事の方が地裁の事務局長よりも給料が低いのがどの程度いるか、大分いるような話をされましたが、具体的な数字は発表されませんでしたけれども。

そこで、簡裁判事が地裁の事務局長より給与が低いというのは、やはり裁判官としてのプライドからいってもまずいのではないかとぼくは思うのです。どうも地裁の事務局長が優遇されていると言っているとありますが、そこら辺のところはどうなっているのかというのと、それから一般職の中で給与が据え置きになるというのは、裁判所関係、検察庁関係ではあるわけですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 裁判所関係では、最高裁が八名ございます。

○枇杷田政府委員 検察庁関係では指定職以上の者は一般職員でおりませんので、据え置きの者はおられません。

○稲葉誠委員 そこで、最後に法務大臣にお尋ねをするわけですが、期末手当が〇・一削減になりますね。この理由とかなんとかというところはここで聞くべき筋合いのものではありませんし、内閣委員会でもやられるでしょうからそれは別として、一般の職員やなんか全部こういうふうになっ

てしまふわけで、これを何とか将来復元をしなければ非常にかわいそうだ、こう思うわけですね。そこら辺のところについて法務大臣としてはどういうふうにお考えになっておられるのか、こういうことが第一点です。

○瀬戸山国務大臣 今度の一般といいますが公務員の給与改定については、御承知のとおりいまの日本の経済、したがって国家財政のむづかしい時期であります。また民間企業等の給与の関係も多少しんぼうしなければならぬ、こういう考え方を人事院がとられたのだらうと思います。

給与を下げるということが必ずしも、下げるといいますか、上げないということが喜ばしいことではございませんけれども、こういう経済、産業の状態でありますから、やむを得ない措置と、かように考えておりますが、そういう事態が解消すればやはり適当な給与あるいは期末手当に返るべきものだ、かように考えております。

○稲葉誠委員 これで質問を終わるわけですが、ちょうど時間ですね。問題は、特に裁判官の場合に、検察官は行政官だから別として、報酬を一般職に準じてやらなければならぬという理由はないのじゃないですか。独自の給与体系というものを当然つくっていいはずではないか、こういうふうにお考えですが、そこら辺のところは一体どういうふうにお考えになっておられるわけですか。もちろん法律の改正とかあるかも知れませんが、裁判官の場合は基本的に別個の報酬体系というものをそれと関係なくつくっていいのじゃないかな、こういうふうにお考えなんですけれども。

○勝見最高裁判所長官代理者 裁判官の報酬につきましては憲法上に規定のあるところでございまして、現在、御承知のとおり裁判官の報酬等に関する法律という単行法で裁判官の報酬が定められているところでございます。それで、いつも申し上げているところでございますが、裁判官の独自の報酬体系が現在樹立されているというふうに考えております。具体的に申し上げますと、比較的刻みが少ないこと、それから、行政官に比しまして相当優位な格づけをされているということ等でございます。ただ一方、その裁判官といえども公務員でございますので、一般の公務員の給与体系と全然無関係に考えるということはやはり許されないことではないかというふうに考えております。

基本的には独自の体系は保ちつつ、一般の公務員の報酬体系をにらみながら立法していただいているというふうに考えている次第でございます。

○鴨田委員長 午後零時三十五分再開することにし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後零時四十分再開

○鴨田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 先ほど同僚委員と政府側との質疑応答を聞いておりましたが、本法案に関連しまして少し確かめておきたいことがございます。

私どもは、期末手当〇・一の減額が適当でないというところで、本委員会のみならず内閣委員会においてもこの主張を強ういたしました。本法案に必ずしも同意したいという立場でお話をし、また御意見を伺うわけでありましたが、それにして、改めて裁判官の身分保障問題について少し確かめておきたいと思うのであります。

御存じのように、憲法七十九条六項、八十条二項、裁判所法四十八条で、裁判官の身分保障についてはそれぞれ規定を置いてあります。七十九条六項、八十条二項には「最高裁判所の裁判官は、これはもちろん下級裁判所を含むわけでありまして「すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができな

い。」としておるわけであります。なるほど裁判所法四十八条に「その意思に反して、免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。」という条項がございますが、いずれにしてもきわめて嚴重に裁判官の身分保障についてこれを憲法及び法律において定義をいたしておきます。一体この憲法の規定はどういうふうに解釈したらいいのか。「在任中、これを減額することができない。」——「在任中」という意味はどうかという点。在任してなかったらということとはやめたことを言うのか、どういふ場合を言うのであるか。あるいは「減額することができない。」という対象となる報酬というものは一体どういふものなのか。その点についてまず御意見を伺いたいと思います。

○勝見最高裁判所長官代理者 まず、憲法の「在任中」ということは、その者が裁判官の官にある間ということであらうかと存じます。

それから、憲法上の保障と手当の問題でございますが、御承知のように憲法では相当な報酬ということを規定しております。具体的には規定しておりませんが、現在は、裁判官に關しましては裁判官の報酬等に関する法律という特別の法律を設けて、その憲法の趣旨を體現していると思ひます。裁判官報酬法を見ますと「報酬その他の給与」というような言葉を使っております。報酬はいわゆる基本給である本俸と考えます。その他もろもろの手当が裁判官にも支給されておりますが、手当はいわゆる憲法に言う報酬には当たらないというふうに考へてゐる次第でございます。

○横山委員 官にある間という意味は——官にあらざる間という意味はつまりやめたときとさういうのであります。か。「在任中」と特にここに規定した意味はいかなる意味があると思ひますか。

○勝見最高裁判所長官代理者 大変むずかしい問題でございますが、文言の解釈としては先ほど申し上げたとおりでございます。あえて憲法がそのように掲げてありますのは、いわば司法権の行使に當たる裁判官について特に憲法上の保障を与えたというふうに考へますと、裁判官の職にある間、すなわち司法権を行使している間というふうに解せられるのではないかと考へます。

○横山委員 裁判官にある間——身分は持つておいても、職名としての裁判官を外れたならば減額することができると、こういう意味ですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 裁判官の資格を持つて、いわば裁判の職務をとり得る状態にある間というふうに考へます。

○横山委員 それから、減額をするその対象となる報酬という意味は、退職金を含むか、含まないのですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 突き詰めて考へたわけではございませんが、そこに言うものには現行法上の退職手当は含まないと思へてよろしいのではないかと考へます。

○横山委員 この報酬の中に退職金は含まない、そういう解釈だということですね。

一つ進んで伺いますが、一般の職員が期末手当と勤勉手当を受けております。この期末手当と勤勉手当の違いはどうお考へですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 先ほどまろもろの手当があるというふうに申し上げましたが、この期末手当につきましては、法規上こういうものを期末手当と言ふという形では規定されておりましたが、私どもといたしましては、期末手当は、生計費が一時的に増大すると考へられるような時期にその生計費を補充するために支給されるものというふうに考へてよろしいのではないかと考へます。

なお、勤勉手当は、それぞれの職員の勤務成績に応じて支給されるものでございまして、いわば報賞的な性質あるいは能率給的な性質を有するものと思へております。

○横山委員 多少のニュアンスは違ひますが、勤勉手当が報賞的な性質を持つ、期末手当は固定的な性質を持つ、私はそう思ふわけでありまして。期末手当というものが固定的な性質を持つといひましたならば、これは裁判官の報酬の一部として考へられてもいいのではないかと。退職手当につきましても、これまたいろいろ議論がございまして、少なくとも賃金の後払い説が日本では多数意見だと私は思つてゐるわけでありまして、そういう点についてどうお考へになりますか。

〔委員長退席、保岡委員長代理着席〕

これが裁判官の報酬という意味をきわめて小さく解して、そして憲法に規定する裁判官の報酬は減額することができないという規定を事実上空文化する、こういうことを私は恐れるのであります。どうお考へですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 退職手当につきましては横山委員御指摘のような考へ方のあることは承知しております。

それから、期末手当の減額によつて實質的に裁判官に対する憲法上の保障が損なわれるような事態も考へられないわけではございませんが、現在の法律体系のもとでは期末手当の減額については憲法上の問題は生じないのではないかと考へてゐるに考へます。

○横山委員 退職手当と期末手当について若干ニュアンスの相違のあることをおっしゃいました。御存じかと思ひますが、最高裁の昭和四十九年十一月八日における九州運送事件の判決で「本件退職金は不確定期限付後払賃金の性質を有するものと認められるので、同法（同法というのは労働基準法）「一条の賃金にあたる」と解される。」「労働の対償」たる賃金に該當する以上同法「一条により二年で消滅時効にかかるもの」といふべきである。」「結局「判旨」は、上告棄却をして「本件退職金が労働基準法「一条の「労働の対償」として賃金に該當し、その請求権は、同法「一五條に基づいて、二年間これを行使しなかつたことにより」云々、これは関係ございせんが、そういう判例を最高裁はしておるわけでありまして、

それから賞与につきましても、日本ルセル賞与請求事件、東京高裁の四十九年八月二十七日の判例を見ますと「単なる会社の恩恵又は任意に支給される金員ではなく、会社が従業員に対し労働の対価として、その支払を義務づけられた賃金の一部であると認めるのが相当である。」という判例をしておるわけでありまして。

最高裁がこういう退職金について、あるいは高裁がこういう賞与について判示をしておりますことは、裁判官が自分のことをももちろんここで考へてゐるわけではありませんが、自分たちの基本的な概念として現行の法律に基づいてさうだと信じておる。ただ、裁判官がそう信じてゐるばかりでなくて、判決が確定して実行されておるといふこととあなたの持つる報酬の定義とにそこがある、矛盾がある、その点についてどうお考へですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 最高裁判例をお示しになられて、そのとおりと私も承知しております。

先ほどから申し上げております各種手当類につきましても性質がございまして、まず退職手当につきましても、賃金の後払い説ということが従来から学説もあつて、かつ判例もあるということでは、先ほど申し上げましたように承知してゐるところでございます。

〔保岡委員長代理退席、羽田野委員長代理着席〕

一方、期末手当につきましては、民間企業の益、暮れに支給されるいわゆるボーナスというものに一応当たるといふふうに考へてよろしかろうと存じますけれども、公務員に支給される期末手当と民間で支給されているボーナスとはやや趣を異にする面があるのではないかと考へてゐるに考へます。翻りまして退職手当を考へてみますと、これは退職を条件にして支給される手当でございますが、現在の国家公務員等退職手当法に言う退職手当を、先ほどお示しの最高裁の判例のように完全に賃金の後払いといふふうに考へていいかどうかという点については問題があるのではなからうかと思ひます。現在のところ、退職手当そのものは、裁判官の場合に、憲法で言う報酬には當

らないのではないかと、いうふうに考えているわけ
でございます。

○横山委員 どうもあなたの言っていることはあ
つち行ったりこち行ったりするような気がする
のですが、私の端的にお伺いしているのは、まず
退職金ですが、最高裁の判例とあなたの解釈に矛
盾がある。あなたは、退職金については若干そう
いうような気持ちがある、けれどもまあそういう
うなはっきりしない答弁、あなたがそういうこと
は答弁し切れないならば、法務大臣に責任のある
御答弁を願つてもよろしいのですけれども、はっ
きりしてください、憲法の規定でございいますか
らね。憲法で報酬は減額されることはないとい
うこと。いまわれわれが議論しておるのは、あれも
だめだ、これもだめだ、本場に局限された本俸だ
けだということでは、この憲法の規定という
ものが空文化してしまひはしないかということ
を私は言つておるわけですよ。裁判官といえども、
いわゆる小さい意味の報酬のほかに調整手当あり
特別手当あり、いろいろな手当があるわけでは
ね。期末手当それから退職金、そういうものは
すべて報酬ではない、だからそれらの方ではど
ちぎつても憲法に違反することはないという論
をあなたはいま言おうとしているわけですね。そ
れでいいのか、憲法の規定というものは、もつ
とおおらかに構えてどつしりとした重みを持たな
ければいかぬのではないか、そんなことを言つたら
これは空文になってしまひはせぬかということ
を私は言つておるのですよ。ひとつそのところは
腹に据えてお答え願ふねと、あなたの御答弁が記
録に残つて未来永劫そういうことになつてしま
うのですが、それでいいのでしょうかね。

○勝見最高裁判所長官代理者 まず判例について
でございますが、もちろんこんなことを申し上げ
るまでもございませぬが、その点は、公務員の退
職手当について判示した判例ではございませぬ
で、当然にそれが公務員の場合の退職手当をそ
う考へるべきかどうかということは、先ほども申
上げましたように、問題があるのではなからうか
というふうに考えます。

なお、憲法上保障されておりますのは、先ほど
在任中という文言をお示しいただきましたが、い
わゆる定期に受ける報酬の額ということもござ
いますので、私といたしましては、現在のところ、
退職手当は憲法に言う報酬には含まれないとい
ふに考へると申し上げた次第でございいます。

それから期末手当につきましては、これも民間
企業におきましては期末手当の定め方に相当差が
あるかと思ひますが、いわば生計費の補充という
ことと考へますと、職務に対する反対給付という
性格のものでございせんので報酬には当たらない
というふうに申し上げた次第でございいます。

ただ、裁判官に対する報酬の保障が憲法上規定
されておるといふことでございしますが、これが先
ほどからお話がございしたように、仮に手当の
名において相当額が裁判官に支給されているよ
うな場合に、少なくとも裁判官だけがこれが減額
になるようなことがあるとすれば、そのような場
合にはやはり憲法上の問題は生ずるのではないか
というふうに考えます。

○横山委員 どうも要領を得ません。追ひ詰
めていいたら、退職金が現在のところ——現在のと
ころという冠詞がついてたわけですね。それ
から最高裁の判決でも、あなたは回りくどく、こ
れは民間の判決であつて公務員とはどうもニュ
アンスが違ふとおっしゃるのだけれども、そんなこ
とはないですよ。この判決は「退職金は不確定期
限付後払賃金の性質を有するものと認められるの
で」という普通の原理なんです。この原理は、
私も今日において退職金論争の多数意見だと考
へておるわけですね。大臣、私は、ともあれ憲法の
規定なんだから、憲法の規定というものはもつ
と重みを持つてよろしい。いま話を聞いておられ
ますと、狭義の報酬以外、退職金から手当からす
べてのものが減額されたら憲法には何ら違反しない
というふうなことは、何のために憲法が規定を
置いているのか私には意味がわからない。そう思
つて心配をしておるのです。大臣、どう考へにな
りますか。

○瀬戸山國務大臣 実はこの報酬なり報酬法を改
正しますときに、人事院の勧告があつて一般公務
員も〇・一％の期末手当の削減をする、こういう
問題がありまして、この案を検討いたしますとき
に、裁判所の関係ではいま憲法との規定の問題が
ありますから、これも実は部内でも検討いたした
わけでございます。

細かい給与理論は私は知りませんが、いま
憲法に規定してある、最高裁判所判事、裁判官
または下級裁判所の裁判官の定期に受ける報酬と
いう規定がありまして、これは先ほど話
が出ましたが、いわゆる裁判官は法律、規則また
裁判官の良心のみに従つて裁判をする、この重要
な地位を侵してはならないという原則で裁判制度
ができておる。その際に、経済的な問題で圧迫と
いふことが、裁判に影響を及ぼすようなことがあ
つてはならない、こういう趣旨で憲法に規定があ
るのだと私は解釈しております。そういう意
味で、先ほど最高裁からも話がありましたが、定
期に受ける報酬というのは月々に受ける相当な報
酬、これに在官中削るという措置をしてはならな
い、そういう趣旨に解すべきものであらう、かよ
うな見解から今度の措置をとつたわけではござ
います。

○横山委員 いまの大臣の御答弁はやや政治的な
答弁です。私が求めておるのは理論的な答弁を求
めておるのですが、どなたもどうもはつきりしな
いという感じを免れがたいのであります。

くどく言うようですけれども、改めて、なぜ一
体裁判官のみ減額することができないという規定
があつて検察官にはこういう規定がないのだらう
かというのを考へます。この違いは、私はきわ
めて絶大な違いだと思ふのであります。検察官は
減額してもいいということに何も賛成をしておる
立場じゃありませんけれども、少なくとも裁判官
は報酬は減額することができないということを憲
法上置いた理論というものは、きわめて大きな意
味があると思ふのであります。いま伺つておりま

すと、これは空文です。減額するつもりになれ
ば、何も報酬だけじゃありませんから、期末手当
やほかの手当をどんどん減額すれば目的は達する
わけでありまして、この憲法七十九条、八十条
の規定は全く空文になつてしまふ。ましてや退職
金の問題についても、いまのお話によれば、今日
のところはそう解釈しておるといふのが最終答
弁であります。今日のところというのは一体どう
いうことなんでしょうか。大臣や総理大臣がおつし
やるならいいけれども、官僚が今日のところはと
言ふのはどういふ意味なんだろう。私にはよく
わからないのであります。ですから、このところ
をはつきりしてもらいたい。まず退職金を報酬
に含むのか含まないのか、憲法上の規定は退職金
を含むのか含まないのか、これは大事なことで
ございまして、一人二人の御意見ではなくて、も
し必要であるならば後刻御答弁願つてもいいので
あります。

○瀬戸山國務大臣 結論を申し上げますと、先
ほども申し上げましたように、裁判の独立を経済的
条件から侵してはならないという趣旨で特別の規
定があると思ひますが、相当の報酬というのを、
これが問題ではあります、相当の報酬は決まりま
した年額あるいは月額の報酬、かように解して
おるわけではございまして、退職金とか期末手
当——期末手当というのは、これも私の浅い知識では
ありますが、これはおおよそ日本に独特なものじゃ
ないかと思ひます。盆や暮れというものは何や
か金の要る時期でありますから特別な手段をとらう、こ
れが官民同じような取り扱いをしておると思ひ
ますが、生活給あるいは地位、体面を守る、こう
いう意味の報酬というものは相当の報酬である、こ
ういうふうに規定している、かように考へて
おるわけではあります。

○横山委員 私が追ひ詰めて、あなたの方が苦し
まされに憲法七十九条、八十条による裁判官の報
酬の中に退職金は含まない、こういう確定的答
弁をなさるようでありまして、そのことはいま例
示いたしました最高裁の判決、この判決に矛盾する

ものとは思わないという解釈でしょうか。それが第一であります。

それから先ほどの御答弁によりますと、この判決は民間の判決だから公務員に及ぼすかどうかからでないという、これまたあいまいな答弁であります。これからのいろいろの訴訟事件におきまして、給与とか賃金とは一体何であるかという争いが公務員なり民間労働者なり、あるいは公社、公団、公庫の職員の争いが今後いろいろ起こるわけでありまして、起こるときに、裁判官だけは報酬というものは狭い意味の報酬であって、民間あるいは政府職員については、賃金あるいは給与というものは四十九年の最高裁の判決、四十九年の東京高裁の判決でよろしい、そういう解釈をしてよろしい、そういうふうに考えてよろしいのですか。

○批判田政府委員 ただいまの四十九年の判決は私も詳しく勉強いたしておりませんが、裁判官の報酬の場合に、裁判官の報酬等に関する法律にも書いてございまして、報酬は裁判官に支給する給与の一部という扱いになっております。したがって、広い意味で給与とかあるいは民間で言いますと賃金とかいうものの概念で対比いたします場合には、手当類も給与あるいは賃金的なものというところは言えようかと思ひます。しかもそれがいろいろ具体的なケースの場合に、賃金というもので扱った方が妥当な場合にはそれは当然賃金的な要素で考えられるだろうと思ひます。

ただ、憲法の解釈といたしましては、私どもは、先ほど大臣からも御答弁がありましたけれども、文理解釈上は、憲法に言う裁判官の報酬というものは裁判官の報酬等に関する法律で定めておる毎月毎月の報酬のことである、これは定期にという言葉とか、あるいは在任中とか、それから報酬という言葉等からそのような文法的な解釈をいたしておるわけでありまして、しかしながら、この憲法の規定の趣旨は、先ほど来話が出ておりますとおり、裁判の独立あるいは司法権の独立というよ

うなものを給与的な面から保障しようという精神に基づいていられるものでありますから、したがって、そのような個々の裁判官あるいは裁判官全体について合理的でない、いわば憲法が擁護しようとしている司法権そのものに何か干渉しようというふうな形で出るようなものであるならば、これは文理解釈上の報酬というものは当たらない給与であつても少なくとも憲法の精神には反する、憲法上の問題が濃厚に出てくる余地が大いにあり得ると思ひます。

○横山委員 要するにいまのあなたの話は、裁判官の報酬とそれから判決によるものの賃金及び給与というものは別な問題である、そうですね、そういう論理で両立てといひますか、政府側の答弁と私の質問を双方とも顔を立てたという感じがするわけでありまして、しかし問題は残ると私は思ひます。

繰り返して申しますが、憲法上の裁判官の地位の安定を報酬面から保障したというのですけれども、そういう解釈でいくならば、この報酬面からの保障が何の重みもない。こういうことを私はきわめて大変な問題として警告をしておきます。

この論争を続けておつても仕方がございせんが、出発点は、○一一般職員を下げるのであるから、憲法上にやや疑念があるけれども、裁判官だけ残しておくわけにはいかない、恐らくそういう出発点だったと私は思ふのであります。しかし、そういう出発点が憲法の規定を空文化させるという結論を、私が言うように導き出しておる。それは出発点から言へばごもっともなことではあるけれども、結論から言へば本法律案が憲法の規定を空洞化した結果になる。私はそういうふうな心配をここに強く表明をしておきます。冒頭申しましたように、○一%削減することについて私は反対でございまして、出発点もまたあなたの方と違つておりますが、しかし結論として、今回のこの法律案が憲法上の疑いを残したという点について十分力説をしておきたいと思ひます。

次に、裁判官の問題について、この間横川札帳

高裁長官が寄稿されましたことについて質問をしたいと思ひます。

横川長官は十月二十二日に定年退官の予定で、この寄稿はその前に書かれたものであります。現職の高裁裁判所長官として書かれたことには間違いがないことでありまして、各紙が取り上げ、私も全文読みましてきわめて共感を覚えまして、率直に私の考え方をまず申し上げておきたいと思ひます。大要これは共感を覚えまして、私はしばしば法務委員会最高裁のありよう、裁判のありようについて苦言を呈しておるものであります。その苦言はこの横川長官の寄稿の全文がまさにそのものずばりと言つてもいいかと思ひます。退職する人といへども、やはりこれだけの意見を言うということは、よほど勇氣のある人でなくてはならぬと思ひます。おれはやるから、しかられたつてどうでもいゝわという気持ちで必ずしも書きになったわけではないと思ひます。全文、一行一行にまさに説得力のあるお話を脈々と流れておる。毀譽褒貶を離れた率直な忠言として耳を傾けるべきことではないかと思ひます。

たとえば、こういう批判があるという。裁判官の中には「何事も無難に要領よく考える優等生タイプのもの」がふえたとか、第一線でいくら苦労しても容易に道は開けないとか、本当のことをいうと出世できないとか、司法行政の官僚化が進みつつあるとかいう批判である。これらの批判の当否は暫くおくれとして、今度は自分の考えを述べておられる。こういう司法行政の官僚化を含めて、私が整理した四つの批判について一体どうお考えになつておるのであらうか。

まず、そういう裁判官、最高裁に対して与えられておる批判、それは自分が言つてゐることではない、方々で言われていることだといふその批判についてどうお考えでございませうか。

○牧最高裁判所長官代理者 裁判について各種の御批判をいただくことは、裁判を改善しあるいはよりよきものとしていくことについて、きわめて

示唆多きものがあろうかと存じますので、その中でくむべきものは十分くんで、よりよい司法あるいは司法行政というものをつくり上げていこうと努力をしていくつもりでございませう。

○横山委員 どうもあなたとは、ここでも会つたし、それから訴追委員会でも会つたのですが、苦情を言つて悪いのですけれども、もっと胸襟を開いて話をしましやう。あなたはいつも、何というか、よろいを着て物を言つてゐるという感じがしてならぬのであります。もっとあなたも裸になつて、裸になつていゝたつて全部裸になるわけにもいかぬだらうと思ひけれども、少しはあなたの人間味をこゝで出してもらいたいと思ひます。

いつ会つても、あなたはいろいろな委員会でもカワズに小便したい話ばかりして、公式どおりの話ばかりして、ちつともあなたの人間味が伝わつてこないです。私はこういうざつとばらん人間ですから、名古屋井まる出であなたに聞くときもある。あなたは本心に標準語で標準どおりの答えをして、優等生タイプの答弁にいつも終始してゐる。それでは説得力はありません。五月二日の最高裁長官発言の問題のときでも、訴追委員会でも、私があなたに本心に全然悪いと思つておらぬのかと言つたら、あのとき、あなたはまたそんな顔をされて、全然悪いと思つておらぬといううな意味のことを言つた。それでは全然説得力がありません。本心にどうです。少し胸襟を開いて、私どもの言うことも間違つておつたら、あなたは堂々とおっしゃればいいのです。けれども自分の方でまずい点があると思つたら、率直に語り合ふなければ実りのある質疑応答にならぬですよ。

横川長官の第二の指摘は、「率直にいうと、現在私が憂慮してゐるのは、裁判機構の整備・充実に伴ひ、……知らず知らずのうちに第二義的なことに眼を奮われて……憲法の裁判所に期待する根本が見失われ、第一線の裁判官に対し、より良い裁判への気魄と情熱をかきたて、裁判すること自体に喜びと誇りをもたせるようなフィロソフィが

影をひそめたのではないかという点である。「この点はどうなんですか。」

○牧最高裁判所長官代理者 横川長官がおっしゃられていることは、従前横川長官がそれぞれ著書なりあるいは論説などにお書きになられたこととございまして、私ももしばしば伺ってはおりますけれども、私どももしきりに、具体的な事実の御指摘がございせんので、私としても特にそれについてお答えがしにくいわけでございすけれども、私も、私どもとしては、一応裁判所の中におきまして、司法行政の面においてもあるいは裁判の面においても、いろいろ活発な議論が行われておるといふふうに考えております。それをさらにより活発にしようという御提言に対しては、そのまま私も同感でございすけれども、もしそういう論議があることによつて、現在が、そういうことが行われてないような誤解を生むといたしますならば、そこは言葉が足らなかつたのではないかと、いふふうに私自身としては考える次第でございす。

○横山委員 具体的な事実の指摘がないから答弁のしようがないとおっしゃるのですけれども、こういう問題は具体的事実の問題じゃないのですよ。あなたも事務総長として、私も一国会議員として、いまの司法行政を全体的にどう見るかの問題で、横川さんも、具体的な事実を指摘したらかえつて問題があるから原則的立場を踏まえて言つていらつしやるので、文句があつたら具体的な事実を言つてもらいたい、いつでも答弁してやるといふことは、これまたおかしい話だと思つてます。いまの司法行政をどう見るか、どうあればいいのかという点で、原則的にあるいは全体を見通した話がなくてはならぬと思つてます。

その次に、この基本理念として「ともすれば国家秩序の維持と同視されがちなドイツ流の「法の秩序の維持」にあるというよりも、「基本的人権の保障」を核心とする英米式の「法の支配」の確立にあると解する方が妥当であるということと、この観点から裁判の目的はジャスティスの実現に

あると考えるべきであるということである。「この点はどうですか。」

○牧最高裁判所長官代理者 個々の裁判を考えてまいります際に、基本的人権の問題と法秩序の問題との相克、そういうものが常にあらわれるわけとございす。それをいかに調和するかと、いかにわれわれ裁判官は不断に悩んでおるところでございす。横川長官のように基本的人権ということだけで割り切ると考えるのも一つのお考え方かと思ひますが、この点については裁判官にとりいろいろの御意見があり得ると私は考えます。

○横山委員 言葉を選んでくださいよ、あなたも。場合によつてはあなたの答弁がいろいろな論争の焦点になるんだから。横川長官が言つたことを別な意味に取り上げてはいけません。私が読み上げたように「基本的人権の保障」を核心とする英米式の「法の支配」の確立にあると解する方が妥当である」と書いてあるのであつて、基本的人権だけで裁判をやれ、あなたがいま言わんとしたのだけれども、そういう意味で横川さんは言つてゐるのじゃないのですよ。わかつていますね。

それから、「右の立場からこのさい最高裁に要望しておきたいことは、時の政府から一步はなれた広い視野と遠い展望に立つて、事実の具体性に即して問題の解決をはかられたいということ」である。これなどは私も本當にやかましく言つておることです。

ここにちやうどあなたの方から出された「刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案の背景について」こういうものがありま

す。いまここで内容を議論しようとは思ひません。なぜこういうものを出すのですか。私は前回、五月二日に最高裁長官が弁護士抜き裁判法案について政府の援護射撃をして、これはあたりまえだと言つたことはけしからぬといつて、国会で論争になりましたね。そうしたら、決してそういう意味ではありません、一般論を言つただけですと言われたのですが、今度のこのパン

フレットは、ずばり別紙に法案まで書いて、まさに法案の宣伝ビラじゃありませんか。きょうこういうものを出されるということは全く政府そのもので、おれたちが一番よく知つてゐる、この法案は必要なんだ、こういうパンフレットじゃありませんか。あのときの話よりもさらに一步、政府と全く一体になつてゐると反省はなさいませんか。

○牧最高裁判所長官代理者 先般お尋ねのときに私も私として申し上げましたのは、長官の発言はいわゆる荒れる法廷、その他いろいろ法案を必要とする背景について申し上げた、そしてそういう背景があるので、これを処理するためには何らかの手当てが必要であるということ述べられたので、あると申し上げたわけでございます。それで、現在そこにごさいますパンフレットにもその点は明らかに書いてあると存じますけれども、特例法もこういうことを解決するための一つの手段であるうということを書いてございす。

それから、そのパンフレットを出した趣旨というこのお尋ねでございしましたが、前国会以来特例法案の審議におきましていろいろと裁判所の訴訟指揮その他についていわれなき非難と私も考へるようなものもございす。そういうものについて、部内の者にそういうことはないといふわれわれの感じてゐるところ、そういう非難に対しての応答という意味で、そういうことはないので、という事実を明らかにして書いたつもりでございす。

○横山委員 ぬけぬけとそういうことをよくおっしゃると思つた。わざわざ結論として「政府提案」なるほどあなたのおっしゃるように「方策の一つ」だとは書いてある。けれども、だれが読んでも、最後にこの法案までつけて結論まで書いてあるのだから法案の援護射撃だといふことはだれが見たってわかるですよ。そういう遁辞といひますか、方策の一つと書いてあるのだから法案の援護射撃じゃございせんとか、ぬけぬけそんなことをおっしゃるなよ。あのときにあなた方も政府も、最高裁長官は決して法案に直接タッチし

たわけではないということをやつて費やして言つておいて、ぬけぬけとこういうものをよく出した、その人の顔が見たいと思つておつたのです。撤回しないよ、こんなばかなもの。少なくとも、あなたが言うように誤解を与えたと思はれる裁判の実態はどうであつたかということ、結論はなしで出されるならまだわからぬでもない。結語をつけて、しかも特例法まで後ろにつけて、それで何で一体これは関係ありませんと言へるのですか。省みてあのときに答弁したことについて恥づることはないのですか、こういうものを出してゐると思ひますよ。しかも、私は訴訟委員でございすが、大臣も訴訟委員長をやつておられたが、訴訟委員会に集まつてくる裁判官の訴訟請求の中で、なるほどめちやくちやない分もある。しかし首切りには当たらないけれども裁判官も少しやり方がひどくないかという意見はしばしばあるわけですよ。岡原長官の発言についても、訴訟委員会の結語をあなたごらんになつたと思つたのですが、訴訟請求はしないけれども適當ではない、首は切るに当たらないけれどもああいふことが誤解を与えたとか適當ではないといふのが圧倒的意見ですよ。あなた、そういうことを知らないのですか。全く反省が足りないと思つてますよ。どうなんですか。——何であなたが出てくるのか、事務総長に答弁を求めているのに。(岡原最高裁判所長官代理者「それは私から」と呼ぶ) いま事務総長が答弁してゐるのだから。下僚が答弁することじゃないですよ。あなたの方が偉いのか。

○牧最高裁判所長官代理者 先国会において私が申し述べましたことと今回のパンフレットを出したことについては、私はちつとも矛盾しておらな

当然なことでありまして、いかなる立場にあつてもそういう批判に耳を傾けてみるということもこれは非常に必要な、大事なことだと思ひます。

よけいなことではありませんけれども、私もここに座つておつて、皆さんの意見に非常に反省をさせられるところ、また注意をしなければならぬという反省をしながら拝聴しておる、こういう立場であります。しかし先ほども横川長官の話がありましたが、具体的にどういふことだったか、われわれに想像もつかないことでもありますから、これをとやかく批判し得る立場、そういう材料もありません、意見を言う立場にありませんが、やはり横川長官は横川長官で、長い経験の中からいろいろの所感、感想を持っておられると思ひます。しかし、それがすべてであるとは私は考えておりません。やはり人の意見、おっしゃることについては一応耳を傾けて、反省すべき点があれば反省しなければならぬ、私の感想といへばそのくらいでございます。

○横山委員 次の問題に移りたいと思ひます。再審の問題であります。委員長並びに同僚諸君も大変恐縮でございますが、しばらく耳をおかし願ひたい。といひますのは、法務委員会の理事会におきまして、私は、再審制度に関する調査小委員会を設置してほしいと提案をして、各党でいま御審議を願つておる最中でございます。その意味で、短い時間ではございますが、各党の皆さんにも私の意のあるところをお聞取りいただきたい。ここ数年來、再審事件で無罪となりました著名な事件は、まず吉田岩窟王事件、大正二年の強盗殺人事件、再審請求五回、そして三十八年名古屋高裁で無罪判決、実に五十年の岩窟王の闘ひでございます。

金森老事件、昭和十六年放火事件、そして再審請求をして、四十五年大阪高裁で無罪判決、三十年の苦闘であります。

弘前大教授夫人殺し事件、昭和二十四年殺人事件発生、再審請求をいたしましたやうやく五十一一年に開始決定、仙台高裁で五十二年無罪判決。

小平事件、昭和二十六年放火事件発生、そして再審請求、昭和三十八年長野地裁で無罪判決、十二年の闘ひ。

米谷事件、昭和二十七年強盗殺人事件、再審請求を続けてまいりまして、五十三年に青森地裁で無罪判決、二十六年間の苦闘であります。これらは、多少抜粋して事例を出したわけですが、再審についてのこれらの人の愚痴苦悶は全く、その記録を見ますと、涙なくしては読めないやうな苦悶であります。

なお、吉田岩窟王事件に対する無罪判決で、有名になった裁判官の言葉がございます。「当裁判所は、被告人、否、ここでは被告人と言ひに忍びず、吉田翁と呼ぼう。われわれの先輩が翁に對して犯した過誤を深く陳謝し、翁が実に半世紀の久しきにわたつて、あらゆる迫害に耐えて無実を叫び続けてきた崇高な態度、その不撓不屈な驚嘆すべき精神力、生命力に深甚なる敬意を表し、翁の余生に幸多からんことを祈る。」その五十年の闘ひをした吉田翁も、判決後身体を自由を失ひ、九カ月後に生涯を終わつておることは皆さん御存じのとおりであります。

このような再審の闘ひについての記録を読み、経過をいろいろ検討してみますと、いかに再審の門が狭いかということが痛感をされるわけであり

ちなみに調査いたしますと、再審の開始決定があつたのは、昭和四十八年、七十四件の請求で決定が三十件、昭和四十九年、八十九件の請求で二十五件、昭和五十年、九十三件の請求で決定が二十五件、昭和五十一年、百三十五件の請求で五十二件の決定、五十二年が八十三件の請求で二十六件の再審決定がございまして、私もが予想するよりもはるかに多くの再審の請求があり、また予想以上に再審の決定があるのであります。もつとも、この再審決定の中には交通事故犯がかなり含まれておりますから、いわゆる刑事事件として重要な問題については、この数字で判断するわけにはまいらないと思ひるのであります。

そこで、この再審についてのあり方について、もう数年来各方面で議論が尽くされてまいりました。すでに昭和五十一年、最高裁の第一小法廷は、いわゆる財田川事件の特別抗告決定中で「刑訴法四百三十五条六号の無罪を言い渡すべき明らかな証拠とは、確定判決が認定した犯罪事実の存在が確定であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであるかどうかを判断すれば足りる。強盗殺人事件の再審請求に対する審判において申立人の自白の内容に強盗殺人の事実を認定するにつき、妨げとなるやうな重大な疑点があり、新証拠を既存の全証拠と総合的に評価するときは、確定判決の事実認定を動揺させる蓋然性もあり得たと思われ

るなどの事情のもとでは、再審請求を棄却した原告及びこれを是認した原審には審理不届の違法性がある。」としております。つまり、明らかにこの五十一年の財田川事件におきまして刑訴法四百三十五条の無罪を言い渡すべき明らかな証拠という文章については、この判決によつて解釈が拡大されたやうなことがございます。

五十一年の最高裁第一小法廷は、いわゆる白鳥事件の特別抗告事件でも「当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきである」とし、また「再審開始のためには確定判決における事実認定につき、合理的な疑いを生ぜしめれば足りる」という意味において、疑わしいときは被告人の利益にという刑事裁判における鉄則が適用される」としてあります。

このような最高裁の判旨が、その後、弘前事件や加藤事件、米谷事件の再審開始のきつかけになつたと私もには判断をされるわけでありまして、そこで、最高裁のこれらの判決を受けて、国会において私どもがしばしばこの質問をしておるわけでありまして、稲葉前法務大臣は五十一年の十月十四日「この再審制度のことにつきましては、先ほどもお答えしたやうに、これからは法務省としては真剣に取り組んでいくべき問題ではある

と、法曹三者のうちの弁護士連合会があいいう考えをもう打ち出しておられるのですから、それにやっばり歩調を合わせるやうな方向で検討するというのが法務省の姿勢ではないかというふうに存じます。」このやうなふうに法務大臣が答え、越えて昭和五十三年三月十二日、予算委員会第一分科会で社会党川口大助君の質問に答えた安原刑事局長が「いま御指摘のやうに、再審開始決定をするにつきましての手続におきまして、貧しい人は弁護人も雇ひに大変だ、あるいは決定をするのが全くの書面審理であつて、そして書面審理でなくとも、いわゆる再審を請求した人あるいはその弁護人が立ち会ふやうになつていないというやうなこと、あるいはそういう再審開始決定をした以上は、たとへば刑務所におる者でありまして、弁護人との間に刑事訴訟法の確定判決前のような秘密交通権を認めることはできないかというやうな、つまり国選弁護人制度を再審開始決定手続についてもやる、あるいは事実調べる立会権を認める、あるいは秘密交通権を認めるというやうな、開始理由ではなくて、開始をするまでの手続の中に被告人の権利をもつと主張できるやうなことを考へてはどうかというやうなことが、われわれ事務当局としてはさしあたり検討すべき課題であるというふうに考へておる次第でございます。」引用いたしますとまだほかにもございまして、そのやうに政府答弁が続いてきておるわけであり

す。

そこで、これらのことを考へてまいりますと、少なくとも政府及び日弁連それから国会側との間に共通点が幾つかあるというふうに私は考へておるわけでありまして。しかし、この再審制度の改善というものが確定判決、いまの地裁、高裁、最高裁の確定判決に至るまでの制度、システムに大きな動揺を与えてはならぬという考へ方も一部にはございまして、しかしそれとの調整もまた可能ではないかという考へ方をいたしますがゆゑに、直ちにということではございませんが、少なくとも情勢は熟してきたのではないか、それが私が理

事会において各党からなる再審制度調査小委員会を設置して、多少の時間はかけてもこういふような情勢のもとにおいては再審制度の改善の研究を国会側としてもやるべきではないか、まあこれは政府に言うばかりではなくて、委員長初め各党の皆さんに時間を使って御説明をしたわけでございますが、まず委員長に恐縮ながらひとつ御答弁をお願いしたいと思います。理事会におきまして私の説明を詳細にいま敷荷をしたわけでございますが、あなたは与党の理事でもございまして、本日は委員長の要職におられるわけでありまして、本再審制度の調査小委員会を法務委員会の中に設置することについて、委員長の見解を伺いたいと思っております。

○山崎(武)委員長代理 与党の他の理事の先生方とよく相談して決めたいというぐあいに思っております。

○横山委員 結構でございます。

それでは次に、法務大臣にお伺いをいたします。先ほど申し上げましたように、稲葉前法務大臣はきわめて前向きな答弁をしていらつしやる。しかも稲葉前法務大臣がお答えになった後の最高裁の判決、また前刑事局長が、いま申し上げましたようなきわめて注目すべき答弁をいたしておられるわけでありまして、さらに、昨年は日弁連が多年の成果を踏まえて再審法、刑事訴訟法及びその規則の改善案を提起いたしておることも御存じのとおりでございます。

わが国の裁判制度は、あらゆる意味において私は多年の歴史を積み重ねて今日に來ておると思ひますが、しかしながら、先ほど申し上げましたように、再審を請求して無罪になった著名な事件が事実としてあり、かつはまた毎年毎年再審請求の行われている事実、これは事実問題としてわれわれが考えなければならぬことである。そしてまた、現行法の制度におきましては余りにも再審の門はあかすの門と言われているわけでありまして、この際、再審制度に検討を加えるという点について、法務大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

す。

○瀬戸山國務大臣 いわゆる再審制度の問題については、いま横山委員からもいろいろ御発言がございましたが、前々からもう少し改善すべきではないかという御意見はよく承知いたしております。私もこの方としてもちろん御意見のあるところをよく承知しておりますから、この問題を取り上げて真剣に検討を続けておる。検討は続けておりますが、いまの刑事訴訟法に定めてある再審事由等について、諸外国の例等も総合して考えてみますと、わが国の再審制度における再審請求の事由、こういうものが狭きに失するということはないという判断をいたしております。しかし、いまお話がございましたが、再審請求する人、おむね拘束されておる身柄の人が多くございまして、その再審の事由その他について活発にその事由を明らかにすることができない場合もあるのじやないか、そういう意味で、いまお話に出ました再審請求に対する、あるいは弁護士の交通権をもう少し何かの方法を考えて、その事由を発見することに努められ得るような状況をつくる必要がありはしないか、こういう点を目下検討しておるわけでございまして、検討の状況については刑事局長から御説明させていただきます。

○伊藤(榮)政府委員 ただいま大臣からお答えがありまして、先ほど稲葉前大臣の御発言、安原前局長の御発言を御覧上げになりましたけれども、私もまさに同じ認識を持っております。ただ、これも御質問の中にございまして、再審請求の門を仮に非常に大きくいたしました場合には、現在の第一審、第二審、第三審という構造、その中で全力を尽くして真実を発見する、こういう手続を経て確定判決に至るといふこの構造に対して、第四審というものを設ける結果になるような、そういう広げ方は、いづれにしても不適当ではなからうかと考えておるわけでございます。しかしながら、これまた御指摘ありましたように、昨年一月、日弁連から粒々辛苦御研究

の結果が発表されておりました、その中には私ども拝見しましても同感を覚える面が相当あるわけでございます。そういう点を踏まえまして、現在私どももいたしましては研究に関する予算措置も講じていたございまして、鋭意検討を続けておるところでございます。先ほどもちつとお話に出ておりましたが、この問題は非常に国民的な関心の深い問題でもございまして、私も事務当局の考えとしまして、各界各層で活発な御議論を聞かせていただきまして参考になさっていただければ、私どもの作業もなお一層円滑かつ迅速に進むのではないかと、かように思っております。でございます。

○横山委員 私が冒頭に法務委員長にお願いいたしましたように、われわれ国会側におきましても、さきわめて関心の強いことでございまして、本委員会に再審制度に関する調査小委員会を設けて、多少の時間をかけても、いま大臣並びに局長からおっしゃったような点を国会側としても検討したいと思ひますが、その点について大臣は御協力をしていただけますか。

○瀬戸山國務大臣 もちろん国会あるいは国会の委員会等で検討していただくことは非常に適切であると思ひます。先ほど申し上げましたように、これは非常に裁判の根本に触れる問題で、また人権にも重大な関係があることでございまして、われわれとしても皆さんの御研究が進めば非常に幸である、かように考えております。

○山崎(武)委員長代理 飯田君。

○飯田委員 まず最初に、裁判官の報酬、検察官の俸給あるいは裁判官以外の裁判所の職員、検察官以外の検察庁の職員の給与、こういうものを定めるに当たりますと、どういふものを根拠として決められたのであるか、そのことをお伺いいたすわけでありまして、一般論として、一般職の人に對してはどういふものを基準として決められたのか、これにつきまして人事院の方にお尋ねいたしたいと思ひます。

○橋政府委員 所掌外でございまして、一般職の給与につきましては、一般職の職員の給与に関する法律というものに基つて決定されております。

○飯田委員 私がいまお尋ねしましたのは、一般職の給与表をつくれる根拠です。一体何を根拠にしてああいう表をつくられたのか。つまり生活費がかかるとかあるいは物価が高いとかいふ問題があるでしょう。そういうような問題です。

○橋政府委員 一般職の給与法の俸給表は、国家公務員法の規定によりまして生計費、民間における賃金その他、人事院が適当と認める事情を考慮して定めるといふことになっております。毎年民間の給与等を調査いたしまして、これに基づいて俸給を定めております。

○飯田委員 それでは、裁判官の報酬とかあるいは裁判所の職員についての給与についてはどのようになお定めになっておるでしょうか。最高裁の方にお尋ねいたします。

○勝見最高裁判所長官代理者 裁判官の報酬につきましては、先ほど横山委員からお話のございましたように、まず、相当な報酬を保障するという憲法上の規定がございまして、裁判所法にも規定がございまして、裁判官につきましては裁判官の報酬等に関する法律という単行法が設けられまして、いわば独自の給与体系を盛り込んだ形で裁判官の報酬が決められております。

なお、裁判所の一般職につきましては、御承知かと存じますけれども、国家公務員法上は、裁判所の職員は特別職ということにされております。この理由は、人事行政につきまして内閣及び人事院の管下にならぬということ、司法権の独立のうらはらの関係で、特に特別職という形になっていふものと思われまして、ただ一般職の場合に、一般の給与体系につきましては、裁判所職員臨時措置法で一般職の給与法を準用いたしております。勤務体系その他につきましては、一般職員とほとんど面が変わりございせんので、現在臨時措置法を根拠といたしまして、一般の行政職の給与法を準用している次第でございまして、

○飯田委員 いまおっしゃいました裁判官の報酬

の根拠、どうもお聞きしてもはつきりわからないのですが、一般の公務員のものとは変らないようにおっしゃったように思いますが、何か特別の裁判官の場合はこういうものがたくさんかかるから、一般の職員よりはたくさん与えろとか、そういう特別のものがあつての俸給でございませうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げましたのは、裁判官につきましては独自の報酬体系が盛られております裁判官の報酬等に関する法律が現行法としてあるわけでございませう。

裁判官の給与体系の特徴をいたしましては、御承知のように、一般の給与法につきましては等級、号俸の刻みが非常に多いとございませう。裁判官の場合には、その職責の特別性にかんがみまして、非常に刻みが少なくしてございませう。一般職の場合には昇格という形で昇進するわけでありますが、裁判官にはそういう制度がございませう。それから、給与水準が裁判官の場合には高くなつております。この二つが、いわば裁判官の給与体系につきましても非常に大きな特徴であると思われま

それから、裁判所の一般職員につきましては、繰り返しますが、一般の行政職の職員とそう本質的に異なるところはございませう。それで一般の給与法を準用しているわけでございませう。ただ、たとえば書記官などの職務の特殊性にかんがみまして、俸給の調整額という形で優遇措置を講じていただいているというふうな次第でございませう。

○飯田委員 どうも質問と答弁とかみ合わないの、ちょっと問の方を変えて質問申し上げますが、たとえば国会議員については歳費を支給するとなっております。それから裁判官は報酬となっております。検察官の場合は俸給となっております。そのほかのものについては給与となつてゐるのです。そういうふうになぜ呼び方を変えるのか、それは内容が違ふから変えるのではないでしようか。同じものについて変えるということ、憲法が同じ内容について呼び方を変えるというの

はおかしいし、法律で変えることはおかしいでしよう。何か違うところがあるからじゃないでしようか。どうでしょう。

○勝見最高裁判所長官代理者 全体につきまして私が答えるのは適当かどうか存じませんが、一応裁判官だけについて申し上げさせていただきます。裁判官につきましては憲法にその規定がある。憲法が報酬という文言を用いているわけでございませう。

先ほどから申し上げておりますように、裁判官の報酬につきましては裁判官の報酬等に関する法律というところで、いわば基本給は報酬という文言を用いているわけでありますが、裁判官に対する給与の独自性といひますか特殊性から、検察官も含めまして、ほかの官職に用いられている文言と画なつた文言を用いているものというふうに考えております。

○飯田委員 私は、ただいまの御答弁はすいぶん不満なんです。国会議員の歳費の性質は、普通の給与じゃない。給与とは違つたものを内容として含んでおる。また、裁判官の報酬も同じだろつと思つておる。裁判官は御承知のように勤務状況が一般職員とは違ひますし、また一般職の立場から言ふならば、非常勤ではないけれども、非常勤のような性質を持つておるように見えるようなものでせう。何も役所に出て勤務しなくても、裁判のときだけ裁判所に出てきて、あとはうちで研究して一向差し支えない、そういう職務内容を持つたものでありまして、しかも国民を裁くのですから、裁くといつたようなものは非常に地位の高い、尊敬される人たちであるはずなんです。そこで、そういう方々に差し上げるものであるから、その御苦労に対して報いるという意味で報酬という言葉が使われておるのではないかと考えるわけですね。上から下げ渡すというのじゃないに、差し上げる。差し上げると下げ渡すは違ひ。

そこで、なぜ私は特にこんなことを取り上げるかといひますと、報酬につきましても、先ほどの同僚議員の質問につきましても、最高裁の方の御答弁に

よりましますと、報酬というものは裁判官に支給する給与の一部なんだ、こういうふうにお答えになつておつたのです。本当にそうなのか、私は疑問に思つたのです。報酬といふもの、この中にたとへば期末手当とかあるいは勤務手当とかといふものは含めない、そういう思想ですか。いただきます資料を持ってきておられます。これを見ました。ところが、ここに一つ疑問がありますのは、報酬といふものは、裁判官が仕事をしてくださる、裁判をしてくださることに對するお礼のものなんです。それから、そういうものである以上、その支払いをする時期が、毎月決まつてやろつが、年末にまとめて上げようが、あるいは三月ごとに上げようが、それは一向差し支えないことであつて、憲法にはどう書いてあるかといひますと、「すべ

て定期に相當額の報酬を受ける。」とあります。これは俸給を授けるのじゃない。裁判官は俸給を受けるのです。それほど裁判官の地位といふものを憲法は高く見てゐるわけですね。高く見てゐるからこそ、すべてこういう報酬を差し上げるのだ。しかもそれは「定期に相當額を差し上げるのだ」と書いてあります。しかもこの「定期」といふのは一回のことじゃないのです。毎月ごとにとつたことじゃないのです。毎月ごとにもあるでしようが、同時に半期ごとにもあるでしよう。それは異例のもので、とにかく定期であればいい。定期じゃないところのもの、臨時にくれるものは憲法上の報酬に入るのかどうかはわかりません。しかし、年末にくれるのは臨時じゃないのです。定期であるはずですね。そうした定期に報酬を受け、それは元來報酬なんです。年末にもらうところのものも報酬だと解釈すべきものである。これは憲法の文言から見てどういふことか。しかもこの憲法によりましますと、わざわざ、この報酬は「減額することができない」とあります。つまり定期に与えた相當額の報酬は減額できないとある。そういうふうに見ても、この憲法はそういうふう

に読めるわけです。法律を読む場合に、利益を受け

る人の不利益の方向へ向かつて読むのが正しいのか、利益の方向へ向かつて解釈するのが正しいのか、そういう問題がここに一つあります。

そこで、最高裁のお考えは不利益の方へ読むという立場をおとりになるのかどうかといふことをお尋ねしたいのです。

○勝見最高裁判所長官代理者 最後の点からお答えさせていただきますが、私も先ほど横山委員からの御質問に對してお答え申し上げましたのは、特に利益に解しあるいは不利益に解するといふ観点で申し上げたつもりはございませう。憲法の解釈として先ほど申し上げたとおりであるといふふうに考えてゐるわけでございませう。

なお、裁判官の報酬の性質でございませうが、御指摘のように、国会議員の方々に對する歳費とはやはりちよつと違ひ面があるかと思ひます。言わせていただきますと、裁判官の報酬も、やはり職務に對する反對給付といふことであらうと思ひます。それを定期的にとり出すかといふのは立法政策の問題でございまして、現在、先ほど申し上げております裁判官報酬法は、いわば月給の形で報酬を受けているということになつてゐるわけでございませう。

なお、期末手当が憲法に言う報酬に入るかどうかの点でございませうけれども、これも繰り返して申し上げますけれども、現在の給与体系から見まして、私どももいたしましては、憲法に言う報酬に当たらない、これは先ほど冒頭に申し上げましたように、決してわざわざ不利益に解してこつたのだといふ趣旨のことではございませう。

○飯田委員 これは憲法の解釈の問題ですので、議論がかみ合いませんからこのぐらゐにしておきますが、定期に支給するものは何回やられても差し支えないし、そういうことは一つの方法だ。報酬を差し上げる方法の問題であつて、その本質を決める問題ではない。年末に差し上げるから報酬でないとか、毎月差し上げるから報酬だとかいふたような、報酬の性質を決定するものではないと思ひます。要はその方法にすぎない。それで

あるなら、この憲法の八十条が、あるいは七十九
条が決められている、俸給は減額しないのだと
いうこの規定は、裁判官の俸給が少しでも下がる
ということになりますと職務がおろそかになりま
す。おろそかになったのでは国民は困るわけ
です。ですから、特に裁判官だけこういう規定を置
いてはいいですね。憲法のことを見ましても、国
會議員の歳費を下げないとは書いてないのです。
ところが、裁判官の場合は下げないかぬと書いて
ある。それからまた、一般職の場合については何
も書いてない。だから、私どもは憲法がわざわざ
七十九条、八十条において、報酬減額禁止規定を
置いたその意味を高く見るわけです。これはゆる
やかに解釈するのではなしに、裁判官の身分保障
という点から厳格にむしろ解釈すべきではないか
というふうに考えますのでこの質問をいたしたわ
けです。しかし最高裁の方で、残念ながら私の憲
法解釈と違った解釈をおとりになる。これは憲法
の解釈の違いだからしょうがない。しかし将来に
おいて私の解釈をおとりになるように希望してお
くわけでありませう。

それから次に、期末手当とかあるいは勤勉手当
というものの性質について先ほども御答弁がござ
いました。この期末手当、勤勉手当というものは、
一体どういうわけで最高裁では裁判官にお支
払いになるのでしょうか。期末手当というものは
報酬でないのなら、報酬でないものをわざわざ払
う必要はないではないかという質問であります。
○勝見最高裁判所長官代理者 ただいまの御質問
に對しましては、現在の支給根拠は裁判官の報酬
等に関する法律の第九條を根拠として支給して
おります。現在の体系によりますと、判事、判事補
それぞれ違った形といえますが、判事が受けなく
て、判事補しか受けてないもの等々の手当がござ
います。非常に技術的な形になっておりますが、
一応の御答へをいたしましては、現行法下におき
ましては、裁判官の報酬等に関する法律の第九條
を根拠として手当を支給しているというふうに御
理解いただきたいと思ひます。

○飯田委員 ただいまお挙げになりました法律
は、期末手当を支給するということは、裁判官の
報酬が、もしこれを支給しなければ普通の公務員
に比べて比較的、相対的に低くなるから、それを
避けるために、裁判官の報酬の高さを維持するた
めにこれを設けたのではないかと私は考えるわけ
です。だからそういう法律をつくったのじゃない
か。法律によつて支給するのではなく、そうい
う法律をなぜつくったのかというところをお聞きし
てゐるのですが、それはどちらでもいいのです。
そこで、勤勉手当はどういうわけで支給される
のでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 これは先ほどもお
答へいたしました。各職員の勤務成績に應じま
して支給されるものでございまして、報償的な性
格を有しているものと考へております。現在は判
事には支給されませんが、判事補だけに支給され
ているような実情でございませう。

○飯田委員 勤勉手当は判事には支給しないで判
事補以下に支給する、法律はそういうふうになつ
てゐるのですけれども、そういう法律をおつくり
になった意味が実はあいまいとなつてくるわけ
です。

そこで、その問題は法律論ですからさておきま
して、具体的な問題として、勤勉手当を支給され
る場合に、勤務評定をして支給されておるのかど
うか。つまり勤勉手当であるという以上は、勤勉
であるかどうかをよく見てからでなければならな
いはずであります。これが報酬であれば、一
般的な生活給の名前を変えただけだ、こう見ます
ので問題にいたしません。勤勉手当は報酬では
ないんだということであれば、これは勤務評定を
して一々支給なさるのかどうかをお尋ねするわけ
です。

○勝見最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げま
したように、勤務成績に應じて支給されるもの、
そういう性質の手当でございませう。現実には病氣
で長く休んでおる者とかいう者に対しては減

額しておりますが、実際の運用といたしまして
は、ほぼ均分して支給しているというふうに御理
解いただきたいと存じます。

○飯田委員 それでは、勤勉手当に一・一カ月分
と書いてありますが、これは具体的に支給する基
準ではなくて、予算基礎でありますか。予算基礎
として書いたのかどうかお尋ねいたします。

○勝見最高裁判所長官代理者 一般のことにも関
係いたしますけれども、一応平均的な予算の組み
方が一・一カ月分という形で積算されているわけ
でございませう。

○飯田委員 それでは、予算基礎だということに
なりますと、実際には一・一カ月分よりも多く支
給する者、少なく支給する者が存在するのでしょ
うか。

○勝見最高裁判所長官代理者 一般職員につきま
しては、差等を設けております。

○飯田委員 それでは、この問題につきまして
は、残念ながら最高裁と憲法上の解釈が違ひます
のでたな上げにしておきますが、この期末手当、
勤勉手当を判事補以下につきまして増額されたで
すね。これにつきまして、増額の比率というものは
どうしてお出しになつたのでしょうか、お尋ね
いたします。

○批田田政府委員 裁判官の報酬月額並びに検察
官の俸給月額につきましては、従来から一般職の
対応する金額のものと合せて、片一方の一般職
の方が上がればそれにスライドして上がるという
方式をとつております。これは先ほど来御意見ご
ざいますけれども、一応いろいろな面から裁判
官、検察官の給与はこの程度が相当であらうとい
うふうに格づけした後、それに見合一般職の給
与が上がればそれに準じて上げていこう、それが
一番合理的な方法ではないかということをやつて
おるわけでありませう。

〔山崎武〕委員長代理退席、横山委員長長
代理着席〕
そういう観点から、判事補あるいは五号以下の簡
裁判事というのが対応する金額、行政職の第一の
俸給表のアップに合わせまして増加金額を定めた
わけでありませう。その結果、三・六%ないし三・
七%のアップ率ということになつておるわけであ
ります。

○飯田委員 これはただ漫然と法律を勝手に決め
てそれで支給するんだということでは困りますの
で、そういう増額をした以上は何らかの根拠がな
ければならないと考えるわけですね。

そこで、人事院の方でおやりになつた方法は一
体何をもとにされたか。たとえば会社の給与だと
か生活費だとか、そういうような問題があると思
ひますが、それはどの程度と見て一般職の場合に
お決めたのか、お尋ねいたします。

○橋政府委員 給与は所掌外でございませうので、
答弁を差し控えていただきます。

○飯田委員 裁判所の方におきましては、最高裁
におきましても、検察庁におきましても、当然た
だ漫然と一般職に合わせて号俸を決めたというこ
とではなからうと思ひます。裁判所の裁判官の
報酬、それから職員の給与、こういうようなもの
につきまして幾ら支給するかというのを法律で
決める以上は何らかの根拠を置いておやりになつ
てゐると私は信ずるわけでありませうが、そのよう
に職務熱心に、非常に合理的に、また良心的にお
やりになつてゐると考えますのでお尋ねするわけ
です。

ことしと昨年度で生活費その他の出費は多いの
でしようか、少ないのでしょうか、お尋ねいたし
ます。これは最高裁、法務省どちらでもいいで
す。人事院でも結構です。

○批田田政府委員 手元に正確な資料を持ち合
せてまいりませんでしたが、昨年と比べてま
す。やはり若干消費者物価は上がつておる。それ
に伴ひまして生計費も上がつておるわけでありま
すが、また一面民間の給与が凍結を申します
か、下がりぎみだということに合せて一般的な
生計費の支出それ自体は必ずしも上がつていない
という面もあるようでございませうが、全体として
若干去年から比べれば上がつてゐる傾向にあるう

かと思ひます。

○飯田委員 実際問題として去年よりもことは生活費が上がつているということがわかつているのに、たとえば判事以上の者、あるいは検察官でも中等以上の者については月額も年額も現在よりも減るといふ俸給表をおつくりになった。これはどう考へても事実問題として了解がいかないことではないかと思ふものであります。現在もらつてゐる額と同額ならば、これは話がわかりません。まあ同額でがまんしろ、みんな税金も少ないからがまんしろというなら話がわかりませんが、減らすということは相当の根拠がなければならぬと思ひます。そこで、こういう減らした案を提出されたその意味はどういう意味でしょうか、お尋ねいたします。

○批田政府委員 まず包括的なことを申し上げますと、先ほど来御説明申し上げておるとおり、裁判官については、裁判官の報酬等に関する法律の第九条で、他の公務員の例に準じてということに決められておるわけでありまして、検察官の場合には、その例によるということ、他の一般職員の例がそのまま適用されるという形になっておるわけでございます。したがって、現在内閣委員の方で御審議いただいております一般職の給与法において、減額といひますか、期末手当の〇・一カ月分の減少がありまして、それを受けて裁判官、検察官の方も下がるという結果になるわけでございます。

そのような結果になることがいかどうかという点につきましては、これは先ほど申しました裁判官の報酬等に関する法律の九条の立法趣旨の問題にもなるかと思ひますが、大体裁判官、検察官といふのももちろん生活をしてゐるわけであるから、他の公務員並みの割合で、暮れあるいはお盆のころにそういう特別な手当があつてしかるべきだ、それに準じていこうという精神で決められておるものかと思ひますので、片方が下がれば、ひとり裁判官、検察官だけ下げないでそのままでいいというわけにもまいりませんので、した

がつて、先ほど申しました九条の改正というふうなことは考へないで、そのまま受けとめるということに考へたわけでございます。

○飯田委員 一般職の号俸が人事院の方で決まつたから、それにならつて法務省も裁判所も決めたのだという、非常に形式的なお答えですが、そういう形式的なお答えがまかり通るのなら、もう特別職はやめて全部一般職になさつたらいいと思ひます。一般職の方が変わつたら全部それにならつてやればいいのだ、そういう安易なやり方であれば、何も特別職を決める必要もないし、また検察官の俸給等に関する法律といふような特別の法律をつくる必要もないではないかと私は考へるわけですが、裁判官の報酬とか検察官の俸給について特別の法律をつくつておられるゆゑは、一般職と職務内容が違ふから特別の給与を支給しなければならぬということであらうと思ひます。そうであるならば、その俸給表をつくる基準といふものは、当然一般職の場合とは違つたものがなければならぬはずであります。それを研究なさらないで、ただ一般職のものが変わればそれに準じて変わるというやり方では困るのではないかと。ことに裁判官の場合、明らかに、裁判官に不安な心境を呼び起こさせないために、つまり裁判官の生活を保障するために、わざと憲法で減額禁止の規定を置いておる、そういうものに対して、一般職が下がつたからこつちも下げるのだといふようなやり方が一体正しいのかどうか。つまり、報酬という言葉をどう解釈するかは別にしても、私の解釈とあなたの解釈と違ふのですが、違つても構はない、とにかく生活費は去年よりも多しは多くなつたのに、ほかの一般職の場合はいろいろの手当があるが、そういういゝろいろの手当を支給されない裁判官あるいは検察官に対して、号俸上も右へならえというやり方で一体職務を忠実にやつていくだけの保障ができるのであらうかといふことを私は憂はるものであります。この点につきましてどのように考へになるか、最高裁並びに法務省の御意見を伺ひいたします。

○勝見最高裁判所長官代理者 裁判官につきまして独自の報酬体系を法律で決められておるといふことは先ほど申し上げたとおりでございます。もろもろの手当につきましては、これも繰り返しになりまして恐縮でございますが、判事補、判事、それぞれ違つた形で支給を受けております。判事につきまして申し上げなければ、一般の行政職の指定職、全部指定職相当の金額になつておりまして、手当等も指定職と全く同じになつておるわけでございます。一方、独自の給与体系と申ししましても、裁判官も公務員の一部でございます。公務員の給与でございますので、国の財政の問題から、一般の公務員の給与につきまして改定が加えられた際にそれと相応じた改定をするというのには、やはり公務員の一部である裁判官に対する報酬の考へ方、すなわちそれが先ほどから申し上げております報酬法の九条にあらわれておる考へ方ではなからうかと思ひます。

ただ、御心配いただきますように、このことによつて裁判官がいわば安んじて職務を行ひ得ないといふような事態に立ち至りましたならば、確かに御指摘のような憲法問題を生ずる場合もあり得るかと思ひますが、このたびの改定につきましては、先ほどから申し上げておりますように、憲法問題は無いといふふうに考へてゐる次第でございます。

○飯田委員 では、次の問題に移ります。

検察官は今日特別職とされておられません。そして、検察官の報酬につきましては、一般職の職員に給与に関する法律によらないで、特別な法律として検察官の俸給等に関する法律、こういうのがつくられておるわけですが、特別職としないで特別の俸給表をつくるというのはいかゞ意味なのか、大変私は疑ひを持つてゐます。元来特別職といふのは、給与関係においてあるいは勤務関係において普通の職とは違ふので特別職にしておると思ひます。職務の内容、勤務関係が違ふといふことは、もちろんこれは俸給の内容でも給与関係においても違つてくるのは当然なことから、だから

特別職としておると思ひます。検察官は裁判官と同じように特別職とする方がよい理由が、そういう条件が整つておるのではないかと、あるいはそういう条件は全然ないのか、ないならぬでその理由を教へていただきたいわけでありまして、法務省にお尋ねします。

○批田政府委員

御指摘のとおり、国家公務員法上検察官は特別職とはされておらないわけでありまして、したがって、一般職として国家公務員法の規定の適用を原則的に受けるということに相なつておるわけでありまして、検察官の場合には、裁判所と違ひまして政府に属する職員でございます。したがって、人事院その他のいろいろな規制を受けるか公務員法上の一般規定を受けても別に差し支へないという規定がかなりあるわけでございます。そういう意味で一般職にはいたしておりますけれども、しかしながらまた反面、検察官につきましてはその職務あるいは任用、勤務条件といったようなものが一般の職員とは違ふ面がございます。そういう面をとらえまして検察官法あるいは検察官の俸給等に関する法律で特別の定めをしてゐる。原則的に国家公務員法の適用を受けるようにしておいて、その特殊性のものを特別法で規定するというやり方が、いかにか、あるいは最初から特別職という形にしておいて一般公務員法に当たつてもいいようなものか、一般の例によるという形をやつた方が、どちらがよいのかという問題に結局帰着しようかと思ひます。現行法のたてまへは、原則的には政府の職員であり、一般の公務員原則が適用されていいものだといふたまででございまして、現在においてもその制度を維持して差し支へないといふふうに考へておるわけでありまして。

○飯田委員 それでは、一般職の職員に支給されております超過勤務手当とか夜勤手当とか休日給とか宿日直手当、こういうものは検察官には適用になっておりません。検察官は非常に忙しくて当然休日にも出てきて仕事をなさるし、日直もや

るし、あるいは夜の勤務もある、事実あるよう
でございませう。そういう人であるのに、なぞ超過勤
務手当とかそのほかの夜勤手当等の支給がない
のか、お尋ねいたします。

○**批田田政府委員** 御指摘のとおり、検察官につ
きましては宿直手当、超過勤務手当は支給されて
おりません。これは検察官の職務自体が早朝、深
夜に及ぶという事柄がもとより予定されている仕
事でもございませうし、また先ほど裁判官について
報酬という言葉で先生御意見を述べられましたたけ
れども、検察官の場合は報酬という名前ではなく
て俸給という言葉を使っております。しかしなが
ら、検察官の仕事もいわば裁判官に準ずるような
性質を持つておるといふ意味で、時間に対
する、何といひますか、対価といふふうな観念
よりは、その職務を全体として遂行するための対価
として検察官の俸給といふのは決める方がその職
務からいってふさわしいであらうということか
ら、宿直であるとか超過勤務手当に当たるような
ものの要素は本俸といひますか俸給の中で評価を
することにしまして、一々の時刻による手当の支
給といったようなものはその反面しないというこ
とで、かような制度になっておるものと理解して
おります。

○**飯田委員** 政府の職員でありまして、自衛隊
は特別職になっておるのではないのでしょうか。こ
れやはり夜も働かし、時間的な制限がないのであ
らなっておりますが、検察官の勤務状況と
自衛隊員の勤務状況と比べてそれほど大きな差が
あるわけではないわけですか。一方は特別職となっ
ており、検察官は一般職だ。しかも、一般職にな
っておるために超過勤務手当ももらえないという
のは平等の原則、公平の原則に反しませんか、い
かがでしょうか。

○**批田田政府委員** それは、同じ検察官の中でも
一日八時間の勤務で帰られる人もあるでありまし
ょうし、あるいは十時間、十一時間仕事をし帰
る者もあるでありませう。しかし、それでも同
じ俸給であるという面を考えましたら、実質的な

不公平があると言えはあるかもしれませんが。しか
し、検察官の職務というのは、先ほど申し上げま
したように時間的な面からとらえた対価というよ
りは、職務の遂行全体からとらえていく方が仕事
に対する評価としては正しいであらうという考え
でございませう。したがって、検察官の内部で
も、実質的な勤務時間に差がありましては俸給が
同じで不合理だといふ意識は一つも持っておりま
せんし、またほかの自衛隊等の職員と――自衛隊
の職員がどういふ給与が私知りませんけれども、
ほかのものと比べまして、先ほど申しましたよ
うに俸給の中でその事柄も評価されているという
ふうに考えておりますので、実質的な意味での不
公平はないものと考えております。

○**飯田委員** いまのお話ですと、それならば勤務
状態は裁判官と余り変わらないのです。一方、
裁判官は特別職で検察官は特別職でない、これは
どうしてこういう差別をされたのでしょうか。政
府に属しておるかどうかというのはいささかの理
由にならない、政府に属するものでも特別職はあ
るのですから。いかがでしょうか。

○**批田田政府委員** 立法論としては特別職にする
という考え方もあろうかと思ひます。しかし、国
家公務員法の規定がたくさんございませうが、その
規定を原則的に適用してもおかしくないという
のであれば一般職にしておいた上で、検察官の特
殊なものを特別法で修正していくというやり方
が法律のつくり方としては賢明なやり方ではない
かと思ひます。自衛隊といふようなことになりま
すと、これはもとより国家公務員法の諸規定をむ
しろ原則的には適用しにくいという面があるとい
うところから特別職にされておるのではなからう
かと思ひますので、観念的にはどちらでも――先
生のおっしゃるとおり特別職にして悪いというこ
とはなからうと思ひますが、そうしますと反面、
特別職でありながら一般公務員の公務員法の規定
がいろいろ準用されていくというようなことが多
くなつてしまふわけでありませうので、原則的に国
家公務員法の規定の適用があつていいという面が

ある以上は、一般職で差し支えないというふうに
考えます。

○**飯田委員** 国家公務員法の第二条の第三項の十
三に「裁判官及びその他の裁判所職員」これは特
別職とする、こうあります。裁判所の職員は特別
職なんです。これは昭和二十六年法律第五十九号
で追加して決めた規定であるわけでありませう。わ
ざわざ裁判所の職員は特別職とした、しかも給与
関係その他については一般職を準用する、こうな
つていませう。それで検察官の場合は、一般職を
準用することが多いからこれは特別職にはしない
んだ。しかし裁判所の職員は、勤務形態は検察官
の職員と余り変わらないものだと思いますが、こ
れがわざわざ特別職とされたのはどういふわけ
でしょうか。

○**勝見最高裁判所長官代理者** 裁判官及び裁判所
の職員を特別職にした理由につきましては、先ほ
ど申し上げたとおりでございませうが、いわば内閣
ないし人事院の傘下でない職員ということと特別
職ということに決められたものと考えます。

〔横山委員長代理退席、山崎(武)委員長
代理着席〕

ただ給与の面につきましては、裁判官につきまし
ては先ほど来から申し上げておるとおりでござい
ますが、裁判所の一般職員につきましては、その
勤務形態において一般の行政庁の職員とそう異な
るところがないので一般職給与法を準用させてい
ただいておる、特に書記官の職務の特殊性に
俸給額の調整をしていただいているというよう
なことと考えております。

○**飯田委員** では、次の問題に移ります。

このたび裁判官の報酬等に関する法律の一部改
正法律案、それから検察官の俸給等に関する法律
の一部改正法律案、この二つだけお出しになつ
た。そのほかの裁判所の職員とか検察官の職員に
対しては法案の提出がございませう。それは全部
一般職を準用するからそういうことになつたので
しょうか。

○**批田田政府委員** 検察官以外の職員

は、これはもう最初から一般職の俸給法の適用を
受けるものでございませう。それから、裁判所の裁
判官以外の職員につきましては、これは裁判所職
員臨時措置法で一般公務員の給与法を準用する
ということになっておりますので、その規定を問
ひますと、一般職の給与が改定されれば当然に
上がるといふ形になるために、特に法案を出す
ということはないわけではございませう。

○**飯田委員** 国家公務員法という法律は、これは
政府の職員でなければ適用してはいけないという
基準がある。日本の国の国家公務員に対しては全
部国家公務員法というものが適用になるような、
そういう国家公務員法をつくるのが間違いないで
あるかどうか、あるいはそれが間違いないでなけれ
ばならぬのか、お尋ねいたします。

○**批田田政府委員** 国家公務員法は、国家公務員の職
を特別職と一般職に分かっているわけではござい
ますが、公務員法の適用は一般職の職員だけに限
ております。特別職には適用されておられません。
それは国家公務員法が一般職の職員に何ぞ期待し
ておるかということもあるわけではございませうが、
公務員法の内容といたしまして、一般職の職員に
対しましては、いわゆる成績主義によって任用を
行い、平たく申しますと試験で採用される、そし
て、採用いたしました職員につきましては、その
占める官職の職務と責任に応じて処遇をしてい
く、そして、それを内閣のもとにおける中央人事
行政機関が一元的に管理いたしまして、終身勤務
するいわゆる職業公務員を育成し、保持してい
く、こういう法律でございませうので、国家公務員
の職といひましては必ずしも皆そういうものには
適用するかどうかかわらない。中にはどうも適用
しないものがございまして、そういうものは適用
除外ということと特別職になつておるわけでは
ございませう。

○**飯田委員** 国家公務員法は政府の役人だけに適
用するといふふうに決める必要はないわけでは
な。これは裁判所の職員に国家公務員法を適用す
ることも可能でしょう。国家公務員法というの

国の法律であつて、政府の法律ではない。政府の法律なら政令です。これは国家が決めた法律ですから、裁判所の職員といへども一般職の国家公務員としていかないという理由はないのじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○橋政府委員 特別職を設けましたそのいろいろな基準の中には、職によって異なるものがございますけれども、立法府と司法府につきましては三権分立の趣旨を確保するという事で、裁判所の職員の方も、これは裁判官を直接補佐する立場におられるということから公務員法の適用を除外したものでございます。

○飯田委員 それでは結局、裁判所の職員は実質は一般職と同じ職務内容だけれども、三権分立の立場から特別職にしたにすぎないんだ、だから俸給表は一般職の俸給表を準用するんだ、こういう御趣旨でございますか。

○橋政府委員 給与の問題は、これはまた別でございますが、特別職とされております職員の職務の中に一般職の職務と非常に似た内容のものがあるということとは御指摘のとおりでございます。

○飯田委員 それでは次に、裁判所のほかの職員の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

裁判官の報酬等に関する法律第十四条には、司法修習生の給与について定めております。司法修習生というのは裁判所の職員になっておるのか、それともそうでないのか、お尋ねいたします。

○勝見最高裁判所長官代理者 司法修習生は国家公務員ではございませんので、いわゆる裁判所職員の中には入らないと考えております。

○飯田委員 司法修習生は裁判所職員の中に入らない、こういう御答弁でございましたが、司法修習生の給与についてどういう根拠に基づいて支給されておるのでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 まず、裁判所法の六十七条二項に支給根拠規定がございます。「司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。」ということに相なっております。先ほど御指摘の裁判官の報酬等に関する法律第十四

条でその関係を規定し、現在、最高裁判所規則でその額を定めることになっております。

○飯田委員 そうしますと、司法修習生というのは国家公務員ではない、国家公務員でないんだけれども、国家公務員でない者を国で訓練をいたしまして、訓練期間という人たちに給与を差し上げるんだ、こういうふうな承ったわけですが、そういう国家公務員ではない者に国の予算から給与を支給するということは、何か業務をしてもらったお礼としてならともかく、逆に月謝でももらわなければならぬところの状態の者に給与を支給する、これはどういふわけでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 修習生に対する給与の意味は、御指摘のとおりいわけば職務に対する反対給付という性質はないというふうな考え方しております。それならばなぜ国庫から給与の形で支給するかということになるわけでございますが、新しい憲法で司法の地位というものを非常に高き位置づけまして、その司法を担うべく育てられるべき司法修習生について、国庫からいわけば補助の形で給与の形を持った金を支給して、よく勉強してほしい、そして将来の司法を担ってほしいという立法政策というふうな考えでおります。

○飯田委員 司法修習生につきまして、先ほど御引用になりました裁判所法ですが、その裁判所法の六十六条によりまして「司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。」こうなっております。最高裁判所が命じて司法修習生というものををつくり上げるのだ、こうなっております。しかも、その「修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。」こうなっております。こういう形ですと、どう見ても国家公務員のように見えますが、国家公務員じゃないのでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 公務に従事する者でございせんので、いわば定義づけたいましては、国家公務員の中には入らないというふうな言わざるを得ないと思ひます。

○飯田委員 政府が持っております訓練機関と

いうのは、いろいろな訓練機関がございます。自治省が持っております訓練機関もありません、運輸省が持っております訓練機関もありません、訓練機関に収容された学生というものは勤務をしていない。勉強しただけです。勉強も勤務とおっしゃればこれは別ですが、そうであるならば、司法修習生も勤務しておることになるわけですから、そうなりますと、政府の訓練機関に入れて勉強させておる者に付きまして、国家公務員でない者と国家公務員である者と出てくるようですが、これはどうしてそういうふうになるのでしょうか。たとえ

ば、警察学校へ初任で入りますと、これは警察学校で訓練をしてくれます。しかも、これは月給をくれる。それは海軍保安大学校も同じくそうです。それはいろいろの研修機関でこういうものはあると思ひます。司法修習生も司法研修所ですか、ここで訓練をしてくれますね。司法研修所の所長さんがそうじゃありませんか、こういう問題はどうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 立法論といたしましては、司法修習生を一人国家公務員として採用して、ほかの行政府の職員の研修と同じような形で修習を行わせるということも可能であろうかと思ひます。しかし、新制度発足の際にいろいろ議論が聞かれたようでございますけれども、司法を担う者の一翼として弁護士というものがありますが、その弁護士はあくまでも民間人、在野法曹ということでございまして、司法修習生に国家公務員の身分を与えるべきでないという考え方から、恐らく国家公務員にしないものではなからうかというふうな考えです。

○飯田委員 それでは、裁判官とか検察官を希望する者を司法修習生として訓練する場合は、国家公務員としてもいいのではないかと。これから裁判官になる、検察官になる——ただ、弁護士を希望して、検察官とか裁判官にはなりたくないという意思表示をした人を国家公務員にするのは不都合でしょう。そういう二つに分けて、国庫から一定額の給与を支給するのが正しいのではないのでしょうか。

うか。裁判官、検察官を希望する者は、司法修習生になったときから恩給計算上の始期が始まる、つまり計算が始まる。弁護士の場合はありません。しかも、これから裁判官、検察官になる者に対して、弁護士になろうとする者と同じ給与を支給するというのはどうかと思はれるわけですが、むしろ優遇した給与を支給するのが正しいのではないかというふうな考えられますが、この点についてはいかがでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 お尋ねの御趣旨は、いわゆる言われております分離修習をおっしゃっているのではないかと。御承知かと存じますが、戦前は判事、検事になる者につきましては試験制度というのがございました。一方、弁護士につきましては弁護士試験という制度があったわけでございます。しかし、戦後司法の地位が高まりました、その司法を担っていく裁判官、検察官、弁護士の養成は一緒にやるべきである、一つが不十分であつても司法の健全な運営は望めないということから、本来、法曹は一体であり、一元であるべきであるという考え方から、現在の司法修習制度が始まったものというふうな考えでおります。したがって、修習生になりました時点におきまして、裁判官になるか検察官になるか弁護士になるか必ずしも確定してはおりません。その希望先によつてその待遇を変えるということも、立法論としては考え得るところかと存じますけれども、いま申し上げましたように任命当初は志望も確定してはおりませんので、先ほど申し上げました法曹一元の理念から、一律に給与という形で国庫から支給をしているというふうな御理解をいただければ存じます。

○飯田委員 ただいま、司法修習生制度をつくつた意味合いは、法曹一元という問題を重視するからだというお話でございました。それでお尋ねいたしますが、法曹一元ということをよく言われるのですけれども、一元の元というのは一体何を意味するのでしょうか。法曹というものは一元だとおっしゃるのですが、一体何を一つにするかお尋

ね。司法修習生は裁判所職員の中に入らない、こういう御答弁でございましたが、司法修習生の給与についてどういう根拠に基づいて支給されておるのでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 公務に従事する者でございせんので、いわば定義づけたいましては、国家公務員の中には入らないというふうな言わざるを得ないと思ひます。

○飯田委員 政府が持っております訓練機関と

いうのは、いろいろな訓練機関がございます。自治省が持っております訓練機関もありません、運輸省が持っております訓練機関もありません、訓練機関に収容された学生というものは勤務をしていない。勉強しただけです。勉強も勤務とおっしゃればこれは別ですが、そうであるならば、司法修習生も勤務しておることになるわけですから、そうなりますと、政府の訓練機関に入れて勉強させておる者に付きまして、国家公務員でない者と国家公務員である者と出てくるようですが、これはどうしてそういうふうになるのでしょうか。たとえ

ば、警察学校へ初任で入りますと、これは警察学校で訓練をしてくれます。しかも、これは月給をくれる。それは海軍保安大学校も同じくそうです。それはいろいろの研修機関でこういうものはあると思ひます。司法修習生も司法研修所ですか、ここで訓練をしてくれますね。司法研修所の所長さんがそうじゃありませんか、こういう問題はどうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 立法論といたしましては、司法修習生を一人国家公務員として採用して、ほかの行政府の職員の研修と同じような形で修習を行わせるということも可能であろうかと思ひます。しかし、新制度発足の際にいろいろ議論が聞かれたようでございますけれども、司法を担う者の一翼として弁護士というものがありますが、その弁護士はあくまでも民間人、在野法曹ということでございまして、司法修習生に国家公務員の身分を与えるべきでないという考え方から、恐らく国家公務員にしないものではなからうかというふうな考えです。

○飯田委員 それでは、裁判官とか検察官を希望する者を司法修習生として訓練する場合は、国家公務員としてもいいのではないかと。これから裁判官になる、検察官になる——ただ、弁護士を希望して、検察官とか裁判官にはなりたくないという意思表示をした人を国家公務員にするのは不都合でしょう。そういう二つに分けて、国庫から一定額の給与を支給するのが正しいのではないのでしょうか。

ねいたします。これは司法修習制度だけの問題でしようか。

○批田政府委員 法曹一元の制度というのが戦後ずっと今日まで議論の対象になっておるわけですが、その内容につきましては必ずしも確定したものはございません。ただ、最大公約数的に申し上げると、法曹一元の制度というのは、裁判官は、弁護士資格を有する裁判官以外の職務をした者の中から任命するの原則とする制度だというふうに考えられておるわけでありまして、したがって、一元という元は、要するに法曹三者、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者が、いわば裁判官になったり検察官になったり、あるいは弁護士になったりする、どれにでもなれる、一本のものとしたいという意味で一元という言葉ではなからうかと思っております。

○飯田委員 そうしますと、裁判官とか検察官とか弁護士が、交互にいつでも好きなときにどれにもなれるのだということになりますと、検察官とか弁護士とか裁判官の基盤というものは一つのものであって、分かれておるのはただ表面上の枝葉だけが分かれておる、このようにとれるのですか、そう解釈するのでしょうか。

○批田政府委員 法曹一元の制度をとれという論者の立場からすればそういう考え方に相なるうかと思ひます。ただ、弁護士になる資格、検察官になる資格、裁判官になる資格は、原則的に司法修習生の修習を終了した者という意味では全部一本でございますけれども、現状では、先ほど申し上げましたような意味で、裁判官というものは弁護士等の職務をした者の中から選んでいくという意味では一本というわけではございませんで、修習生を終えた者が判事補になり判事になっていくというケースの方がむしろ多いわけでございます。実情から申しますと、先生がいまおっしゃったように、ただ枝葉の問題だけという状況とは少し違ふ感じがいたしております。

○飯田委員 よく戦前の制度についてお話を聞くわけですが、戦前は裁判所が一番偉くて、検察官

はそれにくっついておって、それから弁護士は裁判所、検察官の両方からやられた、こういう制度であつたということですが、それはもう明らかに一つのものなんだ、裁判所、検察官、弁護士は一つの国家機関としての内部機構のようなものになつておるわけですね。しかし、そういう制度では裁判の公平が期されないもので、したがって、裁判所と検察官、弁護士というものははっきり区別して、別個の機関にするという制度が新憲法下において確立された制度であるといふことは聞いておりますが、特に戦前のいわゆる法曹一元の悪い面を持ったそういう制度を改革して、今日の明確に三者を区別する制度をつくった、それを再びまたもとに戻そうという考え方、またもとの法曹一元で三つのものは同じなんだ、こうしてしまおうという考え方、復古主義、そういうことに対して世間の人は疑問を感じておると思ふのです。つまり、よく私どもが田舎の方へ参りまして聞くことは、裁判に対する不信、それは何かといひますと、裁判というものは結局検察官も裁判所も弁護士の同じ穴のムジナで、これは適当に相談してやっているのじゃないか、だからわれわれは満足しているのじゃないか、こういう不平を聞くわけですが、裁判が受けられない、こういう不平を聞くわけですが、こういう不平が出てくるということは、実はそうしたものではなくて、実際はまじめに裁判がなされ、検察官も弁護士もまじめになされておるのだけれども、これがお互い相談をして、行き来して裁判を行うというふうな一般の人に思われるようなことが多い、そこからくる国民あるいは国民のそうした国家機関に対する不信感があるのではないかと。つまり、国民あるいは国民は、そうした裁判所、検察官、弁護士というこの階層というものは、ひっくり返つて国民に対する司法的支配の道具にすぎない、こういうような疑いを持つておるということをよく聞くのであります。

○批田政府委員 私、いまの先生のお言葉を聞き違へたかもしれませんが、戦前はむしろ判事、検事が一つのグループで、いわゆる在野と言われたいと思います。弁護士との間に、いわばみぞがあるといふ一つの司法研修所というところで二年間の修習をすることによつて、同じかまの飯を食うといひますか、お互いにお互いを理解し合うようになる、またその修習のやり方も、志望のいかんを問はず、裁判所、検察官、弁護士会というところを実務修習で回つて、三者の仕事の実態というものを理解することになつてきておりました。しかも、同じであるということから、偉いといふ言葉が出ましたけれども、人間的な偉さは別といたしまして、何といひますか、そういう意味での偉いとか偉くないとかいふことはない状態にする、ただ、職責の上では裁判官は裁判官、検察官は検察官、弁護士は弁護士としての職責として大なる自覚を持つてやるということに徹しようといふことで現在おるわけでありまして。

(山崎(武)委員長代理退席、保岡委員長代理着席)

ただ、先生御指摘のように、あるいは外から見ますと、いわば法廷を一步出ますと友人関係にあるといふふうなこともそれはないわけではないのでありまして、そういうふうなところから、悪い言葉で申しますと、いわばみんなぐるぐるになつて適当に裁判をやつておるのじゃないかというふうな誤解を招くといふようなことが、私はないと思ひますけれども、そういうふうな思われる方が万が一にもあろうかと思ひます。しかしながら、私の承知している限りでは、いかに親しい友人同士でありまして、いざ法廷に立つて判事、検事、弁護士という立場になりますと、これはもう友人関係を離れて、まさにその職責に徹して堂々と論争すべきところは論争するといふふうなことでやつておるものと信じております。別にいまのような制度だからといって、先生の御心配になるようなことは、客観的には存在しないものと確

信いたしております。

○飯田委員 法曹一元化ということは、私も大変理想的な問題だと考えております。が、ただここで、そういう法曹一元化ということを今日なぜ高く叫ばねばならぬのか、また、法曹一元化をいま高く叫んで実現するように運動しなければならぬという必要性があるのか、あるとすれば一体それは何だろかといふことについてお尋ねをいたしたのであります。

○批田政府委員 法曹一元の制度は、外国の例をいたしましてはイギリスとかアメリカとかで行われておるわけでございます。戦後英米法的な考え方がわが国に入つてまいりましたときに、そのような制度を日本でも考えるべきじゃないかといふふうな声が高まつてまいつたわけでありまして。その日本の現状に照らして、法曹一元化をすべきであるといふことを主張する立場の方々は、結局、裁判官は法律だけではないで、いろいろな社会の動きといふものから、いわば人情の機微といふものも十分にわかり、また当事者の苦勞といふものもわかつた上で裁判をするのが一番いい裁判を生み出すゆゑである、それを職業裁判官と申しますか、学校を出てからすぐ修習生になり、そのまま裁判所に入つて判事補、判事という経歴をたどつていく場合には、なるほど法律学はできるかもしれないけれども、いま言つたような人情の機微であるとかあるいは当事者の苦勞であるとか、そういうものまでよく考えた裁判といふものができなくなるのじゃないか、また、そういうことのために裁判所というものが国民の中からだんだん離れていくといふふうな結果をもたらすのではないかと、そういうことを除去するためには、先ほど申し上げましたように、裁判官というものは弁護士等の職務を経た者の中から任用していくことがいいのだ、そういう意味で法曹一元化を推進すべきだといふ論になるわけでございます。それに對しまして、それも一つはそうかもしれないけれども、しかし、一概にいまの裁判官がそれじゃ弁護士の経験をしていないからといって、

の補助機関といいますが、その一部といいますが、そういう形で現在の強制執行法その他の法律ができ上がっているわけではございません。

そういう面から申ししても、またその仕事自体の性質からいって、監督すべきものはやはり裁判所がやるのが適当だということで、執行官は裁判所の職員ということにされておるわけでありまして、それは民事と刑事との性質の違いからくるものだというふうに理解しております。

○飯田委員 私がこの質問を申ししたのは、一つには、執行官がもし一般職になし得るものなら一般職の俸給表で俸給を支払ったらいし、特別職であるならば特別職に対する給与をするのが当然ではないか。民間の民事問題を扱うから、そういう扱う公務員に対しては給与を支給しないという原則は、国家公務員ですから、やはり疑問があるのではないか。それがその仕事の内容によって、国家公務員が給与を受けないというのは問題ではないだろうか、こう考えますので、私は御質問を申し上げた次第です。

執行官について現在手数料制度をとっておりますが、この手数料制度をやめて俸給制度、給与制度になる御意思はないかどうか、もしないなら、何ゆえそういうことをする御意思がないのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○批田田政府委員 ただいま申し上げましたように、執行官は、法務省の職員にすることは適当でないの裁判所の職員であるのが相当だといふふうに申し上げましたが、それは給与とはまた別の問題でございまして、執行官が受けるべき給与といひますか、収入といひますか、そういうもののあり方が現在の手数料制でいかどうかといふことはまた別個の問題になるわけではございません。

御指摘のとおり国家公務員であつて、公務を執行しておるのに手数料制というのはいかかしのであつて、俸給制にすべきではないかといふことはかねがね議論もされておりますし、当委員会におきまして御指摘を受け、また、かつて附帯決議の内容になつたこともあるわけではございます。確

かに筋論から申しますと、執行官が公務員である以上、俸給制であるということが一番形がいいといふことは私もそのとおりだと考えております。ただ、これを手数料制から俸給制に切りかえます場合に、かなり実務上の克服しなければならぬ問題があるように思つております。

その一つは、執行官の仕事というものは、御承知のとおり、どちらかといふとやがや面がある仕事でございまして。そういう仕事について執行官が誠意を持って大いに仕事をしておるといふことの中には、やはり収入面で、自分が一生懸命仕事をすればそれに見合った収入があるという形になつておることが一つの魅力といひますか、支にえなつておるといふことも否めない事実でござい

ます。したがらいまして、俸給制ということになりますと、現在のように早朝あるいは深夜に及ぶような執行といふこともあえてしなくなる、という言語弊がありますけれども、勤務形態がはつきりしてまいりますと、なかなかならずかしくなるというやうな面から、かえつて執行関係に当たる必要人員があふえていくという傾向にもなるでございまして、また、そういうことはないのであるけれども、いへば避けがたがあるといふやうなことになるのではないといふ心配もござい

ます。それからまた、現在の執行官の収入といふのは、これは細かな数字は私承知いたしておりますけれども、ところによつては少ないやうでありますけれども、一般職の給与から比べますとわりかた収入を得ている人もかなりあるやうであります。それを俸給制に切りかえるといふことになりますと、実質的な収入がダウンするといふやうなこともなりかねない面もござい

ては、ないかといふやうな議論も一部には出てゐるわけではございまして、そういう実情をいろいろ総合しながら、俸給制への切りかえ問題を検討してまいりたいと思つておるところでござい

ます。○飯田委員 時間が来ましたので急ぎますが、これについては補助金制度をとつてゐますね。補助金といふものは執行官法の二十一条で、手数料が政令で定める額に達しない場合には支払ひ、こうなつておりますが、もしこの執行官といふものが裁判所の職員であつて裁判所の事務を行うといふのであるなら、それは司法事務処理ではないか。司法事務処理に関する事項に關しては政令で決めるのではなくて、最高裁判所規則で定めるといふことに憲法ではなつておりますが、それをなぜ政令で決めたのでしようか、お尋ねします。

○批田田政府委員 執行官の国庫補助金の基準を決めるのを最高裁判所規則で定めたらどうかといふお話でございしますが、立法論としては別に最高裁判所規則で定めることがいけな

いというわけではございません。ただ、国庫補助金の問題でございまして、結局国の財政からの支出をどうするかという問題になります。したがらいまして、そういう財政的な責任を持つ政府がその基準を決めるのが適當であらうといふことで政令という形になつておるものと承知いたしておるわけではござい

ます。ただし、内容は非常に裁判所の司法行政に近い面を持つておるところでござい

ますので、実際の形は政令でござい

ますが、いざその政令の内容を決めるときには最高裁判所と十分協議をいたしまして、最高裁判所の意見を尊重して政令の内容を定めておるといふ実情でござい

ます。○飯田委員 私は実は、時間が来しまつたのですが、保護司について五分間ぐらい質問してもいいでしようか、お許し願ひま

す。○保岡委員長代理 はい。○飯田委員 それでは次に、保護司の給与についてお尋ねをいたします。保護司は、保護司の使命からいひまして国家公務員の資格を有するものと思はれるわけですが、これはそのように政府では理解しておられるのかどうかお尋ねをいたします。

それから、もう時間がないからついでに言ひますが、保護司には給与を支給しない、こうなつております。なぜ国の仕事をやる者に給与を支給しないのか。しかも実際には、支給されておりますのは指導実費といふのが出されておるやうです。指導実費と実施研修費、こう出ております。ところが実際問題として、保護司会といふのがございまして、その保護司会が一括して受け取つて個々の保護司に渡しておるやうです。したがらいまして、保護司会が全部取つてしまつて一・四半期分だけを各保護司に配付しておるといふのが実例のやうでござい

たものというふうに理解いたしておるわけでございます。

ただいま実費弁償金の点について御指摘がございました。これは御指摘のとおり、補導費あるいは環境調整費、犯罪予防活動協力費、あるいは研修に出席した際の実費とか保護観察所等へ出頭いたしました際の実費の弁償をいたしておるわけでございます。このようない実費弁償というものを充実にすることによりまして、保護司に無用の費用の負担を強いことのないように今後とも努力していきたいというふうに考えておるわけでございます。

この実費弁償金なるものが個々の保護司に渡らないで、各地区の保護司会が一括これを受領し、保護司会の経費に充当されているのではないかと御指摘でございますが、この点につきましては、私どもとしては、この実費弁償金なるものは個々の保護司に現実に支給されて、それから領収証を徴しておるわけでございます。ただ、保護司会によりましては、その中から保護司会の会費あるいは寄付金といったような名義のもとに保護司会へ拠出させているような実情があるやに伺っております。しかし、これも保護司会と個々の保護司との間の自主的な協力関係といえますが、あるいは保護司の承諾のもとになされておるものというふうに理解いたしておるわけでございますが、もしこれが強制にわたるようなことがありますとすれば、われわれとしてもそのようなことのないように指導に努めたいというふうに考えます。

最後の、保護司会は強制加入じゃないかという点でございますが、これは任意団体でございますし、強制加入ということはないのでございまして、現実にはほとんどの保護司が保護司会に入会いたしておりますが、入会していない人も、これはごく一部でございますが、あるやに聞いております。

○飯田委員 最後に、実はきょうは大臣の御意見を承りたいことがたくさんあったのですが、時間

の都合で追われましてできませんでした。まことに残念ですが、法曹一元の問題、それから裁判官の給与を減額することがいかにどうかという問題、こういう問題について大臣の御所見を承りたいと思っております。

○瀬戸山国務大臣 後でおっしゃった裁判官の報酬の減額、こういうふうには、しばしばここで応答がありますけれども、考えておらないわけでございます。これは、裁判の独立を維持するためにあつて憲法の規定があると思っておりますが、今回の〇一のいわゆる期末手当の削減、これはそういうものに入つておらない趣旨だと解して処置をいたしております。

それから法曹一元の問題ですが、先ほど来いろいろ御議論がございましたが、これは理想といいたしますと、そうあればいいのだらうと私も考えておりますが、私もさきの臨時司法制度調査会にも出たのでありますけれども、なかなか現実問題としては行われ得ないというのが現状でございます。そういうことを実現するということは、具体的になかなかかわずかしい問題だ、かように考えております。

○飯田委員 これで終わります。

○保岡委員長代理 山花貞夫君。

○山花委員 私は、最近そのことが計画されている五日市簡易裁判所の事務移転の問題について伺いたします。ただ、簡裁問題というのは、今日の裁判制度の中における簡易裁判所の果たす役割りあるいは機能というところと大変深くかかわっていると思っております。最近の国会の議論の中に出てまいりました関連について事前につつお伺いしてから、五日市の簡裁問題について質問をさせていただきます。

ついでに、予算委員会におきまして、最近話題となっておりますいわゆるサラ金問題について法務省の見解が明らかにされました。この問題については、きょうの朝刊におきまして、警視庁が十二日までにとめました貸金業をめぐる実態調査の中で、八カ月間に自殺者が百三十人、

家出人が千五百二人、また内容の重視すべき点としては、暴力団が関係した貸金業が三千五百四十六社ある、こういう報告が報道されているところでもありますので、法務省の側でこの問題について態度の表明があつたということについては、私どもとしてはそのことの有効性ということに期待ができるならば敬意を表する次第であります。

まず初めに、この問題についていかなる方式をもつて対応しようとしておられるのかということについてお伺いしておきたいと思っております。

○香川政府委員 お尋ねの御趣旨は、サラ金の問題に関連しまして支払い命令の制度のPRのことだと承つたわけでございますが、この前予算委員会におきまして、サラ金の関係で交通事件における例の切符制のような簡易な制度が設けられないだらうかというふうな御趣旨の御質問がございましたのに対して、すでに支払い命令という制度がございますというのを申し上げまして、裁判の性質上、令状の簡素化したと申し上げますがそういうものは、ちょっといまのところつくりようがないように思います。こういう答弁を申し上げたわけでございます。サラ金の問題に関連しまして支払い命令の制度がどの程度活用されておるか、あるいはまた活用し得るものであるか、この辺のところは必ずしも見通しを持っておるわけでございます。相手方が異議がない場合に、きわめて簡易、迅速な支払い命令の制度があるわけでございますから、一般的にそういういい制度があるということは何らかの形でPRする必要はあらうというふうにいま考えておるわけでございます。

〔保岡委員長代理退席、羽田野委員長長代理着席〕

はなはだ怠慢のそしりは免れないかもしれませんが、けれども、具体的にどういうふうにするればPRができるか、ただいまのところいろいろ考慮中でございます。ここで具体策を申し述べることができないのは申しわけないと思存します。

○山花委員 いまのお答えの中にもあつたわけ

すけれども、具体的に役立つかということについて考えてみるならば、過日の予算委員会における局長の答弁の内容を検討いたしましたとしても、実際に利用できるかどうかということについてはこれはむずかしいんじゃないかならうか、実はそういう気がしてならないわけでありまして、ただ、法務省がせんだつて御説明されましたとおり、弁護士なしだつてできるのだ、口頭でも申し立てすることができるのだ、この問題を通じて救済に少しでも役立つたい、したがってPRもこれからやってみようたいと、きわめて具体性を持ったような見解としてお話が出たものでありますから、一般的にこれに關した報道を読んだ現実には被害に遭つた人たちは、ここに期待するところが出てくるのではないだらうか。私は、そういう意味では、具体的な問題について全く無視されて、実効性を無視されて局長がお話しになつたものとは思えないわけですから、その点は一体どのようにお考えでしようか。

○香川政府委員 確かに法律手続的には一般の訴訟と違ひまして口頭による申し立ても認められておるわけでありまして、その限りはきわめて簡便という感じがするわけでございます。いわばサラ金の被害者がかくかくしかじかでございますというのを口頭で申し立てることが果たしてできるであらうか。これは御承知のように、サラ金の問題でも一番やこしいのは利息計算と申しますか、最高裁の判例の言われるように、どの程度、幾らの額が元本に組み入れられてきたことになるのかというふうな問題も、実際問題としてはなかなか計算がめんどうだらうと思つておるのです。しかも、実態から申しますと、領収証もすっかり取つておるというふうなことでもない場合もあるやうでございます。そうなりますと、口頭で自分の返還請求をする債権がこれだけあるのだということ根拠づけを申し立てるといふことは、なかなか容易でないことだらうと思つておるわけでありまして、そういう面を何とかお役に立つようなことを考

えるといしますと、たとえいろいろな計算方式をわかりやすくしたものを裁判所の窓口に備えるとかいうふうなことも必要になってまいるわけ

でありまして、これもしかしなかなか容易でないことだと思ふのであります。しかも、弁護士なしにできると申しまして、現在簡易裁判所の窓口にはそういった制度をPRするためのパンフレット

トと申しますか書類と申しますか、手続のそういうことがわかるようなものを備えておいていただいているわけでございますけれども、率直に申し上げまして、裁判所というところはなかなか近寄

りかたいと言つては言い過ぎかも知れませんが、
でも、そういった書類を手にすることもなかなか
簡単にはまいりませんし、とにかく行けば簡単に
手に入るのですけれども、行くことと自身をちやう

士さんのところへ相談に参られれば、それは弁護士さんとしては確かな判断をされると思いますけれども、そういうのは弁護士報酬の問題もございまして、それやこれや考えますと、吉島は一般の国

民が裁判制度を利用する場合のいろいろの面の手当てということになってくるだろうと思うのであります。

がつてこういう場合にはこういう返還請求ができることに法律上はなるのだということだけPRいたしましても隔靴搔痒の感があるわけでございまして、その辺、手続面も含めて——しかも計算

が、相談すれば、あるいは口頭の申し立ての際に資料として出せばわかりやすくなるようなそういうたとえば受取証を取るということも現実にはうまいくいっていないようでございますので、いろいろ

ろの周辺を考えますと、法律手続的には簡便な制度にはなっておりますけれども、これを活用することは相当むずかしいことであり、PRの方法もなかなか容易でないというふうに認識しておるわ

○山花委員　P Rの問題はありましたけれども、具体的にこういうことを計画している、相談して

いる、こういうことはありますか。いまそういうものは全くない状態でしょうか。いかがでしょうか。

○香川政府委員　まことに申しわけないことでございますが、全く考えあぐんでいるところでございます。いまして、具体的な案をまだ素案的にも詰めてはおりません。

○山花委員 実はいまのお答えからきまして、私はこの種問題についてそれぞれの立場から対策を出すことが求められているという現状だと思いますが、あちこちでアドバルーンを上げましてい

ということだと思います。実は今度の問題につきましても、きょうの局長のお話の中では、なかなか大変むずかしいという趣旨のお話があったわけであまりむずかしい、大変むずかしい話でなく、これを

でもできるんだ、これについてPR、こういうお話があったわけにありますけれども、実態から考

ことは事実上全く不可能ではないでしょうか。確かに法律の条文を読みますと、口頭でもできるといふたてまえにはなっておりますけれども、今日の職員の配置、窓口の表情から見て、これは

まず一〇〇％不可能ではないかと私は考えます。実は質問に先立ちまして幾つかの簡裁の窓口について聞いてみました。現実にはたとえばこの一年間口頭で裁判所の窓口の事件係が受け付けて

いるというようなケースがあるかないか、もしあるとするならば、一体それは今後も可能であるか、特にサラ金問題についてPRするということになりますと、多くの被害者がいらっしやいます

から、ここにもし何人かあるいはたくさん押しつけてくるような場合があったならば、事務機能が一体どうなるかということについて実際に私も問い合わせていたしましたし、あるいは幾つかの代

表的な簡裁事件係については調査をして、その結果についても伺いましたけれども、現実については口頭受け付けというのはほとんどないのではな

いでしょ。か。きわめて例外的にあるといたしましても職員が暇な時期、三十分なり一時間なり二時間なり、聞いて書き取る例が皆無ということだ

はないようでありますけれども、現実にはほとんどないというのが実情ではないでしょうか。そして、もし局長のおっしゃったとおり、仮に何らかの形でPRをいたしまして、そこにこの相談者が

やってきたということになれば、いまの事務処理の
実態から申しますと、ほとんど処理が不可能に
なるといふことになるのではないでしょうか。

務省が郵政のために努力をしたい。何かやらなければならぬ、こういう方法があるということについてぜひ御検討をいただけるならば御検討いだだきたいと思えますけれども、従来のこのお話だ

すけれども、その点いかがでしょうか。

○香川政府委員　簡裁における口頭受理が非常に少ないということは私も聞き及んでおりますが、これはやはりPRが足りないせいもございまして、よ

うけれども、なかなか口頭で裁判所に対して理路整然と法律的に整序された言葉で言うということ
は実際はむずかしいことでございますから、その
辺のところも少なくしておる理由の一つだろうと

思うのであります。ただ、簡易裁判所は全国に相当数ございますけれども、小規模のものが相当あるわけでございまして、これは私の方から申し上げることはありませんけれども、やはりある一

定の大きさの規模を持った簡裁でないと、おっしゃるとおり、少人数の簡裁では、どつと押しかけてこられたらどうしようもないということになることは明らかだと思ふわけでありまして、そういう

うことから、先ほど初めに出ておりましたような小規模の簡裁の統合ということも裁判所として考えておられるんだろうと私は理解いたしております。

○山花委員 時間の関係がありますので五日市簡裁問題に入りたいと思いますけれども、ただこの問題については、PRその他ということについて

もすでにおっしゃっておりますので、もし計画を具体的にお進めになるということであれば、そうした事務量の実態についても十分把握されて

計画についてはお立ていただきたい、このことをひとつ要望しておきたいと思います。

ことが計画として進んでおるようであります。実はこの問題について、五日市の簡裁ということになりますと、四力市町村がその管轄ということになるわけですが、従来の裁判所のこれまでの経過、いままでの経過をみて、これは可能である

の経過いきさつにつづきまして、これは何かたまたまの経過いきさつに遭つて裁判所を取り上げられてしまうのではないか、こういう地元の受けとめ方が強いというように伺っています。実は私も若干の資料を手見（てみ）して聖蹟の中で、確かにそうした主張

○大西最高裁判所長官代理者 五日市簡易裁判所

の事務移転、進行中ということになるのかもしれないが、一応事務移転といましては東京地方裁判所の裁判官会議におきましてすでに九月の初めに決定しておりまして、ただ施行日が十月十

六日から、もう数日後に来ておるわけでございますが、十月十六日から施行ということに相なっております。

るというふうなお話でしたが、どの点がだまし討ちか、どうもよくわからない面がございますが、東京地方裁判所といたしましては、六月から七月にかけて八王子支部長等を中心とい

たしまして管内の市町村その他関係機関にも御説明に上がり、御説明もいたしました上で、その案を裁判官会議にかけて決定をした、こういう経緯であるというふうに報告を受けております。

○山花委員 今回の簡裁事務移転の法律的な根拠はどうなるでしょうか、その点、一言お答えください。

○大西最高裁判所長官代理者 裁判所法三十八条によりますと「簡易裁判所において特別の事情によりその事務を取り扱うことができないときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所に当該簡易裁判所の事務の全部又は一部を取り扱わせることができる。」という規定がございます。この規定に基づきまして、管轄地方裁判所であります東京地方裁判所が、五日市簡易裁判所について特別の事情があるというふうに認定して、先ほど申し上げましたような裁判官会議によって事務移転を決定したものでございます。

○山花委員 いまおっしゃった特別の事情の中身は何でしょうか。

○大西最高裁判所長官代理者 五日市簡易裁判所について申し上げますならば、庁舎が腐朽しまして使用に非常に困難をしておる、早急に改築の見通しが立たないということが特別の事情でございます。

○山花委員 実はその理由と関連するところでありますけれども、地元に対する了解の工作と申しましょか、言葉の適否はさておきまして、そうした経過の中で、実はこういう文書が地元市町村に配布されたわけでありまして、表題は「五日市簡易裁判所の事務移転について」、日付は「五十三年七月十日」、名義は「東京地方裁判所八王子支部」

一 五日市簡易裁判所の庁舎は、開庁以来すでに三十年を経過して老朽化が著しく、使用上不便を来しているため、かねてより上級庁に対し改築の上申を行つてゐるが、諸般の事情でその見通しが立たないので、暫定的に同簡易裁判所の事務を八王子簡易裁判所へ移転したい。
二 右庁舎改築の予算措置については、今後とも上級庁に対し早期実現を図るよう要望する。
三 市町村の住民と密接な関係を持つ民事調停事件の処理については、事務移転後必要に応じて現地調停を実施するなどして、住民への不便を避けるよう配慮する。

なお、過去五年における調停事件の受理件数は次のとおり。
そうして受理件数の表示がありまして

四 このたびの措置は、事務を庁舎の改築が実現するまで暫定的に移転するだけのものであつて、裁判所を廃止するというものではない。
若干長くなりましたけれども、こういう文書があります。

この文書などを拝見して、またこの文書をもとにしての地裁側の説明についてもおよそ推察がつくわけでありまして、今度の事務移転については改築が実現するまでの暫定的なものである、予算措置についてもこれまでも努力してきたし、これから努力していく、こういう内容でありますから、この文書を一見いたしましたすと、半年か一年事務移転して、後また戻ってくるのではなからうか、こういう期待を持つのは当然だと思ひます。ところが、実際はそうではないのではないのでしょうか。過去の事務移転の例から見ても、またそこにも事務が戻されたという例はないのではないのでしょうか。過去の十幾つかの例を見まして、大体が行ったきりになってしまつてゐる。実際には、未来永劫と申しますと大げさかも知れませんが、戻ってくる可能性がない。恐らく裁判所でもそのことについては承知しておられるはずであります。帰つてきつこないのだけれども、しかし暫定的にちよつと待つてくれ、そうしたらまた戻ってくるからという文書であるとするならば、これはやはりだまされた、ごまかされた、こうした不満が出てくるのは、これまた無理からぬものがあるのではないかと申さうに考へます。この点についていかにお考えでしょう。過去に同じような事例につきまして、一たん事務移転をして戻つた例があるのでしょうか、あるいは五日市について戻る可能性があるのでしょうか。ないとするならば、こういう文書を配つて説明するというのはきつめて穩当を欠くということではないでしょうか。いかがでしょうか。

○大西最高裁判所長官代理者 まず、過去にお

て事務移転をして戻つたところがあるかというお尋ねでございますが、これは厳密に申しますならば、現在までに二十数カ庁事務移転をやつておりますが、その中で七庁でしたか八庁でしたか戻つたところもあることはございます。ただし、それは先生が御承知と思ひますが、現在すでに庁舎改築計画が立つておつて、そうして事務移転をして一年とか二年とか三年とかで戻つたというところがあるというところでございます。改築計画が具体的になつていない段階において事務移転をしたところで戻つたというところは、現在までのところではございません。古いのもございまして、新しく事務移転したところもございまして、それはございません。ただし、一方においてこれを廃止したというところもないわけでございます。

それから先ほど御朗読になりましたメモでございますが「東京地方裁判所八王子支部」というふうに書いてはございしますが、もちろん支部長の署名捺印があるわけでもございせん。裁判所の正式文書というものでもございせん。先ほど申し上げましたように、八王子支部長が管内の市町村を巡回しまして、市長さん、町長さんに御説明をいたしました。口頭で御説明をいたしましたわけでございますが、そのときに、やはり誤解があつてはいけません、それから町長さん等がほかへ御説明になるときの便宜というものを考へまして、いわばよかれと思つて、メモ的な意味でこれを差し上げながら口頭で御説明を申し上げたというところでございまして、したがひまして、このメモだけを取り上げて仰せになりますと、確かに暫定的という言葉がございしますので、若干誤解を受けのおそれがないわけではございませんが、また一方におきましては、この改築の点につきましては諸般の事情でその見通しが立たないということもはつきり書いてあるわけではございまして、文言不適当なところはございしますが、全体として口頭の説明の中でのこのメモということでも御理解いたされますならば、それは誤解を起すような説明ではなかつたのではないかと。もちろんこれ

は私直接御説明申し上げたわけではございませんけれども、報告を受けております限りではそれほど誤解を起すような御説明をしたのではないのではないかと申すに考へておる次第でございます。

○山花委員 ただいまのお話ですと、改築計画なしで移転をしたという過去の事例については、戻つた例はないという、こういうお話でした。五日市の簡裁の場合に現在改築の計画があるのでしょか、あるいは予算措置についての手続をしてゐるのでしょうか。もしないとするならば、将来それをなされる計画があるのでしょか、その点についてお伺ひしたいと思います。

○大西最高裁判所長官代理者 現在具体的に庁舎改築の計画があるかという御質問でございますが、現時点においては具体的な計画はないというふうに申し上げます。将来それでは確実に改築するかどうかということにつきましては、裁判所庁舎新築につきましては、まだまだ未整備庁舎がたくさんございまして、全国的な視野に立つて逐次整備を進めていくというところでございまして、現時点においては確実に建てかゝるいは建てないかというところをはつきり申し上げる段階ではございません。ただし、廃止ではございせんので、管内の事情等まだまだこれから見守りながら将来検討することがあり得る、こういうことでございまして。

○山花委員 廃止ではないとおっしゃいますけれども、廃止ということになれば法律改正ということになつてまいりますから、お答えとして廃止であるというところは口が腐つてもおっしゃれないということだと私は思ひます。将来の計画というお話の趣旨から申し上げても、ちよつと今日の時点では将来改築が実現して戻ってくる可能性というのはいささか見込み薄、実現薄である、こういうふうに考へなければいけないのが今日の事態ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○大西最高裁判所長官代理者 現在の時点におき

この手文書でありますから、調停事件のこの全体の一つのケースだけを、こんな少ないから大丈夫だというのは、住民に対する説明の仕方としてはやはり妥当性を著しく欠くのではないかとというように私は考えますし、同時に、先ほど香川局長の方からお話がありました、仮にサラ金問題について窓口で相談をする、あるいは口頭で事件を受理する、こういうようなことが仮に従来の発言とおりPRが行われて実態としてスタートするということになりますと、そうした簡裁の地域における役割り、一つの住民に対する利便、サービスという面から見ても、五日市あるいは四カ市町村だけはそういう利益を受けることができないということにも通ずるわけであります、これは将来の問題としても、従来のこの説明の仕方についてはやはり妥当性を欠くのではないかと気がいたします。

時間の関係がありますので、もう一つだけ伺っておきたいと思えますけれども、先ほどからお話しの裁判所法三十八条の関係ですけれども、実はこの「特別の事情」ということについては具体的、例示的に挙げているものではありませんので、それなりの解釈があると思いますけれども、今件のような庁舎老朽化といえますが朽座といえますか、こういう場合には、この三十八条には該当しないのじゃないでしょうか。この「特別の事情」には入ってこないのではないのでしょうか。実はその解釈について、裁判所法三十八条、同じような、まあ中身と問題点は違いますが、民法訴訟法二百二十条とか二十四条の一項一号であるとか、あるいは刑訴法の七十七条であるとか、場合によりましては特別の事情、こういう言葉を使っているものもありますけれども、天災その他の事故というような形で表現しているものもあります。要するに天災地変、火災、こういったものについてはまさにこの特別事情に当たるかもしれませんけれども、本件のような場合には、三十八条の特別事情には当たらないのではないかと、私はそうに理解いたしますけれども、この点いかがでしょうか。

か。

○大西最高裁判所長官代理者 裁判所法三十八条、文言自体といたしましては「特別の事情」というふうに表示してあるだけでございますので、いろいろの解釈があり得るか存じます。ただし、いま裁判所といたしましては、従前から庁舎の腐朽、確保困難ということもこの「特別の事情」に入るといふ考え方をとっておりまして、五日市だけではなくて、従前も同じような状況のもとにおきましてこの条文を適用して、それぞれの地方裁判所の裁判官会議で事務移転を御決定になったという場所もあるわけでございます。

○山花委員 裁判所の解釈が入りになる、こういうことでありましたが、たとえば臨司意見書の中で、結論として、こうした問題については最高裁判所が担当して、「最高裁判所は、簡易裁判所の調停を除く事務の全部又は一部を他の簡易裁判所に取り扱わせることができるものとする」と。こういう意見が出てくるはずであります。

このことについて、意見が出てきた経過といたしましては、そうした場合要件として特別の事情ということに限られている、人口、交通事情、裁判所の事務量、裁判官の充足状況等の要因を加味することが不可能であるから、地裁にその権限を委ねられているのでこうした措置をする必要がある、こういう解釈も出てきているわけでありまして、したがって、こうした意見書の問題の提起とか、従来の議論からいいますと、三十八条にはこの問題については入らないのではないかと、いふうにわれわれは理解するわけでありますけれども、時間が来たという御通知がありましたので、その点について私どもの主張だけを申し上げたいと思ひます。

ただ、最後に一言だけ要請したいと思ひますけれども、十六日にということになりますと、これは物理的に再考するあるいは延期することはなかなか不可能なかもしれません。私たちは基本的にそういう要求を持っているわけですから、もしも、そうした場合に、これは裁判所側としてある

いは法務省の側としておとりいただきたいと思うことですけれども、従来から地元市町村自治体の長に対して説得といひますが、事情を説明する機会を持たれてきたようでありましても、今日だまされたという不満が残っているわけでありまして、今後ともそうした不満解消のための努力はひとつしていただきたい。あるいはまた、今度の問題はまたまた五日市の簡裁の問題ですけれども、きわめて短期日の間に問題が提起されて結論が出るということになっているわけですから、こういう問題については十分こうした努力を、事前のPRということになりましようか、努力をされた上で、一方的に強行するということのないような御努力を払っていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○大西最高裁判所長官代理者 この五日市の問題についても、先生御指摘のようにそういう声もあつたということでございますので、その後関係市町村の理事者等東京地方裁判所へも何度もおいでになつていろいろございまして、私どもの方へもおいでいただきまして、その節には喜んでお目にもかかしまして十分御説明もその後も続いている次第でございます。今後地元民には誤解のないような説明をするということをは心がけたいと存じます。

○羽田野委員長代理 西宮弘君。

○西宮委員 大分時間が遅くなりましたけれども、もうしばらくおつき合ひをお願いいたしたいと思ひます。

伊藤刑事局長が先ほど、日本の裁判制度はいわゆる三審制度をとっている、したがって再審という制度を設けることによつていわゆる四審制度になつてしまふことは好ましくないという見解を述べておられましたが、私もその点は全く同様であります。むしろ再審なんという問題が、あるいは再審なんという制度が全く必要ない状態であることが一番望ましいことは明らかです。私もぜひそうあつてほしいと基本的には考えるわけです。

しかし、実態は必ずしもそうではないというところが問題だと思ひますが、去る七月六日の読売新聞の社説であります、私にとりましては大変ショッキングな社説でございました。冤罪問題について取り上げた社説でありますけれども、その冒頭の書き出しが「えん罪の疑いを持たれている事件が、また一つ、最高裁によつて、あつさり有罪間違ひなしとされた。」こういう書き出しであります。つまり、冤罪の疑いのある事件が最高裁によつてあつさり簡単に有罪間違ひなしという判決が決定されてしまつたということでありまして、これは俗称布川事件と称する、昭和四十二年八月三十日に茨城県の布川というところで六十二歳になる老人が殺害をされたいわゆる強盗殺人事件ということで、桜井昌司、杉山卓男、この二人が犯人として挙げられたという問題であります。

さらにその点に関連をいたしまして、これは「法学セミナー」という法律雑誌の今月号でありますけれども、これには「わが国における再審必要事件のリストにまたまた新たな事件を加えることとなつた。いやもつと強くいうならば、わが国の裁判所の歴史にまたまたもう一つの新しい誤判の汚辱をつけ加えることになつた。」こういうふうな言われておるわけでありまして、先ほどの読売新聞の社説といひ、あるいは「法学セミナー」——「法学セミナー」には清水誠、小田中聰樹、この二人の教授が執筆をしておるわけでありまして、その二つがまことにショッキングな書き出しでこの問題を訴えておるわけでありまして、特に清水、小田中両教授の指摘はまさに断定しているわけですね。「わが国における再審必要事件のリストにまたまた新たな事件を加えることとなつた。いやもつと強くいうならば、わが国の裁判所の歴史にまたまたもう一つの新しい誤判の汚辱をつけ加えることになつた。」こういうことで、この読売新聞の社説の書き出しと本と共通した言ひ方でありまして、両方とも冤罪事件との疑ひが濃

い、そういう事件について最高裁がいれば誤判をしたということを指摘しているわけでありまして。一体誤判という問題は、今日までも幾たびか議論をされてまいりました。私もこの席をかりて幾つかの問題を取り上げてまいりましたけれども、たとえば終戦直後の混乱の時期にあるいはまた連合軍の占領下にあつて、そういうきわめて不自然な状態の中で終つた事件、あるいはまた刑事訴訟法の新旧法律の改正、制度の改正の切りかえの時期に、あるいはまた国警、自治体警察というものが一緒に行われた時代に、たとえばなわ張り争いであるとか、そういうことが原因になつてい

たということが今日まで私どもが触れてまいりました誤判の大部分であつたわけでありまして、ところが、そうではなしに、昭和五十三年の今日、こうしてまた最高裁の誤判が表面化したというのを見ると、私は非常にショックを受けると同時に、かつてのようなそういう異常な事態の中で起こつた事件というよりも、整然たる裁判制度が運営されているはずの今日、また同じようなことが起こるというのに対しては、私は非常に驚き、同時にまたこれが事実ならばきわめて強い憤りを感じるわけでありまして、ただし、私の知識は「法学セミナー」の今月号、あるいはまた昨年の同じ雑誌、あるいは一昨年の同じ雑誌、それで指摘されていることを材料にいたしておりますから、もし私の認識していることが間違ひであるならば間違ひであるということでも御訂正をお願いしたいと思ひます。

この法学者は、いまここに申し上げたのは清水、小田中両教授でありますけれども、昨年の七月二十八日にこれらの法学者が、全部で二十八名でありますけれども、その連署をもつて最高裁の第二小法廷に要望書を出しているわけでありまして、さらにその署名に加つた人がその後二百十九名にふえたので、そのとき再度最高裁の第二小法廷に要望書を出しております。そこで、お尋ねしたいのでありますが、こういういわば裁判所以外の者が、たとえば学者であるう

と何であらうと、そういう人が目下進行中の訴訟事件について外部からかれこれ意見を述べるといふことはまことに好ましくない、そういうふうな裁判所はおとりになるかどうか。つまり、たとえばそういうことをやられると裁判官が予断に陥る危険があるとかいうことで、こういうことはまことに不当だ、けしからぬ、そういうふうにおとりになるのかどうか、まず伺いたいと思います。

○岡垣最高裁判所長官代理者 裁判というものは、すべての人間が神様であるならばそれで済むが、決めれば終わるわけではございませんけれども、同じ平面で皆あだだこうだ、おれはAだ、おれは非Aだと争っていったのでは結論がつかない、あと残るのは、実力で殺し合うか何かする以外にないという現実をもとにして、だれかの判断に任せようというところでできているのだと存じます。したがって、その任せられる裁判所というものがあつて、その裁判所が任された範囲内で判断をする、それができるだけスムーズにいこうように、できるだけ妨げられないでいくように、そういうことをわれわれとしては望んでおるわけでございます。

ただし、それはそれが世の中のすべてかと申しますと、そこにはやはり言論の自由といふもの、裁判所外の人からのいろいろな批判、声といふもの、これもまた現在の制度のもとではあり得るわけでありまして、ただ、その間にどの程度のところで線を引くかというものは、これはある意味では立法政策の問題だと存じます。国によつては、あるいはそういうことをいたしますと裁判所侮辱といふことで処罰するといふことも理論的に不可能とは思いません。しかし、現在の日本ではそういうことは考えられていないのでありまして、それでいろいろ文書なりそれから論文なりを、確定以前であらうと何であらうとお書きになること、それは御自由だらうと思ひます。ただ、その自由にもやはり限界があるといふふうに存するわけでありまして、事実上の問題として、つまり、実際の裁判官の裁判のやり方、それからその

結論を出す過程に障害を与えるような、これは事実問題としてどういふ場合でもあるわけでありまして、障害を与えるようなことはできるだけ避ける、そういう良識でもって臨んでいただきた、ただこれだけのことで存じます。

○西宮委員 要するに、国民の言論の自由といふことでかれこれ言うことは勝手だ、あえてそれまで拘束はしない、しかし、裁判所としてはそういうものには耳をかさないんだ、こういうことでしようか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 その裁判というもののやり方をどういふふうなやり方でやるか、これは法律で決まっておるわけではございまして、法律では、裁判所は判断をするのは当事者が提出した証拠を法廷で調べて判断する、これが一番、二審といふことになりまして、それから最高裁であれば法律審といふことでございまして、その訴訟記録に基づいて判断する、こういうことになつておりますので、ほかのルートから入つてきたもの、本来の訴訟手続に乗つてこないものは考慮の中にに入れてはいけないということになつております。

○西宮委員 こういう学者グループのいわば学究的な論文、しかも具体的な事件を対象にする、そういうものもあらうし、あるいはまた具体的な事件についてその被告人なりあるいはその他そういう関係者から裁判所に陳情書なり要望書なりを出したり、そういうこともあり得ると思うのだけれども、そういう問題について、無論要望書として訴訟上の一つの記録として提出をされるというふうなものもあるの、いまあなたのお答えだとそういうものは考慮の対象にする。しかしそれ以外のものについては、何を言つても、言うことは自由だけれども、われわれはそれは聞く耳を持たない、こういうことですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 委員の締めくくられました言葉の、聞く耳を持たないといふのは少しどぎつちいものでございましてから私もちょっと

抵抗を感じるわけではございすけれども、要するにルート以外から入つてきたものを考慮して判断するといふことは裁判官には許されていないわけではございす。

○西宮委員 そうしますと、この人たちはまことに愚かにも全く無意味なことをやっているとすね。第二小法廷に要望書を出しているわけです、二回にわたつて。しかも、渡した相手は調査官ですけれども、調査官は受け取つておるわけですね。それならばなぜそのとき、こういうものはわれわれは受け取る筋合いではない、持つてお帰らなさいといふことを言わなかつたのでしようか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 ただいま問題として取り上げられました事実関係につきましては、私も実はここへ来るときに調べておりましたので、どういふふうなときに話があつて実際にどうなつたのかといふことを存じませんので、適確な御答弁ができないのは残念であります。

○西宮委員 全然予備知識を持たなかつたとお話であります、私は、最高裁から係の方が来られたので、あしたは布川事件についてお尋ねをしますといふことは申し上げておるんですよ。それはお聞きですか。

問題として申し上げますと、そうすると、ある具体的な事件について裁判所がそういう裁判をしておる、そうするとその裁判の弁護人なりあるいは当事者である検察官なりの方から、訴訟法に乗つて出てこないもの、これをどういふふうな扱つかといふことが問題だと思ひます。その場合に厳格に言つて、厳格にといひますか事実上もそうでありまして、法律に基づききつとした訴訟手続、その中でその判断といふ分野と、もう一つ全然無意味な分野、それから個々の中にあるもう一つ中間領域といふものは何物にもあると私は存じます。たとえば、この間ここで御質問を受けました丸正事件でございまして、その事件のときに、委員の方から、鈴木被告人でございまして、その上申書を読んでおいてくれといふふうな私どもにおつしやいました。そしてそれをお送りいただいたわけでありまして、そして私も読んでみたわけでありまして、そういう分野といふものは、では何の意味があるかといふことになるわけではございすけれども、やはりそれは本来の訴訟事件の中の当事者それから裁判所、証拠に基づく判断、そういう筋と、もう一つの中間領域といふものがあるのだらうと存じます。そこでいろいろなことがあるのだらうといふふうな思ひますが、それについて私としてはいまここで確定的にああすべきであるこうすべきであるといふふうには言えないと思ひますし、それからもう一度初めに返りますと、具体的に布川事件の場合の調査官とそれからそのほかの人の関係がどうであつたかといふようなことについてもちよつと何とも申し上げようがないということではございす。

○岡垣最高裁判所長官代理者 先ほど申しましたとおり、そのときの調査官なり持つてこられた学者の方、それとの事実関係を存じませんので、その点についてはお答え申し上げることはできませんけれども、委員の問題としておられるところをこちの方で自分勝手に推察しまして抽象的な

○西宮委員 はつきり納得できない答弁であります。学者グループのこつちのう人たちはもちろん専門家でですからこつちのうことは十分心得ているわけですよ。ですからこつちのう書いているわけですね。「弁護は本来弁護士の仕事である。研究者がやたらに首をつっこむべき筋合いのものではない。だが、単なる個人の救済ではなく、問題が国民の自由と人権にかかわるとき、そしてそれが普遍的

な価値を持つとき、学者も一市民として、さらには一法律家としてこれを坐視するわけにはいかない。「こういうことで問題を提起しているわけですね。しかも具体的には、持ってきた要望書は二度にわたって受け取っているわけですから、それはやはりそれなりに十分そこに盛り込まれている内容等については聞きべきだと私は思う。ことに要望書なるものはさき申し上げたように昨年の七月に出しているのですけれども、そのもう一つ前に、一昨年の十月には布川事件の問題点と称するものを相当詳しく雑誌の中に指摘をしているわけです。ですから、そういうことは、裁判所で判断する際に問題がどこにあるかというようになことに ついてはかなり詳細に、立場は違いますが、うけれども、学者の立場で検討しているわけですから、私はもっとそういう点には謙虚に耳を傾けるべきだというふうに考えるわけです。ですから、この人たちが最高裁に対する期待というものを大きく持っている、持っていればこそそういうことをあえてしているわけですね。

これも書いてあります。「誤判救済において、最高裁が果たしてきた役割は大きい。新刑訴においては、上告審は高度の法律審として当初構想されたが、その実態において誤判救済に十分とみるや、あえてストリートに事実問題に入り、人権保障の最後のとりでとしていくたびか国民の期待にこたえてきた。本事件と同種のものにききつても、二俣事件、八海事件、仁保事件などまだ記憶に新しい。本事件においても、「疑わしきは被告人の利益に」の大原則にもとづいた公正な審判が期待される。」そして最高裁こそ最後のチャンスだ。まだそのチャンスは残っているんだというところで冒頭に書いてあるわけです。これがその残された最後のチャンスだから、ぜひそのチャンスを生かしてもらいたいというところで訴えているわけですね。私は、そういう点はもう少し、もう少しというか、ぜひ謙虚な態度で聞いてもらいたいと思う。もしそうでないと、恐らく読売新聞が指摘するように、あるいはまたこの学者

グループが指摘するように、またしても最高裁判所が誤判を犯す、そういうことになる懸念が多分にあると考えるので、そういう点については十分慎重に考えるべきだ。ですから、その要望書も、昨年の七月に出した要望書は何もむずかしいことは言っていないのですよ。ぜひ口頭弁論を開いてもらいたいということ、慎重にやってももらいたいということ、疑わしきは被告人の利益に、そういう鉄則に従ってやってももらいたい、こういうことを言っているだけで、そういう点になると一番初めの口頭弁論云々というのについてはあるいはひっかかるかもしれないけれども、第二、第三の慎重にやってもほしい、あるいは疑わしきは被告人の利益にというの鉄則だということを白鳥決定で最高裁が認めたのですから、したがって、それに従ってやるべきだということはいわめて当然な主張で、私はあえて最高裁に対して、不当な司法に対する干渉というふうなことはなっていないと思うのです。ただ、残念なのは、口頭弁論等が行われなかったということです。これは読売新聞も同じようなことを言っているわけですね。だから、私はこの法律研究者たちもそういう点は十分に了解していると思います。

では、もう一つ、ついでに伺いますが、例の九正事件の際に、正木ひろし弁護士が調査官、名前もちゃんと書いてありますけれども、名前その他詳細の説明が載っておりますけれども、この調査官のところに訪ねていきました。五月二十四日、第二回の上告趣意補充書を出した。それを読んでくれましたかというところで尋ねたら、同調査官は横を向いたまま、「くまだ読まないよ」と、ブッキラボウに答えた。「そこで私は、ううか、ゆっくり読んで下さい。めんどろな事件ですから」と前置きし、「今度の調査開始はいつですかと聞いたならば、「六月十五日までに、報告書を出すことになっているんだ」と言われた。それで私はびっくりして、訪ねていったのが五月二十四日でした。六月十五日までは報告書を書くんだ、しかもその上告趣意補充書を読んではない

いというので、とてもそれでは間に合わないんじゃないかと考えたので、その点もまたお尋ねをすると、その調査官は、書いてあるとおりに読むと、「弁護人の趣意書を読むと先入観にとらわれるから、僕は読まないことにしているんだ。判決と裁判記録とが合っているかどうかを、調べることが先決問題だからナ」といった。「これではあなたのおっしゃるちゃんとルートに乗ってきただ書類、それさえも、そんなものは読まないんだ、読むと先入観に陥る、こういうことを言ったとちゃんと書いてあるんだけれども、そういうことがあり得るのですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 いま御質問の点も、私としてはそういう具体的事実があったかにかつたか確かめておりませんので、何とも御返答をできないわけでありませうけれども、しかし、裁判所は正規の訴訟手続に乗ってきたものを全然一顧だもしないということはないと思います。一顧だもしないというところは、結局採用するかどうかはまた別問題でございまして、裁判所はみずからの判断と責任においてやるわけでございしますが、正規の訴訟手続に乗ってきたものを棄つてこないかのように扱うということは、これもまた法律上できないことだと存じます。

○西宮委員 そうでなければならぬと思うのだけれども、こういうふうな調査官さへも読まない。「読むと先入観にとらわれる」、こういうのでは、一体最高裁の裁判というのの実態はどうなんだろうというところでわれわれはきわめて深刻な疑問を感じざるを得ないので。大変膨大なたくさんケースを抱えているのでしようから、非常に忙しいことはわれわれにも想像できますけれども、そういうことでは私どもはきわめて不安だと言わざるを得ないのであります。

先ほど衆同僚議員からいろいろ意見なり質問なり出ておりましたように、何と云っても国民の側から見たら最高裁だけが最後の頼みの綱なわけですよ。これはもうみんな神様に祈るような気持ちで最高裁に期待をしておると思う。ところが、そ

れがいまのように扱われる。ましていわんやこの調査官が、これが事実だとするならば、そういうことでは最高裁は国民に対する信頼を失っていく。したがって、裁判全体について信頼を失っていくというのでは、これまたきわめて当然なことだと思ふのです。いまの日本の裁判構造は、申すまでもなく、いわゆる官僚司法ということになつておるわけですから、そうなる限りにおいては最後の頼みは最高裁だ。しかも、さきほかの方も指摘をされたように、例の八海事件のときに、最高裁があるぞと言ってそれに最後にすがりつくあのシーンですね、あれはまさに国民の共感を呼んでいると思うのです。それが、最後にしがみつくとその最後の段階でこんなふうになつてしまつてしまふということでは大変なことだと思ふ。この中に、最高裁が大変りつぱな庁舎になつたけれども、それに比例して国民から遠ざかつてきたのではないかと、そういうことを書いてあるのだけれども、そんなことありますかと云つたら、ありませんとお答えになるだろうと思ひますけれども、そういうことを言われると、何となくわれわれもあのりつぱな庁舎が単に権威主義の表徴だというふうな感じがされてならないのですけれども、そうではないに、あくまでも最後の頼みの綱だ、そういう最高裁であつてほしいとただひたすらにわれわれ念願をするのですが、感想だけ聞かせてください。

○岡垣最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。最高裁に限らず、裁判所は、簡易裁判所から地方裁判所、高等裁判所全部通じまして、国民の信任にたえて独立の司法権というものを与えられているわけでございます。ですから、その国民の信頼にこたえるように皆努力しなければならぬというふうに考えております。

○西宮委員 これはちよつとエピソードみたいなものですけれども、この布川事件については、第一審の判決がなされるときに、いままで被告人として送り迎えておつた看守が、きょうは無罪

放免になるだろう、だから荷物をみんなまとめてこいと言うので、この二人の被告人は荷物をまとめて看守に連れられて行った。恐らくいままでいろいろ話を聞いておいて、直接本人から話を聞くわけでしょうから、あるいは裁判の調査の状況等もある程度聞いておられるから、これはもう当然無罪だというふうに看守は感じ取っておったと思う。だから、もうきょうは荷物を持ってこいということを言われて行った。あるいは家族はもうきょうは無罪になるんだというので赤飯の準備をして待っておった。ところが、全く予想に反して無期懲役を言い渡されたというので二人は非常に愕然としてしまったということです。

同じようなことでもう一つ指摘をしたいのですけれども、それはその二人のうちの一人の桜井昌司であります。おつかさんが病気で、数ヶ月間重体だということで、ぜひおつかさんに一目会いたいというので、最高裁の第二小法廷に対して勾留執行停止の申請をした。ところが、それはあっさりけられてしまった。そして、おつかさんは五十二年三月二十一日に死んでしまった、こういうことなんですが、これなどはもう最高裁にいつからでも三年ぐらいたった時点だと思えますね。こういうのは逃亡とか証拠隠滅とか、そういうおそれがあるということからですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 いま御質問の事件につきましても、これはどういうわけでしょう。たかといふことは私も私としてはお答えするわけにはいかないと思存します。

ただ、一般的に申し上げますと、勾留している者に対して執行停止なり何なり申請がありますれば、先ほど御質問のとおり、裁判所としてはいろいろな事情、その犯情やら被告人の状況やいろいろな事情を総合判断して、認められる場合もあるし却下される場合もあるということ以外にはちょっと申し上げにくいのでございます。

○西宮委員 私はきょうこういう問題についてお尋ねをするということは通告しておいたので、そういうことをみんな書いてあるわけですから、で

きれば調べておいてもらいたかったと思えますけれども、しかし、いまの御答弁で、その許可をする場合もあるししない場合もある。確かにそうだろうと思えますけれども、だけれども、この人は昭和四十八年の十二月二十日に上告をしているんですから、ちょうど三年ほどたっているわけですよ。もう恐らく調べるころは調べてあるんだらうし、その時点で証拠が隠滅をするとか、そういう懸念などは、常識的に考えて、ないんじゃないか。そういうときに、おつかさんが重体で死にそうだと、一目会わせてくれと言ったら、それを簡単に却下してしまうというふうなのは余りにも悲情だと思ふですね。そういうところに何となく最高裁の権威主義というのが露出をしているんじゃないかというふうに私は言わざるを得ないと思ふます。

最高裁には昭和四十八年十二月二十日上告をして、それからことしの七月に決定がなされたわけでありまして、四年七ヶ月かかっているわけなんです。なぜこんなに長くかかっているんでしょうか。口頭弁論はもう開かれておりません。事実調べなどについて何かやっただらうと思うのだけれども、私もここへ決定書を持ってきまして、けれども、これで見限りにおいては、特に時間を費やして事実調査をしたというふうなことはどこにも一つもないわけですね。なぜそんなに長い期間がかかるんでしょうか。この青年たちは逮捕されたときは二十歳と二十一歳の青年です。あたり青春をそうして獄窓の中に葬ってしまうというところはこれまたきわめて非人道的なことだと思ふのだけれども、なぜそんなに長くかかるんでしょうか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 最高裁判所へ係属しているいろいろの数多くの事件を各部へ、小法廷へ配付してあるわけですが、その配付してある部で、それぞれの来ている事件の性質その他をいろいろごらんになって、そして一番効率的にできるように順序立てておやりになるものというふうな考えておりますが、その場合に、これ

がどういふいきさつで、事件の中でどういう位置にあつて、どういふところに時間がかかったのか、そこところは私も私としては承知しておらないわけでございます。

○西宮委員 承知しておらないならば、お尋ねをしても的確な御返事はいただけないのはやむを得ないと思ひますけれども、何かそういう非常なむずかしい事実関係の調査とか、そういうものなどがあつて長い時間かかるというならやむを得ないと思うのだけれども、ただ要するに収容されてそのままだらうに放しにされているという状況以外の何物でもないと思うのです。私はこういう扱いを見ると、さっきのおつかさんが死にそうだというふうなときのおつかさんという問題とか、いろいろ見ると、どうもいかにも非人間的な扱いだというふうに感じてならないわけなんです。しかし私は、裁判所にしてもあるいはまた検察官などにいたしましても、何も私もからいわけ糾弾をしなければならぬというふうなことだけがあるわけではありせん。特に私は、今度のロッキードの問題等について非常な熱意を持って、今度の事件にいわば体当たりをしていっているという状況等を新聞等を通じて知って、そういう点については私も深く敬意を表するということに決してやぶさかではありせん。それに比べて、つまりあのロッキード事件のごときは対象になる人物がみんな社会的に有名な人ばかりで、ですからそういう点については非常にかたい決意をもつて当たっている。同時にまた、その手続等についても落ち度がないうにというふうなことで慎重な配慮をしていると思ふのです。

ところが、今回の事件のごときは、これはきわめて平凡な事件なんです。茨城県の一寒村で一人の老人が夜殺されてしまった、そしてその被疑者として、あるいはまた被告人として扱われた人間というのは、どうも余りふだん素行がよくない、いわばすねに傷を持ったそういう若者二人であります。ですから、こういう人間ならばまあ大したことはないというふうな感じで扱っているの

ではないかというふうにしるか考えられないのです。が、いま私ロッキードの問題もちょっと引き合いに出しましたけれども、こういう問題ではいわけゆるデュープロセスというのか、そういう手続の面等では一切落ち度がないように慎重な配慮をもって臨んでいるというところは新聞報道等を通じてもよくわかるわけです。ところが、いま申し上げたこの事件のごとき、とるに足らない二人の若者です。そういうのに対しては決してそういう扱いをしていないということが問題で、私はその点にこそこの問題の重要な問題点があるということをお断ししなければなりません。

まず第一に、この二人は、ずいぶんあちこち当たったのだけれども、みんなつかまえた被疑者が該当者じゃないということになってしまつて、事件が発生してから四十日余りたつてから、まことにささいな別件で二人とも逮捕されたわけなんです。そしてその別件については簡単に白をいたしました。ところがその別件については白をいたしましたにもかかわらず、なおかつ勾留が続けられて、この殺人事件について追及をされてきた。そして十一月の四日に至つて本人が自白をしたというので、捜査本部は解散をいたしました。そして本人二人の身柄は拘留所に移されました。それが十一月の四日、十一月の十三日には検察官の取り調べを受けました。そこで検察官に対しては、われわれは全く無実であるということをする主張をいたしました。それでその検察官もその状況が理解ができたのでしよう、それで別件についてだけ起訴をして、本件については否認の調書をつくりました。ところが、ところが問題なんだけれども、ところがそれで困るというので、十二月一日になつてもう一遍もとの警察署に、それぞれ二人別々の警察署に逆送をいたしましたわけなんです。そしてそこには検察官が出向いて、その検察官というのは、前の先ほど申し上げた別件だけを起訴して本件については否認の調書をつくつたという検事ではなしに、別な検事が担当をして、そしてこの検事が警察に出向いていて、前

の自由を土台にして追ったということで、彼らは一週間がらばおつたけれども、とうとう最後にはもう一遍同じことを自由せざるを得なくなつてしまつた、こういうことなんですね。だからさういふうちに、われわれはしばしば代用監獄の問題を取り上げてきましたけれども、これなどはまさに代用監獄の弊の最たるものだといふふうに考へるわけですが、こういう逆送するといふようなことが結構なかどうなのか、私ははなはだしく問題だと思ふのです。

どうでしょうか。最高裁のこの決定を見ますと、逆送というその問題について、そのこと自体をとらえて違法ということはできないといふことで簡単にそれだけで決定をしているわけですが、けれども、そのことだけで違法だといふことが言えるか言えないか議論があるとしても、さういふ取り調べの方法というのはいはづれに思ふですね。さういふことが許されていいはずはないと思ふ。したがって、この決定が行われた後に、先ほど引き合ひにしました今月号の「法学セミナー」の中に清水、小田中両教授が書いています。言葉をそのまま引用すると、「最も不公正で醜悪だと私たちが考へる事実について、なんらの問題をも感じることのない最高裁決定から、私たちは一片の良心の存在をも感じることができない。」

こういうふうには書いてあるわけですが、ずいぶん極端な極論を述べているわけですね。私は、いまのようならもう一遍逆送してまたその自由をさせる、拷問したかしないのか、さういふことはいまこころでは私も実感がわかないから議論をいたしませんけれども、さういふやり方そのものも、単に逆送といふこと自体で違法といふことはできないといふ一言で片づけてしまふといふのは余りにも問題は重大だといふふうに私は考へるのだけれども、これもあなたの方からごらんになると、これは全く局外者のいわれなき誹謗だといふふうにおとりでしょうか。

○伊藤(衆)政府委員 先生が、およそ一人の無辜をも罰せられてはならないといふさういふ御信念

に基づいて種々御指摘をいただいておりますことを私としても心からありがたく、また敬意を表するものでございます。

しかしながら、先ほど最高裁判所の刑事局長もおしかりを受けておつたようでございますけれども、ただいま先生がお述べになつております事柄は、弁護人の非常に御熱心な訴訟活動によりまして上告趣意書その他で陳述され、一審以来争われてきた事実に関するものでございまして、それにつきましても、ただいま御指摘もございまして最高裁が異例の長い決定書をもつて判断の結論をすべて示したところでございます。この具体的な布川事件というものをとらえまして、その間の捜査上の諸問題あるいは裁判上の諸問題についてお尋ねをいただきましたけれども、結局は最高裁の判断に対する批判をしるというふうなことに帰着するのではないか、さういふふうな考へますと、一般論についてお尋ねいただくならば格別、具體的事件、それも遠くない過去において最高裁が一応の最終的な判断を示した事件につきまして、その判決決定の中で判断をされた事柄に関連してお答えを申し上げることは、私の立場としても、また恐らく最高裁の事務当局の立場としてもできかねることじゃないかといふふうに思ふわけでございます。そのことを申し上げてお答えにこたへさせていただきますかと思ひます。

○西宮委員 私、こころは裁判所じゃありませんから、そのこと自体について、いわば裁判の誤りがあったのかどうか、さういふことについてお答えがもらえるといふふうには全く期待もしておりませんし、そんな場所ではないといふことを十分心得ております。しかし、問題の重要性について、いま違法ではないかといふのだけれども、さういふ捜査の仕方あるいはさらに長時間の深夜にわたつた捜査といふようなことが許されていいのかわつたか。

たとえばこれで見ますと、被告人としての桜井、杉山両氏の取り調べであります。桜井についで申しますと、十一月十三日は八時間五十七

分、終わったのが十時十五分。十四日は十一時間五十五分、終わったのが十時十分。十五日は十時間二十五分、終わったのが十時。それから、さつき申し上げたように逆送されてきて、もう一遍十二月一日から調べが始まつた、それが七時間二十分、八時十五分まで。二日は七時間五十五分、八時十五分まで。三日は八時間十五分、九時十五分まで。四日は九時間三十分、八時十五分まで。そして四日に再度自由をするといふことになるわけですね。それから杉山について言うと、十月の十六日にいわゆる別件で逮捕されたわけですが、これが午後七時から午後十時四十分まで取り調べ、十七日は午後三時十五分から午後十一時四十分まで取り調べ、十九日は十時四十分、十一時四十分まで取り調べ、二十一日は十二時二十七分、夜の十一時二十二分までの取り調べ、二十二日は十時三十分、夜の十時三十分までの取り調べ、二十三日は八時間七分、十時七分までの取り調べ、二十四日は九時間、十時二十五分までの取り調べ、こゝういふ長時間の、しかも深夜にわたる取り調べをしておるわけですね。それもさういふことは許されなかつたまではないのですか。

○羽田野委員長代理 ちよつと記録をとめて。

〔速記中止〕

○羽田野委員長代理 速記を始めてください。

西宮弘君。

○西宮委員 私が冒頭に申し上げたように、私の知識というのはいわゆるこの法学者の書いたものから得た知識だけしかありませんから、間違つておつたら訂正してもらいたいといふことを言つておつたのと、もう一つは、さういふ具体的な内容についてお答えをもらふ場所ではないといふことも十分承知しております。だから、それを前提にしてお尋ねしておるので、委員長が心配されるようなことには私はならないと思ふ。つまり、もしこれが事実ならば、日本の裁判といふか、その捜査段階から行われてきたことが事実だといふことであり、これは軽々に見逃すことのできない問題だ、さういふことを私は強く言いたいので、だか

ら、その点は恐らく委員長が十分理解してもらえると思ふのです。どうですか、いいじゃないですか。――それじゃお尋ねをいたします。公判廷における供述あるいは自由――自由といふのは、これは密室の中において行われた自由で、公判廷における供述といふのは密室の中で取り調べられたその際に本人が行つたところの自由ですね、裁判所はどつちを重点を置いて判断されるのですか。一般的な抽象論としてお尋ねをしたいと思ひます。

○岡垣最高裁判所長官代理者 もし審理の過程でどちらも証拠として提出され、証拠能力があると判断した場合に、証拠価値の高い方をとることになると存じます。

○西宮委員 次に、その取り調べの過程で取り調べする方の側がいろいろを言うことがあるわけですね。それは許されるのか、差し支えないのかといふことをお尋ねしたいのだけれども、たとえばこの布川事件の例で言うならば、ポリグラフを使つて、まあポリグラフを使うことは結構でしょうけれども、それでいま君の言つたことは全部さうだといふことがあらわれたといふことで、だから本當のことを言えと言つていけば圧力をかけているといふ問題、あるいはまた、その杉山と桜井の間で、これはもとより親しくつき合つておつたらしいので、その事件の当日は、桜井の兄貴が、私のうちに泊まつたといふことを証人として述べているのだけれども、ところが、取り調べの過程では、その桜井の兄は、杉山は十五日以降は来たことがない、さう言っているんだといふことを言っているといふことなんだけれども、これなんか明らかに完全に逆なことを言っているわけですね。あるいは、先ほど最高裁の刑事局長も読んでくれたさうですけれども、この前の丸正事件においても、その取り調べの過程で、いわゆる警察の科学でもうはつきりしているんだ、さういふことを執拗に言っているわけですね。これは例の問題のトラックが極東商會という前にとまつて

おったということを言おうとしているわけですが、そういう注進が警察にあったというのをそれぞれ白をさせようとして圧力をかけているんだけれども、警察の科学——恐らくこれは皆さんに読んでいただいたが、まず第一にお読みになって気がつくことは、実にほとんど全部誤字、当てるの羅列だと言ってもよろしいほど文章としてはまことに粗末な文章なんですね。ですから、この程度の要するに学力知識を持っている被告人です。それに対して警察の科学、警察の科学というようなこととおどかす、そういうことは差し支えないのかどうか。

あるいはまた、しばしば共犯者がある場合には、一方の被告人に対して、相手はもうとつて昔に白をしたら、もう悪かったと言つて謝つていんだからおまえも早く謝れというやうなことを言つていふことも、これもほとんど常識的なに行われていふことじゃありませんか。こういうことは一体、そういう意味でうそを言つていふことは差し支えないのでしょうか。

○伊藤(衆議院)政府委員 うそを言うことが差し支えないかどうかというお尋ねに關しまして具体的事件の例を二つ、これがそうであるという趣旨で御引用になりましたけれども、いずれの事件もその御引用になりました主張に対して裁判所が任意性ありという判断をしておりますので、ここで具体的事件に触れてお答えをしたような印象を与えるようなお答えは適當でないと思ひます。

ただ、一般論として一点申し上げますと、先ほどお述べになりましたこと一番末段の方で、共犯者がある場合に片方が白したと云つてしまつて、もう一方の共犯者を白させることはしつちゅう行われておるといふ趣旨のお話がありましたが、そういうことは全くございません。なぜならば、過去に一件そういうことがあつて、最高裁判所によりまして、そういう方法で得られた白というものは任意性がないという判断がはつきり示されておりました、以後、そういうことをやつたのではせつかく仮に白を取りましても証

拠能力が否定される結果になるわけでございますから、すべての捜査官はその辺はよく心得てやつておるはずでございます。

○西宮委員 すべての捜査官がそういう心がけてやつていふというならば何をか言わんや、大要結構なことだと申し上げるほかありません。

これは出射義夫さん、申すまでもなく検察官の大先輩で、いまは大学の教授をしておられますが、この人の書かれたのに、これは例のけさほど来問題になった横川さん、あの当時はどこにいたのか知りませんが、昭和三十三年の「刑事裁判官の使命と役割」というのに対する反論として書かれたものであります、その中にこういう文言があります。「捜査官に対する被疑者の供述と公判廷における被告人の供述を同じと考へて、「捜査の行きさき」ありとされていふのであれば、それは大變な認識不足であるか、刑事訴訟法の研究不足に由る誤解である。公判廷で、裁判官が被告人の供述を求めると同じ程度でなければ強制があると考え、論者の使命観に立つて決然とその供述の証拠能力を否定されたら、それこそ社会は大混亂に陥ることは火を見るより明らかである。裁判所はそれでよいかも知れぬが、とんでもない結果になる。」こういうことを言つていふのです。

これは何を意味しているのかよくわかりませんが、私も、私は今様のことを言つていふのじゃないかと思ひます。つまり横川さんは、いわゆる「刑事裁判官の使命と役割」という中で、そういうことはおおよそあつてはならぬということを言つていふのだけれども、この検察官出身の出射さんは、そういう横川さんが言うようなことをやつておつたのでは、つまり公判廷の供述みたいなものをやつておつたのではそれこそ社会は大混亂に陥る、つまり捜査の場合はそんな手ぬるいことをやつていふわけにはいかないのだ、もつと思ひ切つてぎゅうぎゅうとつちめられたらとつちめ

るのだ、そういう言葉は使つていけないけれども、恐らくそうしなければ社会の安寧は維持できないのだという、裁判所はそれでよいかもしれない

が、とんでもない結果になる、こういうことで反論をしておるのですけれども、いかにもこれを見ると、取り調べをする方の側では思ひ切つてやるのだというふうにしつちゅう読めないのですけれども、そういう実態はいま刑事局長はいやしくも絶対にありませんというお話だつたのだが、そういうふう

に安心してよろしいでしょうか。

○伊藤(衆議院)政府委員 どうもはなはだ申しわけないのでございますが、出射元検事の本というのはいくども何回か読んで本でございすが、何かぎゅうぎゅう言わして調べなければいけませんというやうなことはちつとも書いてないのをごさいますして、公判廷で被告人が裁判所から質問を受けると同じやうな状態で被疑者を質問して、果たしてこの世の中の悪というものが完全に剔抉できるかどうかというのを言つておられるわけ、たとえ

ば一つの例でございすが、大規模な贈賄事件の被疑者を逮捕いたしましたらその贈賄側の被疑者の会社の人たちが全部傍聴しておるといふやうな状況で一間一答いたしましたら果たして真相の解明ができるかどうか。捜査といふものはそうではなくて、一對一心と心の触れ合いによつて、悪いことをしてしまつたといふことで白をす

る、こういうやうなところから真相といふものが次第に解明されてくるというのが普通であらうと思ひます。私は、出射元検事はそういうことを言つておるのじゃないかと思ひます。

○西宮委員 もちろん、被告人を調べる際にはどういふ方法でもいかにぎゅうぎゅう言わして白状させるというやうなことは、いやしくもこういう論文ですからそういうことは全く書いておりませんけれども、そういう表現はしてはいけないけれども、その横川さんの説に対して真つ向から反論をしていふのですから、裁判官のやうなやり方ではとても社会は混亂に陥つてしまふといふやうなことで強く反論してゐるのだから、そうすると、いかにも私が言つたやうなことが想像できるといふやうに私は思ふのです。しかしこれは出射さんの

論文ですから、それをあなたの方にお尋ねしても責任ある御返事は得られないでしょうから、これ以上論じても仕方がないと思ひけれども、さつき伊藤刑事局長が言われたやうなそういう、たとえ共犯者の場合に、片方に向かつて相手はとつてに白しているんだといふやうなことを、いわゆるうそを言うことはもう絶対にありませんといふことが果たして言ひ切れるかどうかということについては、少なくともその御答弁だけではなかなか納得できない多くの不安を私は持つております。ですから、これから先いやくもそういうことがないように、そういう態度で臨んでもらいたいと思ひます。

さつき、いままで出された各種の記録等を見て、それが十分に論議をされて証拠能力のあるものが採用されて今回の、ことしの七月三日の決定になつたんだ、私が読み上げたやうなあるいはこの雑誌が指摘するやうなことは全部論議された結果この決定があつたんだと言われたけれども、少なくとも私が今回のこの決定を讀み限りにおいては、証拠能力問題あるいはさつきの逆送の問題などきつめて簡単に触れていふ、また、長時間にわたる取り調べとかそういうことについては一言も触れてないわけですよ。そういう問題を一切無視しかつて簡単に結論だけを出してゐるのじゃないかという疑ひを私は持たざるを得ないわけですよ。いづれにしても、この事件も全く白偏重あるいは若干の証人がありますけれども、白と証人の証言だけで決められてしまつておるといふところに問題があるわけですね。私は、そのことは大きな問題だと思ひます。

先ほど申し上げた読売新聞の社説は、ああいう形で書き出しましたけれども、その中に「布川事件も、えん罪事件の定型的な要素を含んでゐる。その上、事実関係でも、アリバイ、目撃証人、物証、供述の矛盾など、疑問に満ち満ちてゐる。」と書いてゐる。その次に「一つだけ例示してみよう。」と言つて実例を一つ挙げているわけですよ。私は、新聞の社説等で冤罪問題を論じたのをた

さん読みましたけれども、これほどまで具体的に突っ込んでそういう事実を例示して社説を書いてくることがありません。したがって、それだけに私は問題の重要性を痛感するわけです。「一つだけ例示してみよう。被告人が奪ったとされる金のあった場所と額、分配の場所と額など、肝心の金に関する自供は、実にあいまいなのである。それは、捜査官が知らない事実だから、えん罪の被告人には供述させようがなかった、とみるのが自然ではないだろうか。決定は「一般に、捜査官が被害金額を確認しない案件では、故意に金額等についての供述を虚偽させ、後で犯行を否認する足がかりにする」という「厳しい追及を受けず」「自発的に事実について自白を始めた、と最高裁が認めているような犯人が、なぜ、捜査官があらかじめ知っている事柄については、明確に供述しているのである。こうした場合、捜査官の誘導によって供述調書が作られた、と判断する方が、理にかなってはいないだろうか。」こう書いてあるわけですね。つまり、これは強盗殺人事件ですから、一番問題は金の問題、殺人はつけ足しなんです。殺人しないで済むのならしたくなかったのだから、欲しいのは金なんです。それならその金の問題についても少し明確な自白があつていいはずだ。ところが、奪ったとされる金のあった場所、額、分配の場所、額、そういう肝心の金に関する自供は実にあいまいである。だからこれは読者の解説に従えば「それは、捜査官が知らない事実だから、えん罪の被告人には供述させようがなかった、とみるのが自然ではないだろうか。」つまり捜査官もついにこの点については調べ得なかつたわけですね。もし捜査官が他の方法でそういう額なりその他を明確に断定することができるといふことになれば、恐らくこの刑事被告人に自白としてそのことを述べさせたに違いないだろうという意味ですね。

さらに社説は「決定は、一般に、捜査官が被害金額を確認しない案件では、故意に金額等につ

いての供述を虚偽させ、後で犯行を否認する足がかりにする」という。これはしょっちゅう出てくることですね。つまり供述なり証言なりがくる変わる、特に本人の自供がくるくるかわるのは、後で追及されたときにあれはうそだったのだという足がかりにするためにわざわざ全くでたらめなことをたくさん言うのだ、裁判所の判決を見るところという点についてはほとんど例外なしにこういう説明をしているわけですね。そういう点、読売新聞は、決定書の中では、被告人は要するに自発的に、あるいは厳しい追及は一切受けないで自白したのだと書いてあるのだから、それなら何もうそを言う必要はないのじゃないか、こういう指摘ですけれども、肝心かなめの金の問題、彼らが犯罪の目的とした金の問題について何も明確な自白が得られていないという一事をもつてして、私もこの決定には不安を感じないわけにはいきません。

伊藤局長も読んでくれましたか。この中で、警察官は盗んだ金、特に三通の預金通帳と判こをどこへ隠したのだ、隠した場所を言えよといつて執拗に責めているわけですね。これは私は当然だと思ふのですよ、李得賢と鈴木一男が盗んだと思つていのですから。その預金通帳と判このあり場所はどこだ、隠した場所はどこだということをやがましく追及している、これはきわめて当然だと思ふのです。しかしそれは李得賢にしても鈴木一男にしても全く答えることができないわけですね、とつていないから。私はとつていないと思ふのだ、あれは誤判だ、冤罪だと思つていて、そう信ずるのだけれども。それを捜査官が一生懸命追及するのは当然だと思ふのだけれども、そこから何も出てこないで、それほど大騒ぎをして追及した預金通帳——たしか金額は二十万円だったと思つていました。昭和三十年の事件ですから二十万と言えば相当な金額だ。それと判こが後で被害者の実家の仏壇の下からあらわれたというのでしょ。全く奇怪千万だと思ふ。こんな奇怪な話はないと思ふのだ。ところが、それに対して裁判所の第一

審の判決は一言も触れてない。私は、こういう裁判判決があり得るだろうかというところをつくづく不審に思わざるを得ないので。第二審においては若干触れてはいますけれども、これもたまたま本間に形式的に触れているだけで、その被害者の実家からあらわれたというところについては特別なせんさくは何もしていない、こういう状況なんです。私は、この読売の社説が唱えているようなことはまことに不思議なことだと思ふのですけれども、しかし、いまそれについてお答えをもう上げないでいいから、私はそれ以上申し上げません。ただ、私は、市民の一人として非常に深刻な疑問を感じるところだけを表明するにとどめておきたいと思ひます。

それからもう一つは、本人の自白のほかに、目撃したと称する証人のことについて、これまた例の法学者の指摘の中であまり詳しく書いておられます。そして、これまた裁判所には大変いやな言い方かもしれませんが、こういうふうにして述べておられるので、これも御披露だけしておきます。「虚心に検討しても、「目撃」証言のみで有罪とするというのであればその裁判官はもはや裁判官に相応しい判断力をもつとはいえないがたい。」また「自白を離れて」云々——被告人の自白を離れても有罪は明瞭なんだというふうにはこの決定の中には書いてあるわけですね。「自白を離れて」云々としていっているのは、あたかも自白以外に有罪とする客観的な証拠があるかの如き印象を与えて自白裁判の非難をそらすとする巧妙、狡猾なやり方であるといわなければならぬ。こうまで言っているわけですね。まあ、お尋ねをしても、先ほど来のお話で大体答えはわかっておりますけれども、特に裁判官は弁明せずというのでありまして、うから、そういう問題についても弁明はしないでしょう。しかし、いやしくも最高裁で判決をするとか決定をするとかいう場合には、もっと国民一般に説得力のあるものにしてもらいたいというところを私は言いたいと思うのだけれども、その点なら何とかお答えをもらえるでしょう。最高裁、い

かがですか。

○岡垣最高裁判所長官代理者 裁判官は、判決する場合に判決文あるいは決定する場合に決定文を自分の全精力を込めて書くわけですが、それを評価する人はいろいろあると存じます。もちろん、できるだけ多くの方ができるだけよくわかるように書くのが至当だろうとは存じます。

○西宮委員 要するに、とにかく決定をして決定書を渡せば、被告人に対する関係ではそれで終わるわけですね。しかも、その被告人は先ほど申し上げたような人たちですから、大したことはないというふうにお考えかもしれないけれども、国民全体が十分納得できるような説得力のある判決ないしは決定をしてもらいたいということを強く要求をしなければならぬと私は思ひます。

大分時間がなくなりましたので、最後に言いたいのは、これは法務大臣にももしお答えいただければいいと思ひますけれども、何といつても自白偏重、自白に頼るという考え方、態度ですね、これはいまになつても依然として改まっていないのではないかと。古い時代には、どんな拷問をしてでも自白をさせようというふうな時代もあったわけですが、これはその当時の因襲といえますか、とにもかくにも自白させる、そしてその自白を根拠にして公判を維持する、こういう考え方がいまでも抜け切っていないというふうに思ふのです。だから、今度のこの布川事件についても物的証拠というものは皆無なんです。こういうふうな書いてあります。たとえば、この中には「指紋が一個も検出されていないことや足跡痕が発見された」とする資料がないことをもって直ちに被告人兩名の犯行でないとするのはできない」と書いてある。それはそれとおりだと思ひます。そのとおりだと思ひけれども、ただ、これは、犯人は桜井と杉山という二人だということを特定する論拠には何にもならないわけですね。ただ、指紋もとれないし、足跡も見つからないというところに対する弁明だけで、それだけで「被告人兩名の犯行でない」とすることはできない」という

ならだれでもひつかかるわけで、西宮でも構わない、だれでもいいわけですよ。そういう程度の扱いでは、さつき私が申し上げたような、国民に対して説得力を持ったというふうには言えないんじゃないかと思ひます。

ついでながら申し上げますけれども、大臣にも数カ所指摘をして、せめてここだけは読んでいただきたいということを言っておいたのですが、その中のたとえば丸正事件なども、一人の鈴木一男君は自首をしたけれども、主犯と言われる李得賢氏は終始一貫、捜査の段階から全然否認し続けているわけですよ。あるいは刑務所におる間も終始それを主張しておったわけです。だから片一方の自白が基礎になっている。もう一つ、物的証拠とい

えば手ぬぐい一本あるわけですが、これは殺人のときに被害者のさるぐつわに使ったと言われているその手ぬぐいでありまして、それが李得賢氏がもったという証拠はどこにもない。ただ、一緒に行ったときに助手がもったから、助手がもったんだからいわんや運転手はもっているだろうということだけしか判決の中にはないわけですね。そういう不完全なというか、それがいわば唯一の物的証拠になっているわけですよ。あるいは、私はしばしば赤堀政夫君のことも指摘をしたことがあります。これなども物的証拠というのは完全にゼロです。ただ石ころが一つあったので、この石ころで殴ったんだらうということがあるわけですね、物的証拠というものは。そういう物的証拠ゼロというものについて自白と証人の証言だけで判断をするということとはまことに危険なまじりなところだと思います。

大臣でなくとも結構です。から答えてください。○瀬戸山国務大臣 丸正事件に関するいろいろな記録を、目を通せということで預かりまして拝見をいたしておりますが、いま御指摘になったような問題点が指摘されておるわけでございますが、御承知のとおり、これは現在再審請求中でありまして、それがどうであるかであるとかい

とは、ここで申し上げる立場にもありませんし、言うことを差し控えたいと思ひます。

それから、自白の云々がありました。御承知のとおり、いまの刑事訴訟法は自白のみによって有罪とすることはできない、こういうことであります。それから、自白だけで裁判が済むとは考えておりません。ただ、事件がありました場合、それを一番よく知っておるのは犯行者から本人でありまして、できればその犯行者から真実を聞きたい、これはもう捜査の当然のことです。一番知っておるわけでございます。

それと同時に、もう一つは、やはりみずから犯した、もし犯しておるとすれば犯した事実を明らかにして、明らかにすることとは改悛の情があるということ、過ちを犯したという反省があるからこそ事の次第を自白といひますか供述するわけでありまして、やはりそういう意味において自白といふものは軽んずるべきものではない。しかし、自白のみによって裁判ができるというものはありません。捜査をする人は、それがまた真実であるかどうか、捜査官は第三者でありますから、それが真実であるかどうかは、あらゆるその他の情状証拠あるいは物的証拠等を集めて、これはなるほど真実だ、こういうことの確信を得なければ人を起訴したり裁判をすることはできません。ただ問題は、自白をおっしゃるうちに、過去においては徳川時代あたり、これは本当かどうか知りませんが、芝居なんかにより出てきま

すけれども、いわゆる強制力をもって、本人の自発的な悔悟に基づかないで、強制力に耐えかねて自白するなんというところは禁じておられます。現行法はそういうことを禁じておりません。したがって、現在はそのような捜査をしておりません。これだけは御理解を願っておきたいと思ひます。

○西宮委員 自白も、いま大臣言われたように、もしそれが間違いない犯人であるということであれば、それよりも一番よく知っておるということではもちろんだし、したがって、そこから真実を

見たいというふうな考えは結構だと思ひます。しかし、私どもが非常に恐れることは、自白に頼ろうとする、自白させるためにいろいろとあの手この手と使われるわけですよ。先ほど読み上げた出射義夫さんの言っていることが、そういうこととは違ふのかもしれないけれども、検察官の大先輩が、とにかく裁判官とは違ふのだ、裁判官みたいなお上品なことをやっておったのではわれわれの仕事は何もできない、あるいはそういうことをやったら社会は大混乱に陥つてしまふというふうなことを言っているのは、いま私が憂慮しているそういう気持ちと何となく根底にあるのではないかと、そういう不安な気持ちが出て来ないわけですよ。

そこで私は、忙しいところ恐縮でしたが、大臣にも読んでいただいた私のその一番の願ひは、どうして彼らがそういうことを自白してしまふのだらう。鈴木一男君の例に見ても、自分が人を殺したというふうなことを、いやしくもどんなに責められてもたかたかでも言はずはないのじゃないか、そう考へるのが普通の常識だと思ひます。だから、そういう大それた大犯罪を犯したというふうなことを自白するというのは、これはもう全く本人がやったに違ひないというふうなことを、人が多いのも事実だらうと思ひます。しかし、私が読んでいたときから、どうしてそういうふうな自白をさせられてしまふかということ、まことに雅拙な文章ではありますけれども、彼が心魂込めて書いたと思ひます。こんな長い文章をあの不自由な刑務所の中で一生懸命につくつこつ書いたんですから、字はでたらめだし、何カ所も重複をしていますが、そういうことに読み苦しい文章でありますけれども、その中で彼が訴えていること、したがって私も法務省の皆さんに知っていただきたいと考へたことは、どういふやり方で、どういふこととでそういうことになつてしまふのだらうかということが、彼の土上していることがそのとおりであるとすれば、私は非常によく書かれていゝと思ひます。返事がで

きないでまごまごしている、そうするといつとはなしに自分がやったように、そうしてまた、はたからもうさうださうだというふうなことを言われて、結局署名捺印してしまふということに追い込まれていくというくだりを私はぜひ理解をしていただきたいというので特にお願ひをしたわけでありました。

今度の場合なども、この布川事件の二人の被告なども、さつき申し上げたように、もともとすねに傷を持った青年たちなんですね。だから、警察官なりあるいは検察官なり、そういう人の前に出るとこれはもう全く小さくなってしまふと思ひます。ですから、もう本心に簡単に取調官に対して迎合するといふような態度に陥つてしまふのではないかと、いふふうな考へられるので、だから大臣が言われたように、自白も貴重な資料であるという点については私ももとより否定はいたしませんけれども、ただ、自白を得るためにそういう手段が用いられる、いま私がいろいろの例に挙げたそういうことが用いられてしまふことが自白である。無論、全部が全部さうだというわけではありませんが、りっぱな自白がたゞさんありましよう。全部が全部さうではないと思ひけれども、いま冤罪だと称してみずからもう長い間無罪を主張している。さつきもお話に出ましたが、あるいは三十年、五十年とその冤罪を晴らすために終始がんばつていゝというふうな人たちはみんなそういう点について世間に訴えたいというつもりでいるわけですから、そういうかたくりなどが行われてはならぬといふことを私は強く指摘をしていゝわけですよ。

それで、もうこれで終わりにいたしますが、こういうことを私はあえてこの際指摘をいたしたしたのは、冒頭に申し上げたように、本来的には再審なんという制度はない方がいゝんだ、ぜひとも三審の中で慎重に審判をされて、したがつても三審で問題が完全に片づく、そしてもう世間一般がそれを承認するといふ状態であることが望ましいことは申すまでもありません。ぜひ私はさうで

あつてほしいと思うのだけれども、ところが私も古い事件だけをいろいろ論議している間に、今度はいままたこういう新しい事件が出てきている。さつき申し上げたように、読売の社説の冒頭は、「えん罪の疑いを持たれている事件が、また一つ、最高裁によって、あっさり有罪間違いないとされた。」あるいはさっきの法学者の指摘はさらに痛烈でありますけれども、そういうことがいま現に行われておるといふようなことを、これが事実だとするならば、私も実は寒心、戦慄にたえないと思うのです。ですから、そういうことのないようにというのを厳重に、裁判所においてそういう間違いがあつたらこれを看破するといふことと同時に、いやくもそういうことが、もし疑われる問題が起つたとするならば、それはやむを得ない、再審という制度で救う以外に道がないのです。したがって再審の制度を改善して、もっと的確な判断が再審の場合においては行われるようにしてもらいたいといふことを指摘するわけです。

特に再審についてはいまの刑事訴訟法に規定がありますけれども、再審の第一段階についてはいろいろの規定がありますけれども第二段階の再審のやり方についてはわずかに三カ条あるだけです。しかもそのうちでいけば実質的な規定というものは、四百五十一一条でしたか、一カ条だけだと言つてもよろしい。そういう意味で、第二段階の再審の判断をする場合の規定としてはきつめて不完全だと言わざるを得ないわけです。ですからそういう点をぜひ改正をして、一刻も早くみんなが安心して、国民がこぞって日本の裁判に信頼をし、期待をするといふことができるようになってほしいといふことを念願をしてやまないわけです。

これについて大臣からも何かお答えがいたされるならばお答えをいただいて、終わりにいたします。

○瀬戸山国務大臣 先ほど読売新聞の社説のお話がありました。あるいは「法学セミナー」に学者の布川事件についての相当長文の記録があります。

す。それについてとやかく言うわけではありませんけれども、法廷外で、直接審理に関係しないが、第三者の立場で、これは先ほども出ましたが、研究して言論、文章を発表されることは自由ですけれども、それだけで問題は解決しないと私は思います。

読売新聞のいまお読みくださった社説を聞いておりますと「法学セミナー」に書いてある文章、一節とは同じであります。でありますから、そういうことに惑わされてはならない、かような考えですが、しかし、おっしゃる通りに裁判というものは本当に真実を発見して間違わないようにする、これが第一の要諦でございます。しかし、しばしばお話に出ますように、人間のやることでございいますから、全然間違いないんだというわけでもない。でありますから三審制度を設け、しかもそのうち万々一というところもあるから再審の制度を設けておる。その中で再審の事由、七項目か何か書いてありますが、それ以上に広げてやるというものでもない、しかし手続等において、先ほど申し上げましたように、現在検討を続けておる、改めるところは改めたい、かように考えておるわけでありまして、

最後であります。西宮さんの常にこういう問題に取り組んでおられるその態度については深く敬意を表しておることを申し添えておきます。

○西宮委員 たった一言。

大臣、読売の社説にしてもあるいは「法学セミナー」にしても、そんなものに惑わされてはならない、いまこう言われたので、言葉じりをあえてつかまえるわけじゃありませんけれども、この「法学セミナー」にしてもこの学者にしても、ここに書いてあるとおり、これは全く最高裁が使ったと同じ訴訟の記録を見てわれわれはこういう判断をしているんだ、その材料は最高裁で審査をされた材料と全く同じものを使ってこういう結論を出しているんだといふことを彼らは言っているわけですから、そして彼らはそこに問題を指摘しているわけ

けでありますから、私はそんなものに惑わされてはいかぬといふようなことでは困ると思うのです。ね。やはりそういうことも十分貴重な意見として、聞くものは聞く、こういう態度でなければいけないと思うので、いまのお言葉はちよつ言葉が不用意に出たのだらうと思ひますけれども、一言だけ申し上げておきたいと思ひます。

○羽田野委員長代理 次回は、来る十七日火曜日午前十時理事會、午前十時十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時五十分散會

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表裁判事補の項中「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五六、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二二七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二〇一、九〇〇円」を「二〇七、三〇〇円」に、「二七六、八〇〇円」を「二八三、六〇〇円」に、「二六八、九〇〇円」を「二七五、五〇〇円」に、「二四五、六〇〇円」を「二五八、三〇〇円」に、「二四四、四〇〇円」を「二五五、一〇〇円」に、「二二六、二〇〇円」を「二三三、七〇〇円」に改める。

別表簡易裁判所判事の項中「三〇一、一〇〇円」を「三一五、八〇〇円」に、「二八五、九〇〇円」を「二九六、二〇〇円」に、「二二七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二〇一、九〇〇円」を「二〇七、三〇〇円」に、「二七六、八〇〇円」を「二八三、六〇〇円」に、「二六八、九〇〇円」を「二七五、五〇〇円」に、「二四五、六〇〇円」を「二五八、三〇〇円」に、「二四四、四〇〇円」を「二五五、一〇〇円」に、「二二六、二〇〇円」を「二三三、七〇〇円」に改める。

「二九七、三〇〇円」に、「二七六、八〇〇円」を「二八三、六〇〇円」に、「二六八、九〇〇円」を「二七五、五〇〇円」に、「二五二、四〇〇円」を「二五八、三〇〇円」に、「二四四、四〇〇円」を「二五五、一〇〇円」に、「二二六、二〇〇円」を「二三三、七〇〇円」に、「二二六、二〇〇円」を「二三三、七〇〇円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

2 判事補及び簡易裁判所判事（裁判官の報酬等に関する法律第十五条に定める報酬月額又は同法別表簡易裁判所判事の項一から四号までの報酬月額）の報酬を受ける者を除くが昭和五十三年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内私とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、一部の裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表検事の項中「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五六、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二二七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二〇一、九〇〇円」を「二〇七、三〇〇円」に、「二七六、八〇〇円」を「二八三、六〇〇円」に、「二六八、九〇〇円」を「二七五、五〇〇円」に、「二四五、六〇〇円」を「二五八、三〇〇円」に、「二四四、四〇〇円」を「二五五、一〇〇円」に、「二二六、二〇〇円」を「二三三、七〇〇円」に改める。

円に、「二七六、八〇〇円」を「二八三、六〇〇円」に、「二六八、九〇〇円」を「二七五、五〇〇円」に、「二五二、四〇〇円」を「二五八、三〇〇円」に、「二四五、六〇〇円」を「二五一、三〇〇円」に、「二三六、二〇〇円」を「二四一、五〇〇円」に、「二三〇、六〇〇円」を「二三五、七〇〇円」に改める。

別表副検事の項中「三〇一、一〇〇円」を「三一
 一、三〇〇円」に、「二八五、九〇〇円」を「二九
 五、八〇〇円」に、「二五六、八〇〇円」を「二六
 六、二〇〇円」に、「二三七、三〇〇円」を「二四
 六、一〇〇円」に、「二一九、〇〇〇円」を「二三
 七、二〇〇円」に、「二〇一、九〇〇円」を「二〇
 九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九
 七、三〇〇円」に、「二七六、八〇〇円」を「二八
 三、六〇〇円」に、「二六八、九〇〇円」を「二七
 五、五〇〇円」に、「二五二、四〇〇円」を「二五
 八、三〇〇円」に、「二四五、六〇〇円」を「二五
 一、三〇〇円」に、「二三六、二〇〇円」を「二四
 一、五〇〇円」に、「二三〇、六〇〇円」を「二三
 五、七〇〇円」に、「二二二、〇〇〇円」を「二二
 六、七〇〇円」に、「二一五、二〇〇円」を「二一
 九、六〇〇円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から、施行し、この法
 律による改正後の検察官の俸給等に関する法律
 の規定は、昭和五十三年四月一日から適用す
 る。

2 検事（検察官の俸給等に関する法律別表検事
 の項一号から八号までの俸給月額額の俸給を受け
 る者を除く。）及び副検事（同法第九条に定める
 俸給月額又は同法別表副検事の項一号の俸給月
 額の俸給を受ける者を除く。）が昭和五十三年四
 月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の
 給与は、この法律による改正後の検察官の俸
 給等に関する法律の規定による俸給その他の給
 与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、一部の検察
 官の給与を改定する必要がある。これが、この法
 律案を提出する理由である。

昭和五十三年十月二十一日印刷

昭和五十三年十月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局